

日本の国立公園の制定(中) : 自然の保護と 利用の確執に関するレジャー論的研究(3)

MURAKUSHI, Nisaburo / 村串, 仁三郎

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

69

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

33

(終了ページ / End Page)

163

(発行年 / Year)

2002-03-28

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004316>

日本の国立公園の制定（中）

—自然の保護と利用の確執に関するレジャー論的研究(3)—

村 串 仁三郎

目 次

- 1 国立公園法制定の準備過程
- 2 国立公園法制定と法の問題点（以上本誌第60巻第1号）
- 3 国立公園の選定基準の決定と12国立公園の指定（以下本号）
 - (1) 「国立公園ノ選定ニ関スル方針」の決定
 - (2) 各国立公園の最終的候補地選定と国立公園指定
- 4 各国立公園の設立過程

—自然保護と産業・観光開発との確執を中心に—

はしがき

 - (1) 阿寒国立公園
 - (2) 大雪山国立公園
 - (3) 十和田国立公園
 - (4) 日光国立公園
 - a 日光山地区
 - b 尾瀬地区
 - (5) 富士箱根国立公園（以下次号）
 - (6) 中部山岳国立公園
 - a 上高地地区
 - b 白馬地区
 - c 黒部立山地区
 - (7) 吉野熊野国立公園
 - (8) 瀬戸内海国立公園
 - (9) 大山国立公園
 - (10) 雲仙国立公園
 - (11) 阿蘇国立公園
 - (12) 霧島国立公園

3 国立公園の選定基準の決定と12国立公園の指定

(1) 「国立公園ノ選定ニ関スル方針」

昭和6年4月に成立した国立公園法は、個々の国立公園の指定をまたずに制定された。国立公園の成立まで保留されていた国立公園の指定に関する作業は、国立公園調査会の中に設立されていた「特別委員会」により予定通り急遽すすめられた。昭和6年9月29日に国立公園調査会は、それを承認し、内務大臣に答申した

本法第2条の規定により、国立公園の指定は、国立公園委員会にゆだねられていたので、本法の規定により国立公園委員会は、以前の国立公園調査会の委員を横すべりして再編された。そして国立公園委員会は、国立公園調査会の決定した「国立公園ノ選定ニ関スル方針」を正式に、承認した。

この「国立公園ノ選定ニ関スル方針」は、国立公園法に欠落していた国立公園の定義を補足する規定を示していて興味深い。この「方針」は、簡単なものなので、ほぼ全文を以下に引用しておこう。

「国立公園ハ一定ノ標準ニ照シテ厳選シ務メテ其濫設ヲ戒ムベキハ勿論ナリト雖苟モ国立公園トシテ条件ヲ具備スル箇所ニ付キテハ仮令財政等ノ都合ニ依リ直チニ其ノ公園施設ニ着手シ難キ事情アル場合ニ在リテモ尚之ガ指定ヲ為シ先ヅ以テ其風景ノ保護ニ遺憾ナキヲ期スルト共ニ須ク其ノ公園計画ヲ樹テテ官民ノ拠ルベキ所ヲ示スノ要アリ其選択標準ハ左ノ如ク之ヲ定メ必要条件ヲ具備スル箇所ニシテ成ル可ク多分ニ副次条件ヲ満足セシムルモノヲ採択スルヲ以テ適当ナリト認ム

第一、必要条件

我が国ノ風景ヲ代表スルニ足ル自然ノ大風景タルコト

即チ国民的興味ヲ繋ギ得テ深勝者ニ対シテハ日常体験シ難キ感激ヲ与フ

ルガ如キ傑出シタル大風景ニシテ海外ニ対シテモ誇示スルニ足り世界ノ
観光客ヲ誘致スルノ魅力ヲ有スルモノタルコト

上述ノ条件ニ適合スルモノトシテハ左記ニ該当スルモノタルベシ

- (一) 同一型式ノ風景ヲ代表シテ傑出セルコト
- (二) 自然的風景地ニシテ其区域広大ナルコト
- (三) 地形地貌ガ雄大ナルカ風景ガ変化ニ富ミテ美ナルコト

第二、副次条件

- (一) 自然的素質ガ保健的ニシテ多数人ノ利用ニ適スルモノナルコト
即空気，日光，気候，土地，水等ノ自然的素質ガ保健的ニシテ多数
人ノ登山，探勝，散策，魚釣，温泉欲，野営，宿泊等ノ利用ニ適ス
ルコト
- (二) 神社仏閣，史蹟，天然記念物，自然現象等教化上ノ資料ニ豊富ナ
コト……
- (三) 土地所有関係ガ公園設置ニ便宜ナルコト
即区域内ノ土地ハ御料地，国有地，公有地，社寺有地等ヲ主トシ私
有地ヲ包含スル場合ニ在リテハ成ル可ク土地所有者ガ国立公園ニ対
シ理解ヲ有シ設置ニ付便益多キコト
- (四) 位置ガ公衆ノ利用上有利ナルコト
即成ル可ク交通便利ニシテ且全国的分布ノ当ヲ得タル地位ニ存ス
ルコト
- (五) 水力電気，農業，林業，牧畜，水産 鉱業等各種産業ト風致トノ
抵触少キコト
- (六) 既設ノ公園の施設ガ国立公園計画上有効ニ利用セラルルモノナル
ト共ニ将来ノ開発容易ニシテ国立公園事業ノ執行上便益多キコ
ト」⁽¹⁾

『自然保護行政のあゆみ』は、国立公園の選定方針の特徴を4点指摘し
ている⁽²⁾。

第1に、わが国の国立公園を、「自然の大風景」を「必要条件」として

あげることによって、「本質的に自然公園であることに目標をしばっている。」と特徴づけている。

第2に、「副次条件(三)」で「土地所有に関係なく、公園の指定を行うことを明示しており、(五)の各種産業との調整を図ることを求めていることを合せて、『地域制』の公園の指定を前提している。」と特徴づけている。

第3に、「副次条件(二)」において、「社寺、史蹟などの人文景観を包含」して、これを「わが国の自然景観の一つの特徴として評価肯定している。」と特徴づけている。

第4に、「副次条件(一)」は、自然公園としての利用性を明確に示している。」と特徴づけている。

この「方針」にたいする4点の特徴づけ自体に、私は、とくに異論を差し挟む必要はないと考えるが、しかし全体にみると、やや不十分な特徴づけであると指摘しなければならない。

まず全体的にみて、国立公園選定の「方針」は、前文にあるように、田村剛がこれまでしばしば指摘してきた内容であって、国立公園を「厳選」すべきこと、その上、財政的な手当てが不十分でもまずは国立公園を指定し、「其風景ノ保護」につとめるなど、田村らの国立公園制定の戦略的構想そのものをあらわしており、とくに目新しいものはない。しかし国立公園調査会に様々な考えがあるなかで、田村らの国立公園構想を実現する方向で、「方針」を制定したことには、大きな意義がある。

具体的にみると、第1に、『自然保護行政のあゆみ』が指摘しているように、この選定の方針においてわが国の国立公園を「自然公園」として位置づけたことの意義は大きい。しかしさらに付け加えれば、国立公園法では、曖昧であった自然、風景の保護が、国立公園「選定」の基準においては「第一 必要条件」として、「自然の大風景」を指摘し、「風景ノ保護ニ遺憾ナキヲ期ス」と強調されており、国立公園の利用の側面を「第二 副次条件」と規定し、国立公園選定に際して、全体として自然、風景の保護姿勢を強めていることである。

この傾向は、後にみるように戦前の国立公園制定過程において、多くの国立公園候補地において、水力発電、農業灌漑、林業、過度な観光開発などの産業的な利用が問題となり、国立公園制定担当官庁、官僚、国立公園協会、史蹟名勝天然物保存協会などが大自然、大風景の保護に力を注いだことによって証明されることである。

第2に、『自然保護行政のあゆみ』が指摘しているように、日本の国立公園が「地域制」をとった事実を指摘するにとどまらず、そのことについても、この「地域制」が日本の国立公園の弱点を生む根拠となっていることも指摘しておかなければならない。

「地域制」の規定は、国立公園内の土地私有を認め、そこでの営業や収益活動はある程度認め、産業の利用、水力発電、農林業、観光およびレジャー的利用開発に大きく道を開く可能性を与え、あるいは逆にそれらを排除する規定を欠き、日本の国立公園を特徴づけ、時には日本の独創的な国立公園の特質として好意的に論じられ、逆に日本の国立公園の弱点とも指摘されているものである。

この「地域制」の規定は、観光がまだ未発達な時期、段階では、それほど大きな問題にならないが、国立公園地域内の観光化の圧力、需要が生れてくると、それを十分に規制できない。この問題は、とくに戦後の新たな国立公園の制定や既存の国立公園における観光開発に際して明らかになる。

また「地域制」の規定は、観光業のほか、国立公園地域の産業的な利用、すなわち民間経営の鉱山、水力発電、農林業を許容することになり、国立公園の自然と大風景の保護との大きな確執を必然化することになる。現に後にみるように自然保護と農林省、逓信省との国立公園のあり方が争われた。

この問題は、後に重要な争点として問題になるのであるが、この規定が、国立公園から、産業的な利用を排除し、かつ観光的、レジャー的開発を排除ないし著しく制限することをこぼむ原因をつくることになったのは

事実である。しかし私は、同じ「地域制」をとったイギリスの国立公園などを想起すれば、全体として日本の国立公園の利用規制の弱さは、単に「地域制」の問題ではなく、国立公園法の弱さ、それを執行する行政、それをバックアップする学者、国民の自然保護意識の弱さが大きいと考えている。この問題については、戦後の国立公園の濫造と観光的な乱開発の問題を踏まえて、改めて詳論することにした。

第3に、「第二 副次的条件」として「社寺、史蹟などの人文景観」を「自然景観」に含ませる問題は、まったく異論はない。ただし「社寺、史蹟」が、しばしば名所、旧蹟の大観光地である場合に、自然、風景と名所、旧蹟の何れを強く評価するかという問題にぶつかる。

第4に、「自然公園としての利用性」の問題についていえば、すでに十分に論じてきたように、「第二 副次的条件」として認める限りとくに問題はない。しかし現実の問題としては、国立公園の自然、風景の保護と利用のいずれを重視するかが、つねに問題化し、「利用性」を認めるかどうかの問題ではない。現にこの「国立公園ノ選定ニ関スル方針」を国立公園調査会で検討している最中に、田村らの国立公園協会、史蹟名勝天然記念物保存協会などは、国立公園候補地における産業的な「利用」と自然、風景の保護との激しい衝突に遭遇し、苦慮し、かつ自然保護のために戦っていたのである。

当然、「利用」を強調する人たちが、国立公園調査会や国立公園委員会にいたわけで、そもそもこの「方針」自体が、両派の一つの妥協的産物にほかならなかった。

ともあれ、これまで、国立公園選定の方針が定まらず、保留されてきた事情を考慮すれば、国立公園調査会が起草し、国立公園委員会が承認した国立公園の選定の方針は、国立公園選定作業をすすめる上で大きな前進であった。

《注》

- (1) 環境庁自然保護局編『自然保護行政のあゆみ』, 59頁。
 (2) 同上, 59-61頁。

(2) 12国立公園の最終的候補地選定と国立公園指定

新しく再編された国立公園委員会は、旧国立公園調査会の委員を横滑りして、再編成されたのであるが、昭和6年9月29日に決めた「国立公園ノ選定ニ関スル方針」を、同年11月24日の第1回の委員会で承認し、新しく国立公園の最終的な候補地選定作業に入った。

この作業に先立って、国立公園候補地問題を整理しておけば、最終候補地決定する前の状況は、すでに大正期に衛生局が16候補地調査を、つぎの

第1表 国立公園の候補地調査（大正期）

No	調査年次	国立公園候補地名
1	大正10年	上高地
2		白馬岳
3		日光
4		温泉岳（雲仙）
5	大正11年	富士山
6		大台ヶ原
7		磐梯山
8	大正12年	阿寒湖
9		霧島
10	大正13年	小豆島屋島
11		伯耆大山
12	大正14年	十和田湖
13		立山
14	未調査	大沼公園
15		登別温泉

注 田村剛『国立公園』, 2-3頁より作成。
 阿蘇は、ここでは省かれていた。

第2表 国立公園候補地の『国立公園誌』に掲載された論文・記事数

候補地名	昭和4年	昭和5年	昭和6年	昭和7年	昭和8年
1 阿 寒	2	1		2	3
2 登 別	2	1			
3 大沼公園	2	1			
4 大 雪 山				2	4
5 十 和 田	3	2	1	2	3
6 磐 梯	2	3			
7 日 光 (尾 瀬)	3	4	1 (1)	3	5
8 富 士 (箱 根)	2 (2)	4 (3)	2 (1)	2 (1)	2
9 日本アルプス (上高地) (白馬) (立山) (黒部)	1 2 1 1 3	1 2 2 2 4	2 1 1	3 1	4 3
10 吉野大台原	2	2	2	1	4
11 大 山	2	2	1	1	2
12 小豆島屋島	3	2	1	2	3
13 雲 仙	2	2	1	1	1
14 阿 蘇	2	3	1	1	
15 霧 島	1	2	1	1	3
16 大分・別府	3	1	1		

注 その他16国立公園候補地以外の扱われた地域は、以下のとおり。

昭和4年、湯河原・真鶴1、松島1、琵琶湖2、

昭和5年、日田1、奥利根1、

昭和6年、0

昭和7年、伊豆1、

昭和8年、伊豆1、南紀1、高千穂。

以上、『国立公園』誌から算定、作成。

ような経過で調査し、有力候補地としてあつかつてきたということである。

また国立公園制定運動の中心人物であった田村剛は、昭和2年7月に出版された『国立公園』において、16候補地のうち「十和田、日光、富士、温泉（雲仙のこと—引用者）、阿蘇、霧島」「上高地や立山」あるいは、「大台ヶ原」などの9候補地が有力な国立公園候補地であると評価している⁽¹⁾。

また昭和6年11月の国立公園委員会発足以前に、国立公園協会は、国立公園候補地の調査をおこなっているが、その調査報告は、16候補地内のものであり、新たな候補地を調査するケースはまったくなかった。

中越延豊の連載「国立公園候補地概観」は、第1回「温泉岳」、第2回「阿寒湖」、第3回「日光」、第4回「小豆島屋島」、第5回「登別温泉」、第6回「大沼」、第7回「伯耆大山」、第8回「立山」、第9回「霧島」、第10回「大台ヶ原山」、第11回「白馬岳」、第12回「磐梯山」、第13回「十和田湖」、第14回「上高地」、第15回「富士山」、第16回「阿蘇山」であった⁽²⁾。

第2表は、国立公園協会の雑誌に昭和4年から昭和6年まで取り上げられた論文、報告、記事の数を示したものである。既存の16候補地以外に取り上げられ地域は、急遽浮上した大雪山を除けば、大分の別府4回、琵琶湖2回だけが目立ち、残りはわずか1回限りであった。田村らが有力とみなした候補地は、扱い数が多く、また候補地内の開発問題を抱えた候補地の扱いがとくに多い。

言い換えれば、田村らは、16候補地以外、はじめから候補地にする意図がなかったことをはっきりと示している。このことから、16候補地は、内務省衛生局ならびに田村らにとって、はじめから有力な候補地であり、16候補地ではやや数が多いので、どの程度数を絞り込むかに論点があったように思われる。

なお後に詳しく検討することになるが、国立公園法が制定されるや、各

地の国立公園候補地で国立公園制定促進運動が展開された。その一つは、16候補地の中の候補地で、国立公園協会が国立公園制定を支援する形で、協会支部の設立であり、もう一つは、国立公園内で産業開発問題を抱えていた候補地で、国立公園制定を促進して、開発を阻止しようとする運動であった。

すでに指摘したように、国立公園協会支部の設立は、昭和4年5月段階に、富士山国立公園協会が山梨県に、大阿蘇国立公園協会が熊本県に設立されており、同年6月に富士山国立公園協会は国立公園協会山梨支部の改変され、新たに国立公園静岡県協会が設立された。同年8月に香川県国立公園協会が組織され、昭和5年1月に大箱根国立公園協会が設立され、同年7月に国立公園協会神奈川支部へ改組し、同年10月に栃木県国立公園協会が組織された。国立公園法制定後の昭和6年6月に十和田の国立公園協会青森支部と国立公園協会長野支部が組織された。立山については、昭和8年に富山支部が設立された⁽³⁾。

明らかに国立公園協会の支部などは、協会が有力候補地としてみている地域でのみ設立されているのであって、国立公園協会の意図が歴然としている。

国立公園協会や衛生局は、16候補地内で問題が多かった地方へ、田村や保健課囑託らを送って調査をおこなった。十和田湖の灌漑用水化問題が発生し、田村が当地を訪れた。同年6月に阿寒湖の国立公園指定の誘致運動がおこなわれ、大挙して国立公園調査会の委員を中心に数十名の調査団が、釧路阿寒を訪れ、さらに急遽候補地として浮上した大雪山の調査が、田村剛と阿寒調査団の二つによっておこなわれた。また昭和6年には、黒部峡谷と尾瀬沼の電源開発問題が発生して、田村らの調査がおこなわれ、水力発電所の建設反対運動が激化していた。

昭和6年8月に田村は、大山、島根の北浦、岡山、広島、香川3県にまたがる瀬戸内海を調査し、小豆島、屋島の候補地を備讃瀬戸一円に拡大する意向を固めている。さらに10月から11月まで、田村、加藤誠平、脇水博

士などによる大台ヶ原及び大峰山候補地の調査がおこなわれ、北山川から熊野海岸にかけて広大な地域の調査をおこない、吉野熊野の構想を固めた。

また保健課の国立公園担当者も、中越延豊が死去し、新たに小坂文夫、加藤誠平、千家啓磨の造園家が嘱託として参加し、事務局の体制強化がなされるなど、国立公園法制定に刺激された慌しい動きがあった⁽⁴⁾。

こうした状況を前提にしながら、新しく選出された国立公園委員会は、昭和6年11月に第1回の国立公園委員会を開催し、国立公園の最終的な候補地設定の検討に入った。

委員会の委員は、すでに検討した国立公園調査会の委員が横滑りするものであった。氏名は、前稿を参照されたい。国立公園委員会の運営は、幹事が作成した議題を、委員会で論議するという形をとった⁽⁵⁾。

第1回の国立公園委員会は、『国立公園』誌の報告によれば、内務大臣安達謙蔵会長の挨拶にはじまり、議事規則を決定して、会長より議事の紹介がおこなわれた。委員会は先に国立公園調査会の「国立公園ノ選定ニ関スル方針」をそのまま「踏襲」することを決定し、さらに国立公園を選定するために、どこを候補地に選定すべきかの議論に入った⁽⁶⁾。

まず田村剛から、これまでの16の国立公園候補地「調査の要点」が逐一「説明」された。その際、田村は、16候補地のうち、独立に扱われてきた上高地、白馬、立山の3候補地を「日本アルプス」に一本化し、備讃伊予一円をさらに拡大して「瀬戸内海」として、合計14候補地に整理することを提案した⁽⁷⁾。

これにたいして中川正左、藤村義朗、根津喜一郎、岡部長景の各委員から質問がだされ、赤木衛生局長、伊藤武彦衛生保健課長、田村剛らが答弁した。

質疑応答の要点は、第1に、藤村委員から、選定基準に照らして、16候補地はどこがはずれるのか、あるいはどこを選定するのかという質問がだされ、それにたいし今後の各位の審議により決定したと答えている。

第2に、岡部委員から、外洋に面した候補地が少ないが、適当なものがないのか、という質問がだされ、ほかに優れたものもあるが、国立公園候補地とするには、施設管理上、土地所有の面で適当なものがないと答えている。

第3に、根津委員から、田村の16候補地の説明は了承するが、16候補地以外に、「陳情」もあり、それらについて「調査」があるのか、あれば資料を提出されたいとの質問に、16候補地は調査を踏まえたものであり、その他については問題にならないと答え、北海道について大雪山を新たに候補地として今後の調査課題とする旨の答弁がなされた。

大雪山が新しく候補地として浮上した経緯は、後に詳しく検討するが、簡単にその理由を指摘すれば、昭和6年に国立公園法が制定されることがはっきりしてくると、各地の国立公園候補地で設立促進運動が激しくなり、北海道では、登別温泉、大沼公園が候補地として危うくなってきた。その代替候補地として原始的な自然と風景に優れた大雪山が急浮上し、北海道庁を中心に、候補地化の運動がすすめられ、田村らに大きくアピールし、国立公園委員会で、今後候補地として調査課題として提起されることになったのである。これらの質疑から、委員会の方向性は、はじめから衛生局保健課と田村らの強力なイニシアティブのもとで、かなりはっきり16候補地を中心に候補地選定に入っていることを示している。

最後に藤村委員から「国立公園を具体的に選定するは相当困難にして非常に慎重を要する問題」なので、「特別委員会」を選定して調査をすすめるよう提案がなされ、会長の指名で11名の特別委員が選出された。

この11名の委員は、三矢宮松、赤木朝治、平熊友明、荒井堯爾、正木直彦、三好学、本多静六、脇水鐵五郎、岡部長景、藤村義朗、田村剛であった。

最終的な候補地選定に向けた特別委員会の議論は、委員の意見が必ずしも一致していなかったことに加えて、地方の国立公園指定の陳情が盛んにおこなわれ、かなり複雑な様相を呈した。

田村自身は、「国立公園の選定に就いては、十分その資格を詮衡した上で第一流のものを厳選するようにしたい。」と考え、「その第一次には数箇所を選定して、これに主力を注ぎ、他は暫く保留して置いて、単にその風景を保護する程度に止めて置」⁽⁸⁾きたいと考えていたようである。

委員会では、とくに新たに候補地に浮上した大雪山と九州の候補地をめぐって「重大な意見の食違い」⁽⁹⁾があったといわれているが、大雪山については、交通事情の悪さや観光開発の遅れにもかかわらず、自然性、風景性にすぐれた候補地を重視して大雪山を入れるか、大沼公園や登別温泉など交通の便がよく観光地化された伝統的な名所を重視するかの意見に分かれた。

九州については、3地域でも多いという意見もあり、雲仙が選定から外されそうになっていた。

いずれにしろ第1回目の特別委員会では、意見がまとまらず、国立公園委員会の指導的立場にあった田村らは、十和田、日光、富士、日本アルプス、瀬戸内海の5候補地を第1次候補として正式に決定しようとしたが、必ずしもことが思惑通りにすすまず、結局、第1次の5候補案は見送りとなった⁽¹⁰⁾。

とくにその内、十和田、日光の尾瀬、日本アルプスの黒部など共に産業的利用と自然、風景の保護をめぐって、逓信省、農林省と内務省、新たに史蹟名勝天然記念物保存を担当するようになった文部省間の対立があり、候補地指定に十分な条件が整わず、候補地選定に異論もあったからである⁽¹¹⁾。

翌昭和7年1月に再開された特別委員会でも、相変わらず意見が対立し、九州においては3ヶ所では多すぎるという意見があり、また内務省保健課が大雪山を正式に候補地として推奨して議論を呼んだ。

なお内務省衛生局は、すでに16国立公園候補地の選定とからんで、国立公園に入らない「府県立公園」、戦後に国立公園候補地として問題になる地域、および国定公園の調査を開始していた⁽¹²⁾。

昭和7年5月に犬養総理が凶弾に倒れ斎藤内閣が成立し、衛生局長は大島辰次郎にかわり、保健課長が藤原孝夫にかわった。特別委員会は回を重ねたが、「地方の陳情は各委員を困惑させるほど猛烈を極めた。」⁽¹³⁾

結局、昭和7年9月24日の特別委員会で、田村ら保健課の思惑どおり、大雪山が正式に候補地に追加され、15ヶ所とし、阿寒、大雪山、十和田、日光、富士、日本アルプス、瀬戸内海、阿蘇、霧島の9ヶ所については、全員委員の意見が最終候補地とすることに一致した。

他方、登別・支笏湖、大沼、磐梯吾妻、大山、大台原・大峰山、雲仙の6ヶ所が問題として残された。大台原・大峰山は、拡大案がとおって吉野熊野国立公園候補地となり、大山と雲仙が最終的に候補地として認められ、登別、大沼、磐梯吾妻を推す意見が弱くなり候補地から消えた⁽¹⁴⁾。

これら個々の国立公園候補地にける具体的な問題については、次節「各国立公園の設立過程」において詳しく検討するので、ここではふれないでおく。

さらに昭和7年10月に開催された第2回国立公園委員会は、新会長の山本内務大臣の挨拶につづいて、幹事から報告された特別委員会の調査結果と12候補地提案を承認した⁽¹⁵⁾。

しかし12国立公園候補地が決定されたが、国立公園は、重大な問題を抱えていた。すでに言及してきたが、国立公園候補地が最終的に決定される局面になって、国立公園の区域指定、それに自然、風景と産業開発との衝突が問題になっていた。十和田湖では、農業灌漑問題、尾瀬と中禅寺湖、黒部溪谷、吉野熊野では、水力発電問題が生じていたからである。

第2回国立公園委員会において、委員の一人清水順次逓信省電気局長は、つぎのようにのべた。

「国立公園として選定せられたる地区中には地勢の関係上自然多数の優秀なる水力地点を含むを以て万一国立公園の区域内に於ては国立公園の爲にする施設は宜しいが他の産業目的にするものは絶対に許可すべからずというが如きことに立ち至らば我が国の電気事業は多大の損害を受けるのみ

ならず延びて我が産業界にも至大の悪影響を及ぼす虞なきを保し難きを以て風景の維持を考慮せらるると共に電気資源の開発が我が国に於て重要なことを考慮せられたし即ち公園としての風景と資源としての水力との間に協調を保たれたしとの希望意見披瀝せらる。』¹⁶⁾

清水の意見は、要するに、国立公園に指定して、水力発電開発を絶対認めないというのであれば、産業に悪影響を及ぼすので認めがたい、開発と風景保護を協調しておこなわれたい、という意見であった。

この意見にたいし藤村義朗特別委員会委員長は、「特別委員会に於ても、我が国の産業と国立公園の風致維持に就ては十分考慮を遂げた、産業と国立公園とは相当に調節融和の途が附くものと心得る、産業の或る種類のもは之あるがために却つて国立公園の美を増すというやうなことも考へられる飽く迄で産業と公園とは協調融和せしめ両々相俟つて国家に寄与せしむるつもりである」と答えた。

この答弁に付け加えて、貴族院議員根津委員は、「委員長の報告は最も綿密の調査で特別委員の労を感謝すると同時に委員長の報告に対しては全部異議なく賛成するとの意見」をのべた。

ついで東大教授蘭部一郎委員（林学）が「同様賛成の意見を述べ」たが、「国立公園法に依る制限禁止は必要なる最小限に止め林業の進歩発達を阻害することなきようにとの希望を附加した。」

以上のように国立公園の指定に際しては、候補地内の水力発電、林業、さらには灌漑事業などが問題になっており、ここでは、電力局長が、国立公園の指定によって発電事業が制約されることのないように訴えている。

これにたいする藤村義朗委員の答弁は、国立公園委員会は 開発と風景維持の問題については十分に考慮しており、両者は協調融和していくべきであると、答弁したが、ここには二つの問題点が潜む。一つは、国立公園法なり国立公園政策では、政府は、産業開発と風景維持の問題では、必ずしもはっきりとした原理原則を立てていず、あいまいな側面を残しており、一般的に何れを重視するか明確にしていなかった。むしろ自然、風景

の保護に絶対的な優位性を与えていなかった。したがって個々の問題が発生した際に、個別的な交渉と協議に委ねられることになったということである。

二つ目の問題は、両者は協調融和されるべきだといっているが、国立公園選定の有力委員たちは、かなり自然、風景の維持、保護に力点をおいて努力していたということである。

藤村は、建前としての両者の「協調融和」を主張し、本音としての自然、風景の維持と保護の重視という姿勢を表面化しなかった。そうすれば、逋信省の猛反対が予想されたからである。他方、後にもるように、本音にしたがって内務省衛生局や国立公園協会、さらには文部省や史蹟名勝天然記念物保存協会に関連した国立公園調査会の中心メンバーは、国立公園候補地内の水力発電や農業灌漑にかなり強力に反対したからである。

もとよりこうした事態は、すでに指摘したように国立公園法のもつ矛盾にもとづくものであり、国立公園制定運動の内包していた弱点であった。

ともあれ、国立公園委員会では、さまざま意見が噴出して、最終決定まで困難をきわめたのであるが、結局は、田村、本多の指導する衛生局保健課の当初原案がほぼ貫徹された。したがって私は、国立公園の最終候補地の決定、最終的な国立公園指定は、田村らの国立公園協会の戦略、理念、指導力の貫徹によっておこなわれたと考えている。

第2回委員会は、こうして12候補地を正式に承認したが、国立公園指定はまだ終わったわけではなかった。今度は、正式に決定された候補地を法的に国立公園に指定する課題がのこされた。

昭和8年1月30日に開催された第3回目の国立公園委員会では、第1次の指定案として、瀬戸内海、雲仙、霧島の3候補地が提案された。しかしこれらも、特別委員会に付託され調査と論議がおこなわれた。

ちなみに特別委員会の委員は、三矢宮松、脇水鐵五郎、細川護立、村上、本多静六、岡部長景、太田嘉太郎、三好学、山岡重厚、田村剛、大島辰次郎の11名であった⁽¹⁷⁾。

昭和8年12月19日に開催された第4回の国立公園委員会は、問題のなかった第1次の国立公園候補地、瀬戸内海、雲仙、霧島を承認し、3国立公園を先行的に指定することを可決し、昭和9年3月に実際に指定した。

昭和9年8月9日開催の第5回国立公園委員会は、第2次案として、阿寒、大雪山、日光、日本アルプス、阿蘇について指定を検討したが、水力発電所建設で問題の多かった尾瀬をふくむ日光、黒部をふくむ日本アルプスを特別委員会に付託して、指定を保留した⁽¹⁸⁾。

なお第4回と第5回の国立公園委員会の間に、重大な問題が検討された。第1の問題は、阿蘇地区には、広大な耕地村落が存在していたため、衛生局が、阿蘇国立公園候補地内の普通地区に「制限緩和地区」を設置して、規制をゆるめる措置をこうじ、指定の条件を整えたことである⁽¹⁹⁾。

第2の問題は、十和田湖の問題に関連して、昭和8年10月に内務省と農林省の「協定」を結んだことである⁽²⁰⁾。

こうして問題をもった候補地について内部調整を重ねて、昭和9年9月10日に開かれた第6回国立公園委員会は、第2次案の5国立公園指定、阿寒、大雪山、日光、中部山岳、阿蘇を原案通りに承認し、同年12月に5国立公園を実際に指定した⁽²¹⁾。

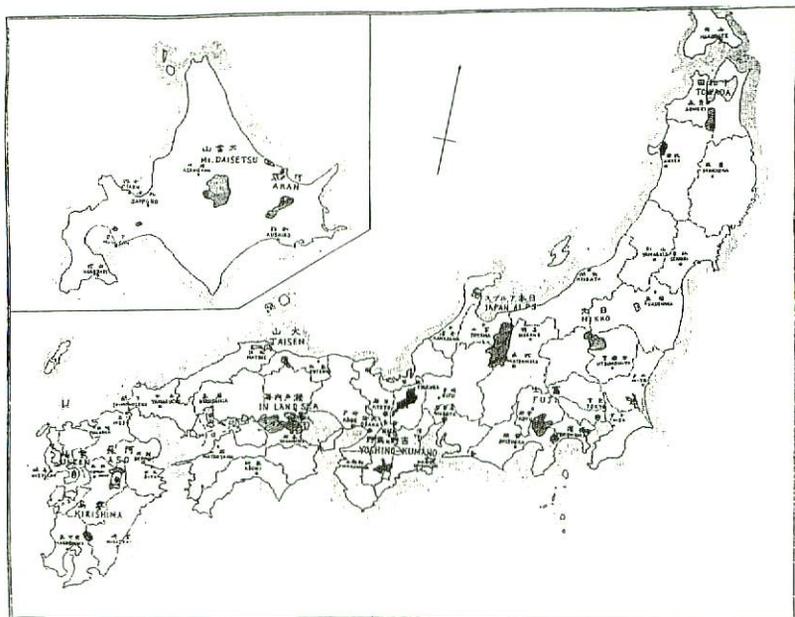
しかし相変わらず十和田、富士、吉野熊野、大山は、風致と産業の調整で各省の協議が続き、決定が保留されていた。

なおこの委員会は、「日本アルプス」国立公園候補地を、「中部山岳」国立公園に名称を変えることを決定した⁽²²⁾。けだし当然のことである。

昭和10年12月に開催された第7回国立公園委員会は、特別委員会に十和田、富士、吉野熊野、大山の候補地の検討を付託し、昭和11年1月12日の特別委員会で原案通り承認し、結局ここでも、原案が承認され、覆されることはなかった。特別委員会は、原案承認のセレモニーだった。

こうして第8回国立公園委員会は、第3次国立公園案、十和田、富士、吉野熊野、大山の最後の4候補地を国立公園に指定することを承認した。その際、「富士」国立公園は、「富士箱根」国立公園と改称することに決定

第1図 日本の国立公園（戦前）



注 「国立公園」誌第4巻第11号による。

日本アルプスは正式には中部山岳国立公園である。

した。しかしこれは、この委員会で「箱根」地区を国立公園地区に含ませることを決定したわけではなく、すでに大正期の論議に富士国立公園には箱根地区が含まれていたため、単なる名称変更にすぎなかった。しかし箱根の名称を付けるかどうかは、箱根地区にとっては実に大きな問題であった。

こうして昭和8年から昭和11年にかけて指定された12国立公園は、大正11年の16候補地の内、大沼、登別、磐梯の3ヶ所がはずされ、13ヶ所が採用され、3ヶ所が1ヶ所に統合された合計11ヶ所に、新たに大雪山が加えられたものであった。

ここでも、最終決定案が、大正期の16候補案とほとんど変化がなかったことは、注目に値する。大雪山が大沼、登別と入れ替わったこと、磐梯が

除外された以外は、大正期の16候補地がほぼ指定されたのである。

このことは、第1に、内務省衛生局の国立公園担当者とこれを支えた国立公園協会の田村剛らのイニシアティブが、最終的に貫徹したことを意味する。第2に、確かに地元の政治的な圧力や観光開発への期待圧力が各候補地に存在したとはいえ、初発の方針を貫いて、大きな変更がなかったことは、むしろ驚くべきことであった。この点は、内務省衛生局と国立公園協会の、とくに田村剛らの指導的役割の高さが改めて評価されなければならない。

また後に詳しく検討するように、交通事情が抜群によく、都市化し観光地化していた北海道の大沼公園、登別温泉が、交通事情は決してよくはないが、原始自然に近かった大雪山と入れ替わったことは、紆余曲折しながらも、当局の大自然を保護しようとする意図を強くあらわすものとして評価しておくべきである。私が、田村剛らの国立公園制定の目的は自然保護の側面を強めたと評価する所以である。

また灌漑事業による十和田湖の自然、風景破壊の危険に反対し、最後まで地元民と共に戦い計画を事実上中止させ、最終的に国立公園に指定したことも、田村らの国立公園制定運動の大きな成果であったと指摘しておきたい。

また、尾瀬の水力発電計画を阻止し、日光国立公園に包含して、尾瀬の自然を守ったことも、中部山岳国立公園の一角にある黒部峡谷のダム建設計画、吉野熊野ダム計画の縮小に持ち込んだ、田村らの指導的な役割を強調しておきたい。

こうしてみると、たしかに日本の国立公園制定過程には、国立公園思想、国立公園法、その管理機構に多くの問題点や弱点が存在していたが、戦前にみる限り、多くの積極的な成果、肯定的に評価すべき側面、さらに今日の国立公園制度や運動が学ぶべき多くの論点が存在していることも事実である。

《注》

- (1) 田村剛『国立公園』, 45-6頁。
- (2) 『国立公園』第1巻第3号から第2巻第11号まで参照。
- (3) 拙稿「日本の国立公園の制定(上)」『経済志林』第8巻第3・4号, 202頁。
- (4) 国立公園協会『日本の国立公園』, 36頁。
- (5) 環境庁『自然保護行政のあゆみ』, 55頁。
- (6) 第1回委員会については, おもに『国立公園』第3巻第12号を参照。
- (7) 前掲『自然保護行政のあゆみ』, 66頁。
- (8) 前掲田村『国立公園』, 49頁。
- (9) 前掲『日本の国立公園』, 38頁。
- (10) 同上, 38頁。
- (11) 前掲『自然保護行政のあゆみ』, 68頁。
- (12) 前掲『日本の国立公園』, 38-9頁。
- (13) 同上, 39頁。
- (14) 同上, 39頁。
- (15) 第2回委員会については, おもに『国立公園』第4巻第11号参照。
- (16) 同上, 36頁。
- (17) 第3回委員会については, おもに『国立公園』第5巻第12号参照。
- (18) 前掲『日本の国立公園』, 43頁。
- (19) 同上, 43-4頁。
- (20) 前掲『自然保護行政のあゆみ』, 68頁。
- (21) 前掲『日本の国立公園』, 43頁。
- (22) 前掲『自然保護行政のあゆみ』, 71頁。

4 各国立公園の設立過程

—自然保護と産業・観光開発との確執—

はじめに

国立公園に指定された各地域は, 候補地についての十分な調査, 研究が不足していたとしても, 国立公園選定基準にてらし, ある程度の客観的基準にもとづいて選定され, さらに政策的な地域配分をも考慮して, 国立公

園として全国的にかなりバランスして指定されていると評価できる。

これまでの考察では、国立公園の制度一般の問題を中心に検討してきたために、個々の国立公園候補地がかかえていた問題点、自然破壊をとまなう産業開発、観光開発と自然保護の深刻な問題が十分に検討されてこなかった。ここでは個々の国立公園の設立過程を詳しく追いながら、上記の課題に取り組んでみたい。

なお本節の考察では、私は、原資料の発掘やファクト・ファインディングが十分ではないと自覚しつつ、各地の郷土史家による国立公園の研究を利用しながら、地方に埋もれた研究を掘り起こしつつ、各地の国立公園設立過程を統一的に考察することを試みた。

アメリカやイギリスなどと比べ、日本においては各地の国立公園の個別的研究が著しく欠如している。本稿が、不十分ではあるが、今後の研究への刺激になればと期待したい。

(1) 阿寒国立公園

まず北海道における阿寒国立公園の設立過程の問題点を掘り下げておきたい⁽¹⁾。北海道における国立公園問題は、一般的には大正10年ころ田村剛ら国立公園制定派の内務省衛生局保健課によって、16カ所の国立公園候補のうち、阿寒、大沼公園、登別温泉の3候補がノミネートされてから起こってきた⁽²⁾。

しかし北海道ではそれから10年前に国立公園の問題が存在していた。明治44年10月（か5月）に愛別村太田竜太郎村長は「石狩川上流霊域保護国立公園経営ノ件」という「陳情書」を国会に提出して、はじめて国立公園設立の要求を提起した。太田村長の陳情書は、開発による自然および自然景観の破壊を阻止するために石狩上流地域を国立公園に指定して「保護」してもらいたいという要求であった。

この陳情書で太田は、「未だ私人に属せざるの地域たるを以て、彼の約十里四方の間を保存禁伐林として断然個人の有に帰せしめず、徐々国家の

事業として経営あらん事を切望措く能はず。方今内外の形成上より神社仏閣及名所旧蹟の保存より国立公園の設備を絶叫する声漸く耳にす、此の機運を逸せず石狩川上流の靈域も亦一大雄断を以て経営するの要あるを認む」と訴えた⁽³⁾。

熊本出身であった愛別村村長太田竜太郎は、明治43年に石狩川上流（現在の上川町、層雲峡付近）に探検的紀行をおこない、その自然景観の素晴らしさに魅せられ、『北海タイムズ』に「靈山碧水」と題する文章を発表した。しかしこれが、皮肉にも、太田の「陳情書」の表現によれば景勝地の観光地化を意図する「土地私下運動猛烈となり、政商富豪其他相競うて狂奔飛躍以て占有せんとする状況」を生みだしてしまった⁽⁴⁾。

そこで太田は困惑し、すでに前々稿で言及した地元選出の浅羽靖衆議院議員や同郷の通信大臣兼鉄道院総裁であった幼友達の後藤新平に相談し、国会での日光や富士山を対象とした国立公園設立の論議を知り、明治44年10月（か5月）に後藤新平にさきの陳情書を提出したことのようにある⁽⁵⁾。

この陳情書は国会で問題にされなかったが、浅羽靖は、この陳情書の提出に先立ち、すでに指摘したように明治44年2月の衆議院委員会で、自然保護の立場から富士山の国立公園化だけでなく、石狩川上流をもふくめた国立公園の設立を要求したのであった⁽⁶⁾。

しかし明治44年の国立公園設立問題は、政府の方針転換で頓挫したため、後に大雪山国立公園の一角を占めることになる石狩川上流の国立公園化の要求と運動も進展しなかった。しかも層雲峡一帯の土地は、有力な利権屋の運動が効を奏し、北海道庁により大正2年に不要林としてある会社に払い下げられることが決定した。

そのころ北海道庁林野局に、太田村長と同じ思想をもつ林駒之助技師が林務課長に就任した。林技師は、この私下げを不当な処置と考えて、私下げの決定をくつがえし、大正4年にその地域を「国有林の水源涵養土砂防止保安林」に編入して、保全することにした⁽⁷⁾。

なおこの林駒之助の後継者であった林常夫は、後に「国有林を入植地として開放すると、利権屋が横行して森林をだいなしにしてしまうことが多かった。わたしは、前任者の林駒之助さんとともに不当な払下げについては、だんことして反対してきました。そして阿寒と層雲峡の原始林は大正3年、禁伐採山林にくり入れて、だれも手をつけられないようにした。』⁽⁸⁾と回顧している。

太田はその後、北海道議員となり、大正6年に「石狩川水源ノ勝地ニ対シ、適当ノ保護方法ヲ講ゼラレンコトヲ望ム」という建議書を道議会に提出するなど勝地保護のために働いたといわれているが、その詳細については、今の私には不明である⁽⁹⁾。

北海道には、日光と並んで自然保護を意図したこうした住民の先駆的な国立公園設立運動の経験があったことに注目しておきたい。そうした先駆的な経験は、北海道では、未開地、原始的な森林が多く残っていて、その自然、地域を意図的に保護し保存しようとする思想、雰囲気、感情が強かったという特殊な事情が存在したことを示している。

北海道における国立公園問題が顕在化するのには、内務省衛生局保健課が、大正12年2月に国立公園の16候補地の中に、阿寒湖、大沼公園、登別温泉がふくめられてからである。

これまで阿寒湖は、大正10年のはじめから国立公園16候補地にふくまれていたとする意見がある。たとえば郷土史家の種市佐改は、「大正十年に阿寒湖が国立公園候補地に指定」されたとのべている⁽¹⁰⁾。俵浩三氏もそれを追認している⁽¹¹⁾。しかし田中正大氏が「保健課が調査を始めた大正10年6月に一六候補地がきまっていたのか、少し遅れて調査の途中で決まったのか検討を要するような気がする。』⁽¹²⁾と指摘しているように、この説には疑問がある。

田村剛は、大正10年2月に発表した論文でも、同年9月の新聞での論文でも、阿寒湖を候補地としてノミネートしていない。阿寒湖が候補地として公表されたのは、正式には、大正11年11月の史蹟名勝天然記念物保存協

会の機関誌においてであったにすぎない⁽¹³⁾。

田村剛執筆の『日本の国立公園』は、「一六候補地の物色された事情につき述べるならば、その頃までに主として文献により著名となっていた景勝地につき、学者の意見を参酌して検討を加えたもの」で、当事者にとってもあまり「自信のもてる案ではなかった。」⁽¹⁴⁾と率直に指摘しているとおりである。

では阿寒湖は、どのような事情で国立公園候補地としてノミネートされたのであろうか。種市佐改によれば、候補地選定の重要な役割を果たした田村剛は、昭和23年に新聞記者のインタビューに答えて「北海道では何処がいいかということで困った。そのころ（いつかはっきりしないが東京一引用者）大学の食堂で北大の新島教授に会い、“阿寒”というところを初めて聞いた。」⁽¹⁵⁾と答えたということである。

このことから、種市は、「そのころ」を大正10年と思い込み、阿寒湖は大正10年に候補地としてノミネートされたと理解しまったようである。しかも俵氏も、種市氏の意見に追従し、地元から大正10年12月に、阿寒湖国立公園候補地を地域的に拡大して欲しいとする陳情書が北海道道議会議会に提出されたことをもって、大正10年説を自明のことと思ひ込んでしまったようである⁽¹⁶⁾。

実は、大正10年説は、大正10年8月21日の『東京朝日新聞』で、田村剛らの上高地調査にふれて、「秘密裡に内務省にて候補地として数えつつある」として10ヶ所をあげ、「北海道阿寒湖」をふくめて報じたことに発していそうである⁽¹⁷⁾。

この記事の説は、秘密裏に内務省が10数ヶ所を候補地に数えているとだけ述べているだけで、いわば噂の域をでない。しかし阿寒湖が大正10年に国立公園候補地としてノミネートされたとの誤解は、田村剛らの心の中で、すでに大正10年に阿寒湖を候補地しようとする考えをいだいていたらしい様子を反映しているのかもしれない。

正式には、大正12年2月に横山衛生局長が、国会で証言した16候補地が

公式の候補地であったとみるべきである。しかし、噂としては、阿寒湖は、すでに大正10年8月の新聞に候補地として報じられたのも事実である。

さらにいえば、阿寒湖を候補地とする有力な意見が、すでに世上にあったことも事実であった。当時有力な林学者であった北大の新島善直教授は、すでに大正10年2月の『庭園』誌で、「天然公園が設定され自然が保護されると同時に最も都合よく其美が鑑賞されるを要する」と自然保護の重要性を強調しつつ、すでに大沼や洞爺湖をさけて「稍や不便であるが釧路の男阿寒岳一帯」に「阿寒湖を含んで女阿寒に至る一帯を天然公園としたら、更に可なる」と推奨している⁽¹⁸⁾。

ここで新島は、「自然公園」といい、「国立公園」という言葉を使っているわけではないが、文脈からみて、「国立公園」と同義語とみて差し支えない。明らかに新島は、すでに大正10年2月に大沼や洞爺湖より阿寒こそ国立公園候補地にふさわしいという意見を公表していたのである。

新島が論じた同じ雑誌の同じ号で、田村は自分の国立公園候補地案をのべたのであるから、田村は、その時期にすでに大正10年2月に新島の意見を知っていたはずである。しかし田村は、その時点でも、10月以降もまだ新島のアイデアを取り入れて公表してはいなかった。

しかし大正10年2月に田村が国立公園の候補地として、14候補地をあげ、その内に大沼公園をふくめていたことは、北海道の人たちに大きな関心と呼んだに違いない。また新島が、阿寒湖を事実上国立公園に推挙したことは、地元を広まって、新島による阿寒湖周辺を国立公園とするアイデアに加えて、地元からさらに屈斜路湖、摩周湖をもふくめたしという俵の紹介する建議書が道議会に提出されてくるのも不思議ではない。

いずれにしろ阿寒一帯は、新島教授のアドバイスをうけて田村剛が国立公園候補地としたことは事実である。そして大正11年11月に内務省地理課につらなる史蹟名勝天然記念物保存協会派が阿寒湖を候補地にノミネートし、翌年2月内務省の横山衛生局長が国会で「阿寒湖を中心にした国立公

園」をふくめて16候補地を公言したのである。そして大正12年に衛生局の内務省囑託、中越延豊が阿寒湖の調査をおこなうことになったのである⁽¹⁹⁾。

さて国立公園候補地化される大正10年以前の阿寒一帯は、いかなる状況にあったのであろうか。

種市佐改が詳しく検討しているように、阿寒一帯は、北海道中央部とくらべれば、東岸からほぼ100キロのところであり、江戸末期からすでに知られており、未開の地ではあるが、寛政12年（1800）には伊能忠敬の実地調査や安政5年（1858）に松浦武四郎の調査もあり、一定の知名度はあったようである⁽²⁰⁾。

維新时期から、大正10年ころまでに、阿寒周辺には開発の手が少しずつ伸び、国立公園候補地としては、十分なインフラとはいえないが、それなりの開発がすすんでいたようである。

維新後の阿寒一帯の開発は、硫黄山の硫黄採掘からはじまった。明治10年に佐野孫衛門が硫黄の採掘を開始し、運搬路として、明治13年までに釧路—硫黄山間（釧路—標茶間を船、標茶—硫黄山間を陸路）の交通網を開発した。運送馬500頭を弟子屈に投入したというから、相当の輸送力であり、硫黄の年産出量は、約17万石だったといわれている。

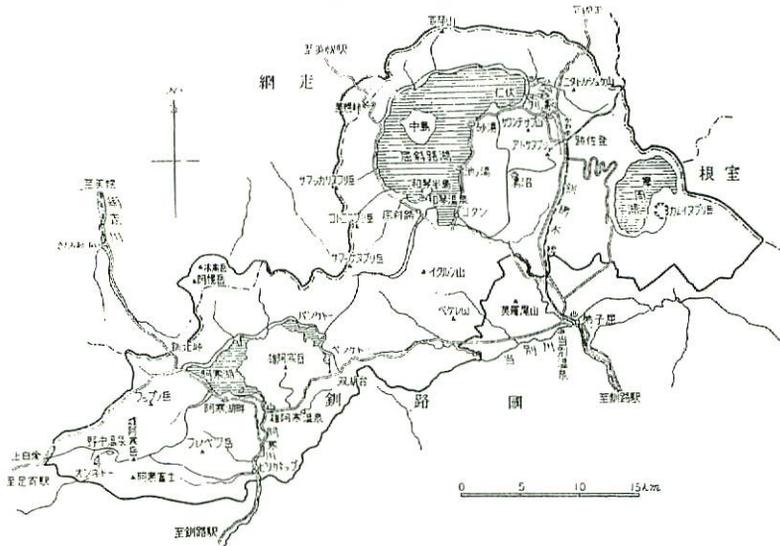
その後経営者が交代し、明治21年には、安田善次郎が、標茶—硫黄山間に鉄道を敷設し、明治24年からは一般旅客をも乗せた。しかし資源枯渇で、明治29年に採掘中止となり、鉄道も休止した。

さらに阿寒一帯の開発は、明治18年に釧路集治監が標茶に設置されてから、いっそうすすんだ。

1400人近くの囚人により、阿寒一帯の土木工事がおこなわれ、とくに道路建設がすすめられた。明治21年に標茶—厚岸間（約37キロ）、明治22年に標茶—釧路間（約45キロ）、明治23年に硫黄山—網走間（約45キロ）が開設された。弟子屈—屈斜路湖間も開通した。

阿寒一帯の西側でも、明治7年藻琴—美幌間の道路ができており、明治

第2図 阿寒国立公園



注 国立公園協会『日本の国立公園』より。以下同様。

第3図 阿寒国立公園のルート



第3図 阿寒国立公園の交通アクセス
+++++ は鉄道 ——— は道路
○ 国立公園指定区域

注 各種資料により作成。以下同様。

25年ころにはやはり硫黄運搬路として雌阿寒岳—雪裡間（雪裡—釧路間は船）が開設された。明治36年には、釧路炭鉱が、舌辛（現阿寒町）—大楽毛間に鉄道を敷設した。

こうして阿寒一帯の交通網は、新興の過疎地であった故に、一応まがりなりにも整備されてきた。かくして阿寒一帯の自然美と豊富な温泉を資源とする観光業が徐々に生み出されてくる。

まず温泉観光についてみると、明治期には、明治14年に本山某と明治19年に福岡某女が、弟子屈に温泉宿を設置した。また明治19年に川湯に温泉宿が設立されたがまもなく衰退し、明治37年に浅野清次が温泉宿を再開した。阿寒湖畔に温泉宿が出来たのは大正元年であった。雌阿寒岳温泉は、大正8年に開設された⁽²¹⁾。

温泉客は、わずかに地元と周辺の工事関係者や事業関係者の湯治客であり、阿寒登山には、明治39年に釧路市の高等小学校生徒70名が6日間の行程で阿寒一帯を周遊し、雌阿寒岳の登山をおこなったという記録がある。

とくに大正期の登山ブームを反映して、大正8年には慶応大学の山岳部が阿寒登山をおこない、同9年には京都大学生の登山と慶応大学山岳部の再来があり、ようやく中央に阿寒が紹介されるようになった⁽²²⁾。しかし大雪山などが、希有な特徴をもった山岳として大正初年代期に学術的な調査の対象として注目されるのに、阿寒の場合は、あまり関心もたれなかったようである。

大正期に入ると阿寒一帯にかかわる自然保護の動きもおきてきた⁽²³⁾。大正2年には、森林法にもとづき、北海道庁林野局のイニシアティブであろうか、阿寒湖の中島、屈斜路湖の中島が、原生天然保護林に指定された⁽²⁴⁾。

阿寒湖で明治30年に川上瀧弥により発見されたマリモは、大正10年に天然記念物に指定された⁽²⁵⁾。これと関連して、阿寒湖でも、水力発電問題が発生し、自然保護問題が浮上するが、これについては後に触れたい。

では、正式に国立公園候補地に指定される大正12年前後から、国立公園

制定運動が新たな展開をする昭和2年まで、衛生局保健課の田村らや北海道庁、釧路市の地元は、阿寒国立公園化に関連してどのような活動をおこなったのであろうか。

まず国立公園設立促進の一般的な動きをみておきたい。阿寒一帯は、国立公園候補地として話題にされるや、地元で国立公園設立を促進する動きが生まれた。地元は、すでに大正10年12月に候補地の区域を拡大する運動をおこない、つぎのような建議案を道議会に提出して可決させた。

「釧路国川上郡屈斜路湖ヲ中心トシテ釧北国境ヨリ、摩周湖、跡佐ヌブリ、阿寒湖ヲ含ム一帯勝地ヲ将来国立公園ト成ス目的ヲ以テ、相当保護の方法ヲ講ジ、之ヲ天下ニ宣伝紹介スルト共ニ、急速交通ノ便ヲ開カンコトヲ望ム」⁽²⁶⁾。

この請願は、国立公園のために阿寒一帯の勝地の保護と宣伝、交通の便の開発を要求するごく一般的なもので、とくに注目することはないが、こうした動きは、その後どのように展開したか不明である。しかもこの建議書は、どのような人たちによって提案されたか、定かではない。本当に地元の住民が提出したもののかも、確認できない。今後の研究課題としてのこる。しかしその後、釧路市の地元では、国立公園化促進運動をおこなった形跡が明確ではない。

しかし北海道庁レベルでは、かなりの動きがあった。道庁関連で阿寒の調査がおこなわれている。種市によれば、北大講師の地質学者田中館秀三が大正11年（夏）に阿寒調査をおこなっている。地元の新聞は、これを大々的に扱っているが、その後に反響はおきなかったようである⁽²⁷⁾。

同じ年に道庁の囑託河野常吉は、史蹟名勝天然記念物保存協会の立場から阿寒一帯の調査をおこなった。彼は、「阿寒屈斜路勝地保存の義」をまとめ、阿寒の名勝地の保護を主張した⁽²⁸⁾。これを基にして史蹟天然記念物保存協会派が、阿寒一帯を国立公園の候補地に指定したのであろう。

また内務省衛生局も、大正12年に中越を阿寒調査に派遣した。しかしその報告書もなく、地元の反応はなかったようである⁽²⁹⁾。

また北大の植物学者館脇操は、大正10年から昭和元年にわたって3回の調査をおこない、「阿寒植物景観」を発表し、阿寒の自然を紹介している。こうして阿寒の学術的意義が徐々に明らかにされていた⁽³⁰⁾。

なお阿寒の自然保護に大きくかかわるマリモの問題があった。マリモは、明治27年に川上龍称により阿寒湖畔のシリコマベツで発見され、大正10年3月に天然記念物に指定された。

しかし天然記念物として喧伝されるや、逆にマリモの盗採と密売がおこなわれ、マリモの保護体制が必要になった。北海道庁は、大正12年にマリモの監視人をおいて厳しい取締りをおこなった⁽³¹⁾。こうした事情も、道庁が、阿寒の国立公園化の必要を強く感じたことになったのかもしれない。

大正11年北海道電燈は、すでに阿寒川水域にある発電所の能力をたかめるために、阿寒湖の平均水位低下の許可申請をしてきた。史蹟名勝天然記念物調査会の吉井義次による調査がおこなわれ、平均水位3尺の低下が限度との上申をおこなった⁽³²⁾。

しかし実際には、翌年、北海道電燈は、阿寒湖滝口に制水門を設置し、利用水深4尺2寸の許可を取り付けて操業を開始した。そのため、シリコマベツで幅16メートル、長さ100メートルにわたってマリモが死滅する事態を生んだ。マリモの他の湖への移転がおこなわれたが、成功しなかったようである⁽³³⁾。

大正14年に阿寒一帯が国立公園候補地として脚光をあびる時がやってきた。国立公園制定運動派の重鎮である田村剛は、大正12年春から13年末まで欧米に調査留学して自然保護思想を強めて帰ってきた。しかしすでに論じたように、帰国してみると国立公園設立の動きが停滞していた。

そうした折、田村は、大正14年8月に阿寒湖調査をおこなっている。これは、阿寒国立公園設立過程において注目すべきことであった。つまり国立公園制定運動の熱がさめ、帰国して自分の居場所さえなくなって失意の内にあった田村が、私的に阿寒湖調査に出掛けているからである。

この点について種市は、この手引きをしたのは、東大林学科の先輩だった林常夫北海道庁林務課長であったと指摘する。林は、野幌の夏期大学の講師として田村を招き、田村を阿寒に誘ったようである⁽³⁴⁾。これは、単に後輩が先輩を慰めるために阿寒に呼んだのではなく、北海道庁の林業官僚だった林常夫らが、阿寒一帯の国立公園化に大いに期待していたためだったと考えられる。

田村による調査の詳細についてはここで省略するが、田村剛は、この調査で阿寒一帯の自然、風景が素晴らしいものであり、国立公園候補地としてきわめて有力であると確信したようである。

大正14年8月16日の『釧路新聞』は、田村が、「阿寒の風景は世界に冠絶する／原始の美は天下の珍宝・斯界の権威田村博士は激賞」とのタイトルで、「今度阿寒を拝見して此奴は素敵だと思いました」と語ったと大々的に報じた⁽³⁵⁾。田村は、阿寒湖一帯の原始的自然を評価して国立公園の有力候補と考えるようになったと思われる。

しかし種市が大正14年の「田村博士の来訪のチャンスも新聞報道にも地元の反応はゼロに等しかった」と指摘しているように、地元で阿寒一帯が国立公園候補地にノミネートされても、それほど歓迎や期待への反響はあまりなかったようである⁽³⁶⁾。

それは何故か。一般に釧路市地域もふくめ、地元民は、阿寒一帯の観光的な価値、国立公園化によって地域開発が望めると、あまり自覚していなかったのではないか。

確かに、北海道の他の候補地あるいは名勝地は、国立公園を誘致する請願運動をおこなっていたが、阿寒についての請願は何もない。たとえば、大正12年に「支笏湖倶多楽湖ヲ中心トスル国立公園設立ニ関スル建議」「定山溪国立公園設置ニ関スル建議」、大正14年に「有珠岳洞爺湖及登別温泉ヲ中心トスル国立公園設定ニ関スル建議」などが地元から国会に提出されていたのである⁽³⁷⁾。

この間の阿寒一帯の観光開発についてみてみよう。大正10年ころから昭

和2年までの観光開発として注目されるのは、阿寒一帯へのアクセスと観光道路の建設である。

北海道庁の土木官僚だった永山在兼の活躍は、目覚しいものがある。永山は、大正7年に釧路土木所長として赴任して以来、阿寒観光のインフラ整備のために、ひいては阿寒国立公園化のアクセス整備のために非常な努力をしており、「阿寒国立公園繁栄の父」と呼ばれているほどであった⁽³⁸⁾。

永山在兼は、北海道道路令という特殊な条例を活用して、大正13年に未開通だった足寄—阿寒湖畔、ルベシベ—阿寒湖畔間を、大正14年に阿寒湖畔経由の釧路—網走間、阿寒湖畔—北見相生間の道路を完成した。

さらに自動車時代の到来を予想して、大正14年に舌辛—阿寒湖畔間、同15年に弟子屈—川湯間、昭和2年に川湯—北見国境間付近の道路改修をおこない、新たに弟子屈—屈斜路湖間の新設をおこなった。

鉄道との連結道路については、大正15年には、釧網線釧路—標茶間の完成を予想して標茶—標津間、弟子屈—斜里間の道路改修をおこなった。

道路建設と自動車用の改修は、自動車交通を発達させた。大正13年に弟子屈の旅館経営者が、不発だったが釧路—弟子屈間の自動車営業権を獲得し、翌年に釧路の石井自動車が釧路—弟子屈間の貨物・旅客の運送を開始し、大正15年にサスガ自動車が同区間で2者競って営業した。大正14年に阿寒バスの前身伊藤自動車部が、舌辛—北見相生間でトラック輸送を開始し、翌年同社により舌辛—阿寒湖畔—相生間のバス営業をはじめた。大正15年に石井自動車による弟子屈—川湯間のバスが開通した。こうして観光道路と観光客輸送が整備されていった。

阿寒一帯の観光そのものがかなり進展した。屈斜路湖では大正15年に遊覧船2艘が運航した⁽³⁹⁾。

阿寒を中心とする広義の観光では、登山が大きな意味をもっていた。大正期に入って全国的な登山ブームを反映して、北海道でも大正12年1月に「北海道山岳会」が組織され、同年2月にその「釧路支部」が、町村長、

小学校長，在郷軍人分会長らが中心になって組織された⁽⁴⁰⁾。

それに対応して，大正12年に，道庁の釧路土木現業所は，「雌阿寒岳の釧路口登山道，石室，雄阿寒岳の登山道，摩周湖の探勝路」を整備した。また大正14年には「足寄の青年団によって雌阿寒岳の足寄口登山道が整備」された。こうして山岳会，体育協会，青年団などを中心として阿寒登山が盛んになったといわれている⁽⁴¹⁾。

弟子屈では，大正4年に，スキーが導入され，青年のためのキャンプ講習会が阿寒湖畔で開催され，50名ほど参加した。昭和期のレジャーの芽がみられた⁽⁴²⁾。

以上のように大正10年以降の阿寒国立公園候補地の状況を概観してきた。それを簡単にまとめれば，阿寒一帯は，いまだ未開発地で過疎地域であったため，国立公園候補地化以後昭和2年まで，観光化は徐々にすすんだが，地元では目立った国立公園設立促進運動をおこなっていた気配はなかったように思われる。

昭和2年に国立公園設立運動は，ふたたび復活した。田村剛が小冊子『国立公園』を発行し各地にばらまいて，国立公園設立を呼び掛けてから，急激に国立公園制定運動が活気づき，かつて16候補地にノミネートされていた地域では設立運動が盛んに展開されることになった。また昭和3年末に国立公園協会を設立して，田村らは，積極的に国立公園制定運動を展開した。

田村剛は，昭和2年7月にパンフレット『国立公園』の中で，大沼公園については県立公園あつかいし，とくに国立公園候補として推さず，「阿寒湖の如き……これ等を国立公園とすることに就いては，何等の故障もおこらない」と阿寒湖を強く推挙した⁽⁴³⁾。

田村の呼び掛けに呼応して北海道釧路では，昭和2年10月21日によく「釧路保勝会」が，守屋釧路国支庁長，警察署長，市議会議長，営林区署長，永山在兼土木現業所長，釧路市長，舌辛（阿寒町）村長，足寄村長などによって組織された⁽⁴⁴⁾。

主要メンバーが地方役人となっていることからわかるように、国立公園設立運動の特徴である官主導の傾向は、ここでも確認できる。しかし釧路市の中心地は、阿寒から100キロほど離れた地域にあり、のちに論じる永山在兼土木所長や一部の観光関連業者を別にすれば、阿寒の観光化にもそれほど大きな期待を掛けていなかったからかもしれない。釧路保勝会は、昭和6年初頭まで表立った活動をおこなった形跡はない。

他方田村らは、昭和3年12月に国立公園協会を設立し、雑誌『国立公園』を発行し、さらに積極的な国立公園制定運動を展開した。

内務省衛生局保健課は、『国立公園』誌の昭和4年4月号に中越延豊の調査報告「国立公園候補地概観(二)」「阿寒湖」を掲載した。中越の調査報告は、ごく一般的な阿寒一帯の紹介となっていて、阿寒一帯の風景地あるいは自然の学術的価値を絶賛するというほどのものではなかったが、一応、有力な候補地地として内務省のお墨付きを与えた格好になっている⁽⁴⁵⁾。

しかし地元の対応は依然冷たかったようである。ちなみに国立公園協会は、昭和4年8月に国立公園展覧会と国立公園協議会を東京で開催したが、登別温泉や大沼公園からは、展示物が提出されたのに、阿寒からは何も提出されていなかった。また特別の日に候補地デーが設定されて地元を宣伝する機会が与えられたが、大沼公園デーはあったが、阿寒デーは企画されなかった。多くの候補地から代表が集まった国立公園協議会には、北海道議会から議員1名、道庁技手1名のほか、渡島支庁事務官、登別温泉保勝会副会長、大沼公園七飯村助役らが出席したにもかかわらず、阿寒、釧路の関係者は誰も出席していなかった⁽⁴⁶⁾。

阿寒、釧路の地元が、国立公園設立運動に如何に冷淡だったかがこれでよくわかる。しかし、阿寒の国立公園化に熱心な人々もいた。その一人永山在兼は、東大出身の土木技師であったが、大正7年に釧路に赴任してきた。大正10年ころに阿寒が国立公園候補地として話題になってから、すでに論じたように永山は、そのためのインフラとしてとくに自動車道路の

建設に関心をいだいた。

そもそも自動車は、当時の交通革命の一つであり、観光化は自動車のための道路なしには無であったろう。道路技師として自動車道路建設に情熱を込めるのは時代の流れであった。しかも自動車業者伊藤鉄次郎との親交は、永山の道路建設の情熱に油を注ぐことになったであろう⁽⁴⁷⁾。

昭和2年に設立された釧路保勝会の創設者の一人であり副会長であった永山在兼は、保勝会創設直後の10月30日に、阿寒一帯を巡回できる遊覧自動車道路建設計画を新聞に発表した。

昭和2年10月30日の『釧路新聞』は、「阿寒，屈斜路，摩周の三湖を連接する国立公園候補地，それを中心とする釧路保勝会は，去る二十一日の協議で成立し，夫々事業計画を立て居るが，右三湖は未だ連絡する道路なく，之が遊覧鑑賞の跋涉に少からず困難あり，」「土木事務所長は早くから自動車論者で，之まで尚早の批難さえあったが其理想に努めた結果，……更に開拓促進を兼ねた遊覧自動車道路を設けんとするもので，第一阿寒弟子屈間，第二弟子屈摩周湖間，第三阿寒足寄間を開発したいと云うのである。」⁽⁴⁸⁾と報じた。

永山は，道庁の観光道路はいらないという意向に逆らって，個人的な努力を傾けて，三地域連絡の画期的な道路網の建設を計画し，国立公園のインフラを積極的に整備しようとした⁽⁴⁹⁾。

実際に昭和4年に弟子屈—摩周湖第一展望台間の道路が開通し，昭和5年から弟子屈—川湯間鉄道開通，阿寒湖—弟子屈間の阿寒横断道路が完成し，昭和6年に阿寒湖—足寄間の道路が開通し，釧路—網走間鉄道が完成し，周辺観光アクセスが整備され，翌年5月に阿寒横断道路が開設され，昭和8年ころまでに阿寒公園内のバス・貸切り自動車網が整った⁽⁵⁰⁾。

確かに国立公園の指定条件には，ある程度の交通アクセスが整備されていなければならなかったから，この観光道路建設工事は，種市氏が強調しているように，最終的に国立公園決定に大きな条件になったと評価できるのである。

以上のような国立公園のアクセス整備は、阿寒の観光化と国立公園化への強い理解をもった一北海道土木行政官僚の努力によっておこなわれたことに注目しておきたい。

過剰開発にならない程度の観光インフラの整備は、国立公園の指定を有利にし、そのことによって阿寒一帯の自然、風景は保護されたという面も強いのである。これは、産業化によって風景、自然が大幅に破壊されてしまう場合とくらべて、はるかに自然保護のためになるからである。

またもう一人の人物、北海道林野行政マン近藤直人は、大正8年に釧路営林区帯広分署長を務め、釧路で仕事をした経験をもち、また風景に興味をもち、風景写真に親しみ、昭和3年3月に釧路営林区署長として赴任してきた⁽⁵¹⁾。

釧路に赴任してきた近藤直人は、彼の『手記』によれば、「釧路には他地方に見ることのできない風光明媚の阿寒、摩周湖、それに硫黄山の風景などがあるので、これを内外に宣伝して、そのついでに未開発の釧根原野を親しく視察してもらえば、釧根両国も大いに開発されると考えていた。」⁽⁵²⁾。未開発の地域に入れば、誰もそうした思いに囚われるに違いない。すでに昭和2年に釧路保勝会が設立されていたから、近藤は、すぐにそれに参加したであろうが、のちに論ずるように近藤が活躍するのは、昭和6年になってからである。

ではこの昭和2年から国立公園候補として正式に指定される昭和7年ころまで阿寒一帯における観光の発達度はどの程度だったのであろうか。

結論的にいえば、北海道庁や永山在兼らの土木官僚の努力によって一般的なインフラ整備が比較的進展していたが、観光業は、まだ比較的未発達であった。

まず温泉宿泊施設はわずかに増えた。とくに川湯温泉は、大正末まで2軒にしかすぎなかった温泉宿が、弟子屈湖と摩周湖の硫黄山（アトサヌブリ）の真中にある地の利をえて観光的な開発がすすみ、昭和3年に4軒、昭和6、7の両年に2軒、合わせて8軒となった。阿寒湖畔に昭和3年1

第3表 阿寒国立公園の観光客数 (昭和5年頃)

地 域	旅館(その他)	取量力・員数(戸数)	総利用者数(延利用者数)
阿 寒 湖	4 (1)	600 (5)	4,000 (5,000)
雌 阿 寒 岳	(2)	40 (2)	2,551 (2,551)
雄 阿 寒 岳			208 (208)
屈 斜 路 湖	1 (1)	80 (2)	600 (900)
摩 周 湖		15 (1)	500 (500)
川 湯 温 泉	6	600 (6)	37,227 (39,992)
弟 子 屈 温 泉	3	200 (3)	38,297 (39,598)
当 別 温 泉	1	80 (1)	3,74 (33,845)
合 計	15 (4)	(20)	87,126 (92,594)

注 北海道拓殖部「国立公園候補地調査概要」(昭和6年)より作成。

軒増えて2軒,その後昭和3年に1軒,昭和8年に1軒と増えた。昭和5年に雄阿寒温泉に1軒,昭和6年に仁伏温泉に1軒,全体でかなりの温泉宿ができた。屈斜路湖の遊覧船も,すでに2艘が航行していたが,昭和3年に2艘,昭和6年に2艘,同7年に1艘,8年に2艘と急増した⁽⁵³⁾。

しかし昭和8年に国立公園に指定されるまで,阿寒一帯への観光者の入込み数は,それほどでもなかった。近藤直人によれば,「昭和3年ころ,阿寒に足を入れる人は年間わずかに三千人内外で,……,昭和5年ころの観光客は,わずかに五千人ほどであった。」⁽⁵⁴⁾

もっともここで阿寒とは,阿寒湖および雌阿寒,雄阿寒などのようで,第1表に示したように,道庁の統計によれば,川湯温泉には旅館6軒で,弟子屈温泉には旅館3軒でそれぞれ延べ約4万名が訪れたとある。

しかし『国立公園候補地調査概要』という報告書の本文の中では,阿寒湖畔には宿舎2戸,「その収容力一日五十人に過ぎず」「年宿泊者二千人,其の期間モ七月中旬ヨリ九月中旬ニ至ルニヶ月ヲ出デズ。」と控えめにのべ,第1表の延べ5,000人の数字と矛盾している⁽⁵⁵⁾。この数字は,誇大であることは一見明らかである。旅館の取用能力からみて,途方もない数字である。

したがって阿寒の観光開発度は、他の観光化のすすんだ国立公園候補地とくらべると、国立公園指定前には、きわめて観光開発度が低かったといわなければならない。ちなみに後に詳しくみるように、日光は大正11年にすでに20万人、日本アルプスでも大正10年に20万人の観光客が押し寄せた。

さて昭和5年1月に国立公園調査会ができ、いよいよ昭和6年4月に国立公園法が成立し具体的に国立公園を制定することがはっきりしてきた。各地の景勝地、16国立公園候補地は、一斉に誘致、指定運動を展開しはじめた。

昭和6年3月に北海道議会議長から、登別温泉、定山溪、大沼公園に、阿寒一帯を加えた国立公園指定の意見書が国会に提出された⁽⁵⁶⁾。さすがに腰の重かった釧路の地元でも動きがあった。昭和6年1月、阿寒湖部落総会は、国立公園指定のための運動を決議した⁽⁵⁷⁾。昭和6年3月になると、釧路市長、釧路市議会正副議長、市議会一同、市商工会議所議員一同の名で国立公園調査会長宛ての請願書を提出した⁽⁵⁸⁾。

請願書は、釧路国阿寒郡阿寒両山岳地帯と屈斜路湖、摩周湖付近一帯を包含する地帯の国立公園の指定を前面にし、「阿寒湖『パンケトー』『ペンケトー』ノ三湖アリ山麓絶壁ノ下ニ紺碧ノ水ヲ湛へ夏秋ノ候ハ舟遊水泳ニ冬季ハ雪上運動ノ好適地ナリ」とし、またマリモなどの「天然記念物」あり「学術研究……トシテ好個ノ天恵ヲ有ス」「今ヤ鉄道自動車道路登山道路モ漸ク発達シ行遊ニ便ナルニ至レリ宜シク之レヲ国立公園ニ指定シ適當ノ施設ヲ加ヘラルル様及請願候也。」としている。

しかし請願書としては、観光的にも学術的にも国立公園に値し、交通の便もよくなっているので国立公園に指定し、ひいては適当な施設を設置して欲しいという実に平凡なもので、とくに自然保護を強調するという文言はなかった。

昭和6年はじめに会長は吉村支庁で、副会長が近藤直人になっていた釧路保勝会も、積極的な活動を開始した⁽⁵⁹⁾。年度はじめに1500円の子算を

組んで、保勝会は、阿寒国立公園の歌詞を1等賞金60円という大金で公募し、推進運動を盛り上げた。こうしたかなりはっきりした地域の大衆運動は、これがはじめてではなかったろうか。釧網線が開通近いとあって鉄道当局も国立公園制定の運動に参加していた。

しかも国立公園調査会内部で阿寒の指定が危ぶまれているとの風評をうけて、危機感をいだいた地元の促進派の要人達は、『釧路新聞』によれば、昭和6年6月12日の釧路保勝会で、打開策として国立公園調査会委員40名を招待する戦術について論議したようである。しかし保勝会では、議論百出で意見がまとまらず、遠藤釧路新聞社長から、保勝会とは別途に、阿寒国立公園期成同盟会を組織し、一丸となってことにあたるべしとの動議がだされ、満場一致で採決された。

接待経費は、5000円とし、釧路市3000円、残額を各管内町村で負担することにも決定した。ちなみに舌辛村543円、弟子屈364円、足寄村182円、その他各91円だった。

もっともこの地元の招待の動きは、地元の一つのパフォーマンスであって、それは、北海道庁の幹部によって仕掛けられたのである。『釧路新聞』は、昭和6年6月9日付けで、国立公園選定特別委員会が、第1回の選定に際し、「阿寒は第二次に指定地に保留せらるる模様であり大沼・登別に至ってはその後と成り、本道は、全く第一次指定から漏れる為め道庁長官から内務省関係者に指定地配慮方の電報を発し一方鉄道側とも協議の上調査委員四十名を七月中招待し各地を实地視察せしむるに決し案内状を発せる所幸い殆ど承諾を得た。」⁽⁶⁰⁾と伝えているからである。

釧路保勝会が調査団招待を議論していた6月12日の3日前に、新聞の報道によれば、北海道庁は調査団から招待の了承をえていたことを示しており、この招待が、道庁のイニシアティブによって仕掛けられたことがわかる。

こうした演出の当事者は、種市によれば拓殖部の関屋延之助であった⁽⁶¹⁾。とくに私は、国立公園調査会への手回しは、北海道長官として赴

任前後の、内務省に顔のきく佐上信一内務省官僚の役割が大きかったように考える。

ともあれこの招待は実施された。調査団は、7月16日に到着したが、こうした40人もの多人数の調査団はまれなケースだった。ちなみに主な参加者は、国立公園調査会長の藤村義朗男爵、本多静六国立公園協会副会長のほか、一条実孝公爵、鷹司信輔公爵など国際観光委員の観光関係者などが多く、国立公園協会の理事は少なかった。

自然保護と観光的利用開発という国立公園化の2重目的が存在する中で、この招待の目的がいずれに重きをおいていたか推察に難くない。接待は、2泊で阿寒一帯の観光巡りがおこなわれ、3日目は、釧路市内の料亭の大宴会で終了し、調査員達は、阿寒と接待に満足したようである⁽⁶²⁾。

この調査に際しては、近藤が『釧路新聞』に連載した「阿寒国立公園候補地巡り」がガイドブックとして使用され、阿寒一帯の紹介に一役買ったことが指摘されなければならない⁽⁶³⁾。

しかしこの調査団には、重大な弱点があった。この調査団に、国立公園制定運動で最高の実力者で指導的立場にあった田村剛が参加していないことであった。十和田湖の灌漑用水問題に関心が高かった田村は、国立公園青森県支部の設立式典に出席のため、調査団からはずれていたのである。

そこで近藤らは、さらに急遽田村の釧路招待を工作した。田村は、調査団より前の6月26日に釧路に入り、いち早く阿寒一帯の調査をおこなった。田村は、のちに種市に「摩周湖と屈斜路湖……こうした大きなカルデラを含むことによって初めて自然の大公園が成立すると考えていた。」と語り、あらためて阿寒一帯の優れた自然と風景が国立公園にふさわしいと確信したようである⁽⁶⁴⁾。

なお『釧路新聞』は、田村が、雄阿寒温泉に宿泊した際に「阿寒に対する私の感情は初恋の婦人のようなもの」で、「森林は或る年限がくれば回復する。しかし私の足を切断したように（彼は台湾の調査旅行で片足を切断していた—引用者）、発電所や道路や市街の建設に誤りがあれば回復は

不可能である。今後この地は発展して行くことであろうが、それには自然を損わない範囲内で実施するように十分注意してほしい」と語ったと報じている⁽⁶⁵⁾。自然保護を重視しはじめた頃の田村の国立公園観が窺えて興味深い。

こうして田村は、大正14年につづいて今回の阿寒湖一帯の調査をおこない、あらためて阿寒湖一帯を国立公園候補地として確認した。

また田村の阿寒招待には、さらにもう一つの仕掛けがあった。北海道道庁の官僚たちは、田村を大雪山調査に誘い出したかったようである。それは後にのべることであるが、北海道庁の進歩的な官僚たちは、雄大で原始性をもつ大雪山を急遽国立公園候補地として推進したかったからである。こうして招待戦術は一応成功した模様であった。

さらに国立公園期成同盟会は、昭和7年8月に澄宮殿下視察誘致運動をおこない、阿寒国立公園をアピールした⁽⁶⁶⁾。

そうこうしている内、昭和7年10月に、国立公園委員会の特別選定委員会は、候補地から大沼公園、登別温泉をはずし、阿寒一帯を、大雪山とともに国立公園候補地として正式に決定した。昭和8年6月に、最終的に調査を実施し、昭和9年に国立公園に指定した⁽⁶⁷⁾。

以上のように、阿寒国立公園の設立過程を振り返ってみると、幾つかの問題点を指摘することができる。第1に、阿寒国立公園は、国立公園に指定されるまで、道路などのアクセスの開発がややすずんでいたが、観光開発そのものはあまりすすんでおらず、したがって阿寒一帯を訪れる観光客も少なかったことである。とくに阿寒登山などの客は非常に少なかった。それは、阿寒国立公園の設立が、内務省衛生局、国立公園協会、北海道庁などの官僚、学者のイニシアティブでおこなわれ、地元の見光開発勢力などの下からの強力な突き上げが極めて小さかったということの意味している。もちろん内務省官僚や国立公園協会、北海道庁官僚の国立公園制定推進者たちの思惑に、観光開発への期待がなかったわけではないが、そうした期待が正面に出ていなかったことも事実である。

第2に、昭和8年正式に国立公園に指定されると、観光開発が一挙に進展し、観光地化を著しく進展させたということであり、そして過剰な、また無計画な観光開発が生じやすいことも証明している。この点を少し詳しくみておこう。

国立公園の指定をうけて、昭和8年11月に、国立公園期成同盟会は役割を終了し、あらたに阿寒国立公園観光協会が設立された。会長は『釧路新聞』社長遠藤清一であり、理事には弟子屈の旅館業者土沼助吉、幹事には伊藤鉄次郎などの観光業者の顔がみられるほか、支長、支庁長、土木所長、近藤営林署長、警察署長、弟子屈村長、服部舌辛村長などの行政官僚が顧問となっていた。

それに先立ち『釧路新聞』は、釧路国立公園の宣伝のために、「阿寒十勝」つまり阿寒景勝地ベストテンの人気投票をおこない、北海道庁長官佐上の審判をあおぎ、また8月には国立公園指定記念共進会を開催し、盛り上げている。また阿寒国立公園観光協会は、3万枚のパンフレット、リーフレットを印刷して宣伝につとめた⁽⁶⁸⁾。

昭和9年には、佐上信一北海道庁長官を会長に北海道景勝地協会が設立され、道全体で観光化を促進した⁽⁶⁹⁾。こうして昭和9年に国立公園に指定されて以降、観光宣伝もゆきとどくと、阿寒国立公園入込観光客は、一挙に急増した。

北海道庁営林区署の資料によれば、昭和8年には、両阿寒登山者数は2万、釧路口1万5000人、足寄口5000人で、大雪、十勝は各4000人だったとある⁽⁷⁰⁾。

また種市によれば阿寒国立公園への入込観光客数は、国立公園指定以後10万人台に達し、昭和10年に149,825人、同11年に167,517人、同12年に128,206人、同13年に109,052人、同14年に131,815人であった⁽⁷¹⁾。

こうして国立公園指定によって観光客が急増していることが確認できる。

しかし国立公園の観光開発の進展過程で、北海道の行政当局は、乱開発

や自然破壊にたいして配慮していることにも注目しておきた。

すでに昭和6年6月20日の『釧路新聞』は、同年に国立公園調査会の招待を期して、川湯温泉の開発ラッシュを伝えている。

「川湯温泉は近年発展著しきものあり、本月五日市街地の売払ひを支庁で競争入札の結果最高五百円最低二百円にて入札……、川湯停車場前の市街宅地設定を希望するもの多く……、駅前の市街設宅地域の立木は昨年営林区署から払ひ下げを受けた富士製紙山林部が七月末までに於て伐採搬出する……、市街宅地は将来の発展を予想しし三百戸位を区画する筈」⁽⁷²⁾云々と。

これに象徴されるように、国立公園指定は、観光開発を刺激し、無計画な開発を誘発する。

北海道庁長官佐上信一は、昭和7年に内務省の通達をうけて、関係町村宛てに「風景保護ニ関スル件」を通達して、国立公園調査の線引きの前に「風景ノ破壊ヲ見ルカ如キ事有之候テハ、甚タ遺憾ニ不堪候条、今後同地ノ風景破壊ニ関シテ特段ノ御留意ノ上、左記ニ依リ夫々御処理相成様通牒之有」と警告した⁽⁷³⁾。この通牒から国立公園指定以後一部で乱開発の傾向がでたことを示唆している。

昭和8年に阿寒国立公園の区域調査にきた内務省の調査員、黒田新平、石原耕作も、調査後の座談会で「他の国立公園と比較しつつ、阿寒国立公園の自然環境の雄大さ、大切さを説明し、川湯と阿寒湖の無計画な開発に対し、国立公園に含めてよいかどうか迷ったと警告」したといわれている⁽⁷⁴⁾。

国立公園制定運動に大きく貢献した近藤直人も、昭和8年1月1日の『釧路新聞』に「国立公園の真価を全面的に発揮」と題する記事で、観光の乱開発について、批判的な発言をしている。近藤は、田村剛が、国立公園の「自然風景の保存」の意義を強調し、「国立公園を単なる避暑地や遊園地と混同せしめてはならぬ」といましめ、「就ては区域内の有望なる土地に関する利権獲得運動が露骨に、また潜行的に行はるる事は最も警戒し

てやまざる所である。」と強調したと紹介し、みずから「吾人は阿寒が単に国立公園に選定せられたからと言って、有頂点になって喜ぶわけではなく、大いに此の大自然の風景を保護する事に努力するのが、阿寒国立公園に対する義務である」⁽⁷⁵⁾と強調した。進歩的な農林官僚近藤直人の観光開発観が、決して単なる開発派のものではなく、国立公園の意義をよく理解したものであることがわかる。

昭和12年に阿寒湖のマリモ生育地で遊覧船の投錨による攪乱が問題になり、三好学が訪寒して、警告を発している。また昭和15年には、軍需用木材の伐採からんで、尻駒別川一帯の造材・搬出作業が原因となり、阿寒湖シコマベツのマリモが消滅する事態を生んでいる⁽⁷⁶⁾。

昭和12年に日中戦争がはじまり、日本の社会は、日本の軍国主義化が進展し、戦時体制に突入していった。国立公園も戦時体制によって支配された。

こうした情勢下に、軍需産業を強化するために、国立公園内の鉱山開発の波が押し寄せてきた。昭和13年、北海道庁は、国立公園内の鉱山開発の規制をゆるめる方針に転換し、新規の開発申請を制限つきで許可した。

しかし種市の指摘しているように、北海道庁、厚生省などは、こうした開発を容易に認めたわけではなく、許可に制限をつけたり、協議を長引かせたりして、婉曲に抵抗した形跡もみられる⁽⁷⁷⁾。

林業分野でも事態は同様であった。他の地域の国立公園と同じように、国立公園内の森林の伐採がおこなわれた。昭和18年に屈斜路の保安林指定の一部が解除され、また屈斜路湖の中島の貴重な原始林も伐採された。敗戦間際には、オンネトー付近の貴重な針葉樹が乱伐された⁽⁷⁸⁾。

国立公園は、もはや翼賛体制下の軍国主義には何らの抵抗もできなかったのである。しかしそれを黙認した官庁や民間の抵抗力の弱さは、弱さとして明記しておかなければならない。

以上のように阿寒一帯国立公園は、観光地をふくむ名勝地を核として国立公園化するという後にもみる多くの国立公園候補地と違って、おもに国立

公園協会や北海道庁の自然保護に熱心な進歩的な官僚たちのイニシアティブで推進され、大自然、大風景、とくに原始的な自然、原始的森林と温泉を、国立公園として利用に供しながら、自然を保護する傾向の強い国立公園候補地であった。このパターンは、大雪山国立公園と同じであり、また後に詳しくみるように日光国立公園の一角をなす尾瀬や中央山岳国立公園の山岳地帯の場合と類似したパターンである。

ここでは、地元の観光開発のために、あるいは観光業者や利権とからんで、国立公園化がすすめられたという傾向が著しく希薄であったように思われる。その代わり、阿寒湖一帯の国立公園化は、たとえ北海道庁や北海道の政治家が、阿寒湖を観光地として売り出そうと期待していたとしても、阿寒湖一帯の自然、風景を保護し、国立公園として国民の利用に供しようとする国立公園協会の田村らの意向が、かなりストレートに貫かれて実現したと指摘できる。

私は、阿寒国立公園の場合は、北海道という特種な条件のうえに、国立公園協会と進歩的な官僚による国立公園化として評価しておきたい。しかし逆に、阿寒国立公園の場合は、尾瀬や十和田湖の国立公園化にみられるように、地元や民衆、ジャーナリズムや学者の強力な自然保護運動によって国立公園化が成し遂げられるという面も少なかったということでもある。

《注》

- (1) 阿寒については、依浩三『北海道の自然保護』、種市佐哉『阿寒国立公園物語』、阿寒国立公園広域観光推進協議会、1974年、『阿寒国立公園の三恩人』、釧路観光連盟、1984年、さらに前田一步園財団『阿寒国立公園の自然』下巻の片岡芳朗稿第1章「阿寒国立公園の沿革」、1994年、などのすぐれた研究があるが、小論はそれらに依拠しつつ、あらたな問題点を掘り起こしていきたい。
- (2) ここで「ころ」といっているのは、大正10年という説があるからであり、この問題については、のちに詳しく言及する。
- (3) 前掲『北海道の自然保護』204頁。
- (4) 同上、203頁。

- (5) 同上, 203—4頁。
- (6) 同上, 204頁。
- (7) 同上, 205頁。詳しくは、さらに俵浩三「北海道における自然公園の発祥(下)」, 『国立公園』1977年7月号, 11頁参照。
- なお農林省の国有林保護政策は、明治33年に森林法ができ、そこで「風致保護林」の制度をつくった。林駒之助が国有林を「水源涵養土砂かん止保安林」にしたのは、森林法の条項によったのであろう。森林法については、安原他3名「保護林制度にみる森林の保護管理の変遷」, 『造園雑誌』第6巻第5号, 1993年, 福田淳「国有林における保護林制度の変遷」『森林文化研究』No. 5, 1994年を参照。
- (8) 種市佐改『阿寒国立公園物語』, 8頁。
- (9) 前掲『北海道の自然保護』, 205頁。
- (10) 前掲『阿寒国立公園物語』, 12頁。前掲『阿寒国立公園の三恩人』, 21頁。
- (11) 前掲『北海道の自然保護』, 215頁。
- (12) 田中正大『日本の自然公園』, 214頁。
- (13) 「国設公園候補地と各府県の申請地」, 『史蹟名勝天然記念物』誌, 第5巻第11号, 大正11年11月参照。
- (14) 国立公園協会『日本の国立公園』, 36頁。
- (15) 前掲『阿寒国立公園物語』, 13頁。
- (16) 前掲『北海道の自然保護』, 215頁。
- (17) 『東京朝日新聞』大正10年8月21日, 「国立公園に長野の必死運動」の記事。
- (18) 新島善直「大自然保護の要と男阿寒岳」, 『庭園』第3巻第2号, 56—7頁。
- (19) 前掲『北海道の自然保護』, 217頁。
- (20) 主に、前掲『阿寒国立公園物語』, その他参照。
- (21) 同上, 9—10頁。
- (22) 前掲『阿寒国立公園物語』, 11—2頁。
- (23) 北海道における自然保護の動きは、おもに新島善直, 田中館秀三, 西村真琴, 北海道大学の教授や講師たち, 林駒之輔, 関屋延之助, 林常夫, など, 道庁の林業行政官僚, また河野常吉など, 北海道史蹟名勝天然記念物調査委員たちの努力によるものであった。
- (24) 前掲『阿寒国立公園の自然』, 165頁。なお『阿寒国立公園物語』の5頁では、大正4年となっている。

- (25) 前掲『阿寒国立公園物語』, 19頁。
- (26) 前掲『北海道の自然保護』, 217頁。
- (27) 前掲『阿寒国立公園物語』, 13頁。
- (28) 同上, 19頁。
- (29) 前掲『阿寒国立公園の三恩人』, 53頁。
- (30) 前掲『阿寒国立公園物語』, 20頁。
- (31) 同上, 19頁。
- (32) 前掲『阿寒国立公園の自然』, 166頁。
- (33) 同上, 126頁, 167頁。および前掲『阿寒国立公園物語』, 19頁。なおこの水力発電所の湖水利用問題については、十和田湖では、湖畔住民の大反対にあうのであるが、阿寒湖においてどのようにあつかわれたか不明である。今後の研究課題として残る。
- (34) 前掲『阿寒国立公園の三恩人』, 49頁。
- (35) 『釧路新聞』大正14年8月16日。なお田村は、「従って将来公園にするにしてもあまり人工的の設備は加へたくないですね、阿寒湖の方はもう大分開けたからある程度迄手を入れてもいいですが、奥のバンケ沼とペンケ沼の二つだけは絶対あの俣にして置きたいと思います、聞けばバンケの方を水力電気の貯水池にするさうですが、そんな無茶な事があるものですか、断じてやめさせたいものですね、交通機関もせいぜい湖上に独木舟（まるきふね）を浮べる位のことで私から言はせれば鉄道なんか開通して貰いたくない、況やモータボートなんぞというのは大禁物ですよ」と語ったと報じた。本当の田村の発言とみなしていいかどうか、疑問もあるが、オフィシャルな発言でなく私的な談話として語ったとものであるとすれば、当時、欧米視察から帰国したての田村の自然保護意識を示すものとして、興味深い発言であると思う。
- (36) 前掲『阿寒国立公園の三恩人』, 52頁。
- (37) 前掲田村『国立公園』, 23頁。
- (38) 前掲『阿寒国立公園物語』, 20-24頁。
- (39) 同上『阿寒国立公園物語』, 24頁。
- (40) 前掲『阿寒国立公園の自然』, 117頁。
- (41) 前掲『阿寒国立公園物語』, 24-5頁。
- (42) 同上, 25-6頁。
- (43) 前掲田村『国立公園』, 42頁。
- (44) 前掲『阿寒国立公園物語』, 14頁。
- (45) 『国立公園』第1巻第4号。

- (46) 同上, 第1巻第7号, 20-1頁。
- (47) 前掲『阿寒国立公園の三恩人』, 114頁。
- (48) 同上, 121-2頁。『釧路新聞』昭和2年10月30日参照。
- (49) 同上, 131-2頁。
- (50) 前掲『阿寒国立公園の自然』, 116頁。
- (51) 同上, 172頁。
- (52) 同上, 175頁。
- (53) 前掲『阿寒国立公園物語』, 23-4頁。
- (54) 前掲『阿寒国立公園の三恩人』, 175頁。
- (55) 林常夫は, このころの阿寒, 大雪山の「登山者の統計などは数倍に水増したものが創作された。」(後掲『北海林話』185頁)と回顧しているが, ここでのデータもその影響を受けているように思われる。
- (56) 『国立公園』第3巻第4号, 25頁。
- (57) 前掲『阿寒国立公園物語』, 14頁。
- (58) 『国立公園』第3巻第4号, 24-5頁。
- (59) 前掲『阿寒国立公園の三恩人』, 167-8頁。
- (60) 同上, 56頁。
- (61) 同上, 55-6頁。
- (62) 前掲『阿寒国立公園物語』, 15頁
- (63) 前掲『阿寒国立公園の三恩人』, 183頁。
- (64) 同上, 60頁。
- (65) 同上, 59-60頁。
- (66) 前掲『阿寒国立公園物語』, 28頁。
- (67) 前掲『日本の国立公園』,
- (68) 前掲『阿寒国立公園物語』, 17頁。
- (69) 前掲『北海道の自然保護』, 227頁。
- (70) 前掲『阿寒国立公園の自然』, 117頁。
- (71) 前掲『阿寒国立公園物語』, 28頁。
- (72) 『釧路新聞』昭和6年6月20日。
- (73) 前掲『阿寒国立公園の自然』, 118頁。
- (74) 前掲『阿寒国立公園の三恩人』, 186頁。
- (75) 『釧路新聞』昭和8年1月1日。
- (76) 前掲『阿寒国立公園の自然』, 170頁。
- (77) 前掲『阿寒国立公園物語』, 32頁。
- (78) 同上, 32頁。

(2) 大雪山国立公園

北海道の大雪山は、大正10年ころには、一般にまだほとんど知られておらず、もちろん国立公園16候補地にも入っていなかった。大雪山が、国立公園の候補地として話題になるのは、昭和6年ころからであり、国立公園の正式な候補地として認められるのは、昭和7年10月の第2回国立公園委員会においてであった。したがって大雪山の国立公園化の過程は、きわめて急ごしらえであり、他の国立公園候補地の場合とかなり異なった事情であった。

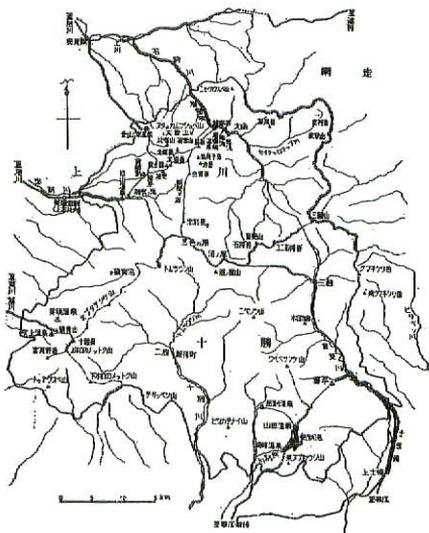
では大雪山は、国立公園候補地としてノミネートされる以前、どのような状態であったのであろうか。俵浩三氏は、「大正十年頃の大雪山はまだ人知れぬ秘境で、僅かに小泉秀雄が大正七年の『山岳』誌上に『北海道中央高地の地学的研究並植物分布の研究』を発表している程度であった。」⁽¹⁾と指摘している。

この小泉秀雄は、大正期に旭川中学の教師をしていた日本山岳会の会員で登山家の山岳研究家であった。小泉によれば⁽²⁾、すでに明治40年に旭川中学教諭の安藤秋三郎が大雪山に登山し、植物採集をおこなっており、旭川中学に赴任した小泉が明治44年から、地学的生物学的な調査研究をおこなった。

小泉は、いわば最初の本格的な大雪山研究家であり、すでに大正6年に日本山岳会の機関誌『山岳』に「大雪山登山記」を掲載し、大正7年には、同誌に長文の「北海道中央高地の地学的研究」（全249頁）を公表し、大雪山を世に紹介した。彼のほかに、地域の研究者によってさまざまな調査もおこなわれたらしい⁽³⁾。

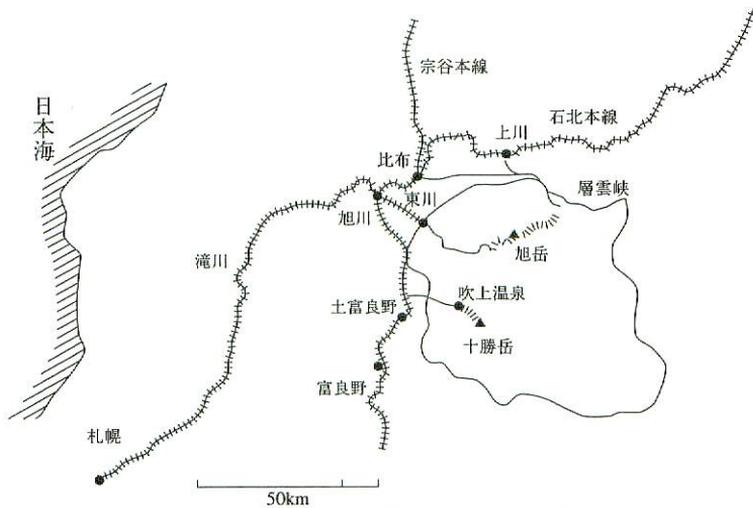
特筆すべきは、大町桂月が大正10年に大雪山登山をおこない、大正12年に登山紀行文「北海道山水の大観」を『太陽』に、「層雲峡より大雪山」を『中央公論』に発表し、大雪山を世上に紹介した。大町の旅程は、旭川から比布駅まで車で行き、その後層雲峡にいき、塩谷温泉にでて、大雪

第4図 大雪山国立公園



注 『日本の国立公園』より。

第5図 大雪山国立公園ルート



第5図 大雪山国立公園のルート

山に登山し、黒岳から旭岳にぬけて松山温泉に下山する8日間におよぶ長期のものであった。

大町は、大雪山を「富士に登って、山岳の高さ語れ。大雪山に登って山岳の大きさを語れ。」と紹介し、「人もし北海道の山水を問わば、第一に大雪山を挙ぐべし、次に層雲峡を挙ぐべし。」⁽⁴⁾と絶賛した。

当時鉄道は、旭川から宗谷本線の比布駅までしかなく、石北本線の上川駅まで伸びたのは大正12年であり、遠軽駅まで伸びたのは昭和7年のことであった。

しかし大町桂月の紀行文にもかかわらず、大雪山は、中央ではまったく注目されなかった。田中正大氏は、それは何故かと疑問を提出したが、答えをださなかった⁽⁵⁾。過疎と遠隔地のもとで、観光地としての大雪山の売り出し、あるいは国立公園化による観光地としての宣伝をおこなおうとする勢力が、地元にはまだほとんど存在しなかったからではないだろうか。

しかし大正10年に国立公園制定運動がおき、国内の登山ブームを反映して、大雪山の地元では、大雪山をめぐる注目すべき動きがおきた。大正12年に北海道庁の音頭取りで官製的な「北海道山岳会」が組織された。「北海道山岳会」は、大雪山に注目して大雪山登山を組織し、黒岳、旭岳に登山路と石室を整備したり、「夏季大学」などの講習会をおこなった⁽⁶⁾。こうして大雪山登山が徐々に普及していった。

さらに大正13年に注目すべき「大雪山調査会」が設立された。この「大雪山調査会」は、大雪山の調査研究と登山の普及をおこなっただけでなく、大雪山の自然保護に大きく貢献した⁽⁷⁾。

小泉秀雄が中心になって設立された大雪山調査会は、北海道、旭川の学者、登山家、地元住民など広範な人々を組織していた。小泉の筆になる会の趣意書は、長文のものであるが、会の趣旨をつぎのように説明している。

「如此自然物ヲ羅列セル自然ノ博物館タル大雪山ハ、実ニ科学研究ノ大殿堂ニシテ精神修養ノ大道場ト称スベク、吾人ハ之ヲ敬愛シ之ヲ利用シ、

以テ国民健康ノ大練磨場タラシメザルベカラズ。否其ノ開発ト研究ト宣伝トハ、実ニ道民ノ責任ニアラズヤ。殊ニ其ノ山麓ニ住スル旭川市民ハ、此ノ一大宝库ヲ等閑ニ附シ他ノ開発ニ委スルヲ得シヤ。吾等深く如上ニ鑑ミル所アリ、本山ノ調査開発ハ最モ焦眉ノ急ナルヲ認メ、同志相議シ同学相計リ、爰ニ大雪山調査会ヲ設立スルニ至レル所以ナリ。幸ニ大方諸彦ノ賛同ヲ得テ本山ヲ研究開発シ、登山設備ヲ完成シ、案内書、絵葉書、『アルバム』等ヲ発行シ、進ンデ学術的研究報告書ヲ公表セント欲ス。希ハクバ本会ノ趣旨ニ賛セラレ其ノ目的ヲ達成セシメラレンコトヲ。」

少々長々と引用したが、この大雪山調査会は、大雪山の大自然を称揚しかつその学術的研究と登山などによる利用を強調し、登山道の開発や宣伝の必要を指摘し、しかも旭川住民市民の自覚を訴えており、真に興味深い。

この趣意書の意図の背景に、われわれは、田村剛らの国立公園視（大自然の保護と国民的な利用）を読み取ることができる。小泉は、日本山岳会に所属していたから、会員の武田久吉、白井光太郎らをつうじて国立公園について関心をもっていたと推測できる。

また後にみるように、この会のスポンサーに地元の富豪や温泉経営者もおり、調査会の背後には、大雪山を有力な登山地として売り込もうとする観光的な要素も存在していたとみることができる。

ともあれ大正13年に設立された大雪山調査会は、会則によれば、会の目的に「大雪山……の調査研究」をかかげ、「事業」として、「一、実地調査、二、調査報文ニ関スル出版物、三、講演会、四、展示会、其他本会ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項。」と規定している。

会の組織は、地元の「富豪」荒井初一⁽⁶⁾を会長、塩谷温泉経営者塩谷忠、荒井孝忠などを理事とし、調査員として小泉秀雄、顧問には第七師団の団長、軍医、経理部長、少将などの軍人のほか、新島善直、田中館秀三、河野常吉などの学者、旭川市長、上川支庁長、旭川営林区署長などの地域役人や名士が広範に名を連ねていた。

なお会の活動として注目されるのは、「調査項目」として自然の問題や、登山路や登山に関するもののほか、「天然記念物ニ関スル事項」「史蹟名勝ニ関スル事項」をあげて、自然保護の姿勢を示していることである。

とくにこの会の大雪山の自然保護についての活動は、注目に値する。登山者が急増すると、大雪山の高山植物の乱獲がおこなわれるようになった。調査会は、大正14年に、「寒山（高山）植物保護区域設定請願書」（小泉稿）を作成して、おそらく道議会に提出したのであろう。請願書には、つぎのように、自然破壊の実態と保護の必要が訴えられている。

大雪山の「一群ノ植物ハ学術上深遠ナル研究ヲ要スルモノ」であるが、「然ルニ近来無学ノ徒或ハ心ナキ輩乃至売買ヲ目的トスル商人等ハ此理ヲ解セズ、妾リニ山頂ヨリ採取シ下リテ下界ニ移シ、環境ノ激変ニ依リテ枯死セシムルモノ頻々タルハ誠ニ憂フベキ現象ナリ」。このままに放置できないので、日本アルプスで「法令ヲ以テ保護ノ道ヲ講」じているように、本山においても「適当ノ方法」として「保護区域」と「特殊景観及特産植物」を指定し「之ガ採取ヲ厳禁」することを提案している⁽⁹⁾。

残念ながらこの大雪山調査会は、小泉が大正15年に松本に移転してから、活動の実態がわからない。活動の中心人物であった小泉がいなくなつて衰退し、消滅したのではないかと思われる。

大雪山は、国立公園候補地としてノミネートされる以前に、とくに大正末期に「大雪山調査会」による活動によって研究調査され、登山条件が整備され、かつ自然保護に取り組みれていたのである。

この大雪山は、大正10年—15年ころには国立公園候補地に入っていなかったが、昭和2年ころから国立公園候補地と絡んで話題になりかけている。

昭和2年4月に新聞社の主催した「新日本八景」を一般の投票できめる企画に、大雪山は「旭川の第七師団に頼みこみ、兵隊さんたちを動員して二日で十万枚のハガキを書いてもらいこれに応募している。」といわれている⁽¹⁰⁾。

こうした事件は、おそらく、大雪山の地元、旭川や層雲峡の地元から、新たに大雪山を観光地として売り出し、そのために国立公園候補地に組み入れたいとする動きが生れてきたのではないかと推測される。

しかし北海道で明確に大雪山を国立公園候補地にしようとする動きは、昭和6年になってからである。昭和5年に国立公園調査会が設置され、昭和6年初めには国立公園法案が起草され、国立公園制定が本決まりになってきたからである。

この事情を田村剛の東大林学科の先輩であり、道庁林務課長であった林常夫は、つぎのように回顧している。

「実は新時流の国立公園運動に本道は立遅れていたもので、議会通過とともに泥縄をやり、当時若手の実務役者は宮脇恆（現北大教授）が主任で、熱心な督励者は関屋延之助拓殖部長であった。その関屋氏が大の大雪山支持者で、予定にはないが、是非割込ませよとて準備が始められた。……何せ国立公園が本道の地元には初耳で、殊に大雪山の如きは当時旭川に未だ熱がなく、層雲峡にささやかな塩谷温泉、十勝岳に吹上温泉の小屋があるだけで、塩谷君は北海タイムス新聞旭川支局記者という名はあれど、名利にのんきな人で、大雪山支持の与論は、阿寒と釧路程に盛り上つていなかった」、 「とに角阿寒の入選は確実だから、大雪山は万一の場合、阿寒の延長拡大として編入に努めようというのが、道庁担当者の肚であった。」⁽¹⁾

林の指摘するように旭川の地元では、大雪山を国立公園候補地化する動きが弱かったことがわかる。したがって北海道庁拓殖部は、二つの計画を企てた。一つは、すでにみたように、阿寒への国立公園調査会の面々を招待し、合わせて大雪山へも招待しようとする計画である。もう一つは、出版物で大雪山の宣伝をすることであった。

前者の事情について、田村剛の執筆になる『日本の国立公園』は、つぎのように指摘している。

田村剛は、すでにみたように昭和6年6月に北海道の候補地調査をおこなったが、当初、「大沼・洞爺湖・登別温泉・支笏湖・屈斜路湖・阿寒湖」

等、阿寒、大沼、登別の3候補地を予定していたが、「途上層雲峡地元から要請があってこれを調査して、頗る有力な候補地であることを確かめ、さきに予定された一六候補についても、これを再検討される日を予想した」と述べ、「支笏洞爺や大雪山の如きも、或は大沼公園よりも優れているのではないかとの意見をもつようになった。」⁽¹²⁾と。

種市佐改の聞き取りによれば、田村剛は、「旭川に着くまで大雪山という名はまだ私の耳に入っていなかった。旭川で地元の陳情団が私を出迎えていて、大町桂月が激賞した地を見のがしてはいけないと案内されたのが層雲峡だった。」⁽¹³⁾と回顧している。

この接待調査は効を奏した。この指摘から窺えるのは、北海道調査に招聘された田村が、昭和6年6月の北海道調査によって、大雪山が有力な国立公園候補地であると認識するようになったことである。

二つ目の計画は、昭和7月に急遽「北海道ニ於ケル国立公園候補地調査概要」を作成し、従来の3候補地、阿寒、登別、大沼の概要とあわせて、「附記」と題して「大雪山の景観」を掲載して、北海道庁として公式に、大雪山を国立公園候補の一つとして提案することであった⁽¹⁴⁾。

この報告書は、大雪山の「公園トシテノ素質」を他候補の倍以上の紙数を費やして紹介する力の入れようであった。

「公園トシテ計画」の項では「本域ハ原始状態ノ保存ヲ計ルト共ニ十勝ト大雪山トノ連絡道路ヲ施設シ（コノ間約七十軒自動車道路ヲ設クレバー層可ナリ）必要個所ニ石室ヲ増築シテ登山者ノ便ヲ図ルト共ニ高山植物園、野獣園ヲ設ケ或ハ鳥類ノ保護繁殖ヲ図リ珍奇ナル昆虫類ノ保存ヲ割シ以テ研学ノ用ニ供セントス。」⁽¹⁵⁾と書いた。

道庁の文書らしく、国立公園化の目的に自然保護と学術的な意図を強調しているが、十勝大雪山間の道路建設を提案しているなど観光開発の意図も見え隠れしている、と指摘しておきたい。

大雪山の国立公園化には、もう一つの促進要因があった。それは、昭和6年11月に、内務官僚で国立公園の設立準備に携わっていた佐上信一が北

北海道庁長官に就任したことである。大雪山の国立公園候補地指定に大きな役割を果たした可能性が大きい⁽¹⁶⁾。

佐上信一は、道庁長官に赴任する以前は内務省地方局長であり、一時国立公園協会の理事（昭和4年1月—7月）を務め、すでに検討したように「国立公園と道路」という論文で、自然保護意識の強い意見を『国立公園』誌に掲載していた進歩的官僚であった⁽¹⁷⁾。

彼が、北海道庁長官として赴任したことは、田村との接点も強まり、大雪山の国立公園候補地化にとって大きな促進要因となったことが予想される⁽¹⁸⁾。

大雪山の国立公園候補化については、昭和6年1月に、第59回議会へ向けて、登別温泉、阿寒湖、さらに定山溪、登別及び洞爺湖を連絡する3国立公園設定の北海道議会議長の名で建議が提出されていたが、別途にすでに2月に「大雪山国立公園設定ニ関スル建議」が提出されている⁽¹⁹⁾。

しかし昭和6年11月の第1回国立公園委員会では、「北海道大雪山が一つの例外として今後の調査を要する」と指摘されたものの、まだ「選定に関する特別委員」に選ばれた委員の中でも、大雪山をめぐって意見が一致しなかったようである。第1次の選定から保留された⁽²⁰⁾。

田村剛は、「ある委員は、……支笏湖を主張し、内務省側では新たに大雪山を紹介した。」と指摘している。ちなみに、本多は大沼公園の設計者であり、大沼公園の候補地化を強く主張したのであろう。また他の観光地の国立公園化を押し意見も強かったであろう⁽²¹⁾。

さらに『日本の国立公園』は、衛生局保健課では、「大雪山は自然的条件については最も優れているが、利用上では登別及び支笏湖が勝っており、後者は寧ろ阿寒候補地と類似型で、これに劣るものであることを明らかにした。」⁽²²⁾と判定して、委員会に報告したと指摘している。確かに大雪山は、衛生局保健課の判定のように、利用上では、鉄道の沿線にある大沼公園や登別温泉、支笏湖より劣っていたことは明らかであった。

『国立公園』誌は、昭和7年4月号に北海道庁林務課の署名（おそらく

林常夫であろう）で「大雪山景勝地」を掲載して、大雪山の概況、層雲峡、湖沼、植物景観、動物相などについて報告し、候補地化をサポートしている⁽²³⁾。

その後、大沼公園と登別温泉は、昭和7年5月の特別委員会では、強力な推薦がなくなり、昭和7年10月の第2回国立公園委員会は、正式に大沼、登別をはずして阿寒と大雪山を国立公園候補地と選定し、昭和9年12月に正式に国立公園に指定した⁽²⁴⁾。

大沼公園と登別温泉をはずした理由は、一般的に言えば、国立公園の選定基準に定められているとおり、少なくとも北海道では、原始的な大自然を中心にして国立公園を選定し、委員会は、すでに観光地化している景勝地を除外するという方針にしたがったということであろう。

昭和7年10月に阿寒、大雪山が国立公園候補地に正式に指定されて、国立公園法の一つの重要な側面となった国民的保健的な利用を促進する手段として自然公園化による観光開発を意図する動きが高まった。

北海道庁は、昭和7年に“郷土自慢の風景”を道内市町村に調査報告させるように求め、55地域をリストアップした⁽²⁵⁾。

昭和9年に阿寒、大雪山が正式に国立公園に指定されると、同年に、北海道庁関係部長、鉄道局参次、林野局支局長、北大教授などからなる「北海道景勝地協会」が組織された。会長は北海道庁長官の佐上信一であった⁽²⁶⁾。協会は、さきにノミネートされた55景勝地からさらに18を選定し、将来の国立公園への指定と道立公園の指定を意図した。

協会は、「道庁から潤沢な補助金を得て」、「国立公園の動植物学術調査報告書」の作成や「阿寒や大雪山の歩道整備や、トムラウシ山避難小屋の建設なども行った。」⁽²⁷⁾といわれ、当時国立公園行政が未整備な段階に、地方官庁の庇護のもとで、協会が国立公園の整備に取り組んだことは、評価されることであろう。

大雪山の国立公園指定の決定は、他の国立公園の決定要因と異なって、民間の観光化を期待する運動がきわめて弱く、もっぱら内務省官僚、国立

公園協会的首脳部、道庁官僚の上から促進運動の圧力が大きく作用し、大自然、大風景の保護という側面がかなり純粋に押し出されているように理解できる。

俵浩三氏は、阿寒をふくめ大雪山型の「自然保護公園」と洞爺湖、登別型の「国立自然休養地公園」とに区分することの必要性を示唆したが⁽²⁸⁾、その是非はともかく、私は、大雪山の国立公園は、中央の内務官僚および北海道の官僚主導による自然保護を意図した国立公園の側面が強く、地元民の観光開発への圧力は、まったくなかったわけではないが、まだきわめて軽微であった国立公園の型と特徴づけておきたい。

しかも、こうした未開発地域であったという地理的条件が幸いして、大雪国立公園地域は、観光開発の期待が少なければ少ないほど、指定区域の自然を保護することが大きかったと評価できる。そして大雪山の国立公園としての性格は、戦後もかなりの程度、そうした性格を保持し大雪山の自然保護の役割を担ったと評価できる。

田中正大氏は、大雪山が突然、国立公園候補地として浮かび上がったその背景に、すでに大町桂月による大雪山の宣伝があったに関わらず、地元で観光化をめざす国立公園設立運動が起きなかったことに疑問を呈し、やや穿った指摘であるが地元の「彼らが内地の人以上に、伝統的風景観に憧憬を残していたためではなかろうかと思う」⁽²⁹⁾と指摘している。国立公園設立過程の一つの問題点を突いている意見であろう。

北海道における国立公園についてみるかぎり、やや官僚の上からの設定に力点があり、国立公園の目的の二面性（大自然、大風景の保護と国民の保健的利用）のうち、それが観光開発を目指すものにしろ、自然保護をめざすものであれ、下からの運動が弱かったとも指摘できる。

《注》

- (1) 俵浩三『北海道の自然保護』、218頁。
- (2) 小泉の略歴、活動については、小泉秀雄『大雪山—登山法及登山案内』、大雪山調査会、大正15年の「自序」を参照。

- (3) 日本山岳会機関誌『山岳』第11年第3号，第12年第2・3号を参照。
- (4) 大町桂月「層雲峡より大雪山へ」『中央公論』大正12年8月号，197頁。
「北海道山水の大観」，『太陽』第29巻第8号，4頁。
- (5) 田中正大『日本の自然公園』，123頁。
- (6) 前掲『北海道の自然保護』，218頁。
- (7) 「大雪山調査会」については，前掲小泉『大雪山』に詳しい資料が掲載されている。以後，引用に際してはとくに必要と認めるもの以外は，逐一頁を明記しない。
- (8) 小泉は「荒井氏の如き學術に理解ある，社会奉仕力の大なる富豪に大なる敬意を」，同上書，15頁，とのべている。荒井初一は，本会のスポンサーだったらしく，同会に膨大な資金提供をし，また本書の出版も荒井の資金提供によっていた。同上，15頁参照。
大正14年8月20日の『釧路新聞』は，夏期大学の費用について「大雪山は七日間の開会で経費約一千円位の筈だが半額以上は旭川の荒井初一氏が寄付して呉れ」と報じている。
- (9) 前掲『大雪山』，24－7頁。
- (10) 前掲『阿寒国立公園の三恩人』，54頁。
- (11) 林常夫『北海林話』，北海道興林株式会社，1954年，184－5頁。
- (12) 前掲『日本の国立公園』，36頁。
- (13) 前掲『阿寒国立公園の三恩人』，61頁。
- (14) 前掲『北海道の自然保護』，219頁。
- (15) 北海道庁拓殖部『国立公園候補地調査概要』，昭和6年7月，17頁。
- (16) 前掲『北海道の自然保護』，227頁。
- (17) 佐上信一「国立公園と道路」，『国立公園』第1巻第4号参照。
- (18) 佐上信一の北海道での働きについてみると，種市によれば，大雪山の国立公園の指定，北海道の観光，酪農などの開発に尽力したようである。
『阿寒国立公園物語』17－8頁を参照。
- (19) 北海道庁林務課「大雪山景勝地」『国立公園』第4巻第4号。
- (20) 前掲『日本の国立公園』，37－8頁。
- (21) 同上，38頁。
- (22) 同上，38頁。
- (23) 前掲「大雪山景勝地」，『国立公園』第4巻第4号，8頁。
- (24) 前掲『日本の国立公園』，43頁。
- (25) 前掲『北海道の自然保護』，226頁。
- (26) 同上，226頁。

- (27) 同上, 227頁。
- (28) 同上, 230頁。
- (29) 前掲『日本の自然公園』, 219頁。

(3) 十和田国立公園

十和田湖は、田村剛により大正10年に国立公園候補にノミネートされて、翌11年の史蹟名勝天然記念物調査会の国立公園候補地ともなって、昭和11年に国立公園に指定されるまで、一貫して有力な国立公園候補地として評価されてきた。たが、そこにいたるまで国立公園設立についての運動は、とくに大自然、大風景の保護を目的としたものとして特筆すべきものがある。私の言い方によれば、阿寒国立公園、とくに大雪山国立公園が、おもに自然保護を重視する進歩的な内務省官僚、北海道庁官僚の主導的な働きによって上から成立したとすれば、十和田国立公園は、進歩的な内務省官僚、国立公園協会や史蹟名勝天然記念物保存協会の積極的な運動があったことに加え、とくに地元の十和田湖の自然保護とそのための国立公園化の運動によって成立したことが特徴的であった。

十和田湖の国立公園設立過程については、いくつかのすぐれた研究があるが¹⁾、ここではそれらの研究成果を踏まえながら、さらに私なりの論点を付け加えておきたい。

十和田湖の国立公園設立過程は、四つの時期に分けられる。第1期は、大正10年に国立公園にノミネートされる以前、第2期は、大正10年2月に田村剛が国立公園候補にあげてから、大正14年の「十和田国立公園期成会」の設立に至るまでの時期、第3期は、大正15年に十和田湖水を利用する三本木原農地開発灌漑計画が発表されて地元民がそれに熾烈な反対運動を展開し、国立公園指定によって十和田湖の自然を守ろうとして戦う、国立公園候補地に指定させる昭和6年まで、第4期は、さらに昭和7年に正式に国立公園候補地に認定されて、昭和11年に国立公園に指定されるまでの時期である。また、指定後、戦中に十和田国立公園がどのような運命を

へたかも、重要な論点である。

まず大正10年に田村剛により国立公園候補地に指定されるまでの十和田湖の問題についてふれておこう。

東北の青森県と秋田県にまたがって存在する十和田湖は、標高400メートルという比較的低位置にある湖沼として、アプローチが割り合い容易であり、かつ風光明媚な景観は、江戸時代の古くから名勝地としてよく知られていた⁽²⁾。

明治17年になって、藤田組により十和田銀山が経営され、「幾百千の坑夫が入込み湖畔に坑街が出現するという状態」にもなり、秋田側の「山腹に縦横の坑道を穿ち、燃料として山嶺の樹木を濫伐して原始風景を破壊し、神境十和田の霊域を踏みにじった。」こともあったが、幸いにも明治30年ころまでに鉱脈を掘り尽くして廃坑してしまった⁽³⁾。こうしたことも後に十和田湖にたいする自然保護の熱意の背景にあったかもしれない。

十和田湖についての学術調査は、明治22年におこなわれた農商務省地質局次長の原田豊吉の地質学的調査がある。その後、様々な調査がおこなわれているが、自然保護の観点からは、横山又次郎「十和田湖の新赤壁を見る」、川村清一「十和田付近の草木と湖中の浮遊生物」の2編が明治44年11月刊の『史蹟名勝天然記念物保護協会報告』に掲載されたことが注目される⁽⁴⁾。

十和田湖が、とくに全国的に著名となったのは、田中正大氏の指摘しているように、明治41年に作家の大町桂月が、この地を訪れ、その年に雑誌『太陽』10月号の「奥州一周記」で「奥入瀬の溪流」として紹介したことに端を発している⁽⁵⁾。

それに先立ち、十和田湖を紹介した幾つかの報告があった。画家の鳥部幡山は、明治28年に十和田湖を探勝していたが、その探勝記は当時公表されなかった。その後、明治34年に後の社会主義詩人大塚甲山は、十和田湖を苦心して探勝し、6年後の明治40年に雑誌『太陽』に「十和田紀行」を投稿した。

さらに遅塚麗水が甲山に刺激されて「十和田紀遊」を同じく『太陽』に投稿した。当時の『太陽』の編集長であった鳥谷部春汀は、甲山の「十和田湖紀行」を掲載し、十和田湖に興味をいだき、知己の大町桂月を十和田探勝旅行に誘い、彼に同行し、桂月の十和田紀行「奥羽一周紀」を書かせることになったのである⁽⁶⁾。

国立公園設立史の前史として注目される出来事は、青森県知事に武田千代三郎が任命されたことである。青森県知事武田千代三郎は、東大法科卒の内務官僚で、明治31年から秋田知事を歴任し明治41年6月に青森県知事に赴任してきた。秋田県知事在任中には、一度も十和田湖を訪れたことがなかった武田は、明治44年8月、皇太子嘉明親王の北海道・東北旅行に関連して日光御用邸に招じられた折、十和田が話題になったが、「深山の大湖、設備も無ければとて皇太子の遊意を拝辞した。」すでに桂月の十和田紀行も発表されていたのを知らなかったことを恥じて、武田は、「一たび十和田湖を観るや、その雄大華麗な大自然の風光に全く魅了され、地方官として出来るだけこの保存と宣伝とに一身を打ち込もうと覚悟の臍を固めた」⁽⁷⁾のであった。

すでに指摘した理学博士横山又次郎は、明治44年に論文「十和田湖の新赤壁を見る」の最後に、「十和田湖には、天下の奇勝名区である条件は充分に備はつて居るから、将来に交通機関の発達と共に、此の湖辺も、箱根日光等と同様、多数の人士の寄り集ふ所となることは、鏡にかけて見るようである。」⁽⁸⁾と指摘している。こうした指摘に、武田は刺激されたのかもしれない。

武田知事は、さっそく明治45年元旦の『東奥日報』に「十和田保勝論」を掲載して、十和田保勝会の設立と、今日的な言い方をすれば、サステイナブルな十和田湖の観光開発と大自然、大風景の保護を提起した⁽⁹⁾。

武田は、そこで、十和田湖の自然美を強調し「天県民に与うるに此至宝を以てす、此を保護する県民の天恵に報ゆるの道に非ずして何ぞや。／而して其美を保護するは難事に非ず、十和田の美は自然のままなるにあり、

一木加うべからず、一木除くべからず、一石動かすべからず、一石添うべからざる所にあり、唯だ其在りのまゝを維持して巖に人工を加うるを避け、僅に人道を造り、遊艇を浮かべ、以て遊覧の便を開き、質素なる旅舎を設け、湖魚を捕らえて、観光者を待たば即ち足れり。俗悪の塗料、粗製の塩酒、缶肉、凡そ此如き類は山水に相応せず、又動植物は濫採すべからず。携妓遊蕩の地たらしむべからず。要は此如きのみ。若し此二三の些事に留意せざらんか、後の十和田は、数年ならずして今の十和田を偲ぶの空名称たらんのみ。」⁽¹⁰⁾と指摘した。

武田の主張は、県民に自然美の保護を訴え、観光開発には、極力人工化を抑制し、今日的なエコロジカルな自然保護の心情を吐露していて、後年の国立公園論の本質論に迫るものがあり、当時としては、ずば抜けてすぐれた自然保護論となっている。

武田は、こうして同年6月に、全県的な規模から発起人を募り「県下官民有志五十七名を集め、青森市の赤十字支部に於て十和田保勝会の発会式を挙げた。」⁽¹¹⁾

十和田保勝会の規則では、第1条に「目的」として「青森県下十和田湖湖面沿岸奥入瀬川溪流及十和田湖ニ通スル他ノ道路ノ風光天然記念物ヲ維持保存シ観光者ニ直接関係アル営業者ノ風儀ヲ向上セシムル」ことを掲げた⁽¹²⁾。

これは、すでに彼の「十和田保勝会」の趣旨に示された論点であるが、初めから単に観光開発を標榜するのではなく、自然保護の視点がはっきりと目的化され、観光業者のモラルと意識の向上を指摘していることが注目される。

保勝会の活動については、第9条で細かに規定しており、観光化を促進する諸策のほか、「当該官憲ト協力シテ動植物土石其ノ他一切ノ天然記念物ノ保護及風景ノ維持ヲ計リ及当該官憲ノ認可ヲ受ケ風致木ヲ植栽スルコト」を掲げている。

会長は、武田知事みずからがあたり、武田の協力者であり、後継者とな

る地元法奥村の村長小笠原耕一、青森県史蹟名勝天然記念物調査委員小笠原松次郎も参加していたことはいうまでもない。

武田知事は、土木技師を派遣して十和田道の測量に着手し、大正元年には、県議会に、フランスやイタリアがやったように「財政窮乏の結果、観光客を誘致するの政策」のために、三本木口と黒石口の二つの観光道路建設を3万円の工事費をもって提出した⁽¹³⁾。議論は沸騰し、当初賛成がえられなかったが、再度提案して可決させた⁽¹⁴⁾。

他方、十和田保勝会は、奥入瀬溪谷の入口、「子ノ口に補助金を給して小旅館を建てさせ、大阪の広谷鉄工場から六百廿六円で六馬力の石油発動機を購入、これで奥入瀬丸とつけた遊覧船を造り、大正元年八月十五日に進水式を行つて湖上に浮べた。』⁽¹⁵⁾といわれている。

その後の十和田保勝会の活動について、武田千代三郎は、大正11年に出版した自著で語っている。すなわち、資力は十分ではなかったが「創立以来既に十ヶ年を経、其の間、船艇八艘と一旅館を造り、二旅館を補助新設せしめ、電話線十里を架し、写真一百余种を撮り、絵葉書四十種を発行し、主要停車場に写真額、及び絵広告を掲出し、案内記を発行し、奥入瀬、浅瀬石の二道に里程標及び地名標を樹て、大正十年以後又青森県庁の命を奉じ新造内火艇翡翠号及び休屋講演所、御膳水々道の管理使用の任に当れり、而かも尚ほ地図の調整に、十和田湖、八甲田山附近の地質動植物の調査に、案内記の増補改訂に、その他欧文案内記の編纂、休泊所の補助、交通の改善、船艇の補充新造、風致維持等、前途の事業頗る多し、幸に大方諸士の同情と援助に依り、神湖の天工を万世に保存して、宇宙の一大天然記念物たらしめんこと、同会員の熱望して止まざる所なり』⁽¹⁶⁾と。

十和田保勝会は、かように十和田湖の観光化のために、観光道路やルートの整備から、道標の設置、各種の宣伝、観光施設の投資、管理などさまざまな事業を、県庁の支援をえつつも、民間の地元の人たちによる自主的な活動としておこなっていることに驚かされる。こうした自主的な観光開発の事例は他にあまり例をみない貴重な経験であると指摘しておきたい。

なお武田は、理由は定かではないが、大正2年に県知事を退き、直後に『十和田湖案内略記』、その後も大正11年に『十和田湖』を出版し、十和田湖観光の発展に貢献した。十和田湖の自然保護の運動と観光開発の努力は、法奥村村長で青森県議であった小笠原耕一などに引き継がれていった。

小笠原耕一は、すでに明治36年に前年の凶作対策に「十和田の将来を力説、焼山から溪流を遡つて休屋に赴く路線の必要性」を主張して、渓谷沿いの道路設置を実現した。彼は、知事による十和田湖観光開発の議会提案に際して知事に協力し、知事が「さった後もその意志を紹いで開発と保勝とに力を傾けた」といわれ、十和田湖の自然保護とそのため国立公園設立運動の中心人物となった⁽¹⁷⁾。

十和田湖の自然保護についてみると、農林省国有林局は、大正3年に、十和田湖の中山半島を森林保護法にもとづいて「風致保安林」に指定し、その地域の森林の伐採を禁止した。また大正5年に7,077ヘクタールを前年制定の「保護林」制度にもとづいて「風致保護林」に指定した⁽¹⁸⁾。その経緯は不明であるが、保勝会の小笠原耕一らが、十和田湖の自然風景を保護するために農林省に働きかけた結果だったであろう。

このころ十和田湖の水を利用する発電計画が持ち上がった。一つは、地元の大湊興業会社が中央の実業者と結びついて計画したものであったが、「財界の変動」で実現しなかった⁽¹⁹⁾。もう一つは、青森県知事の水力発電計画で、大正7年6月に青森県の委嘱による理学博士神保小虎による十和田湖の地質調査がおこなわれた。この計画は、無理があるとされ、立ち消えになった⁽²⁰⁾。その反響は明らかではないが、おそらく十和田湖の地元では大きな危機感をいだいたことであろう。

内務省は、大正10年に国立公園候補地の選定に入ったが、田村剛は、大正10年2月の論文で、「二流である」が、他の多くの地域と並んで、十和田湖を有力な国立公園候補地として推挙した⁽²¹⁾。時あたかも国立公園問題が世情をわかせていた大正10年8月に、淳宮（秩父宮）と高松宮の両殿

下が十和田を訪れ、話題を呼んだ⁽²²⁾。

十和田保勝会の活動の一つは、国立公園指定の国会請願であった。大正12年に起草されたとされる「十和田湖ヲ中心トスル国立公園設置ニ関スル請願」がのこっており、大町桂月の執筆となるものであるといわれている。

この請願書は、武田千代三郎の十和田保勝会の趣意書と違って、自然保護にふれることなく、単に「十和田湖ヲ中心トスル一帯ノ地ハ山水ノ衆美ヲ集メ殊ニ清秀ノ気ニ満チ……国立公園ノ真意ニ合スル地ヲ求ムレバ先ヅ十和田一帯ノ地ヲ推スベキハ一地方ノ私情ニ非ズ」⁽²³⁾などと十和田湖の自然美を強調しているにすぎない。

なお田中正大氏は、武田千代三郎の著書『十和田湖』の中で「桂月の名が出てこない」と指摘して、武田が桂月を無視した真意を「十和田湖を世に出したのは自分だとの自覚」にみている⁽²⁴⁾。しかし私は、武田と桂月には、十和田の有り方で根本的に意見の相違があって、武田が、観光開発を極力抑制し自然保護を強力に主張し、桂月の意見と相容れずに、対立していたからではないかと推測する。

少なくとも桂月の十和田湖についての紀行文を読むかぎり、自然、風景の保護という発想は、彼の文章からは何も読みとれない。しかも桂月の豪放な性格が、東大法科出身官僚のきちんとした武田の性格と相容れなかったのかもしれない⁽²⁵⁾。

国立公園指定の請願書に先立ち、大正11年に、武田千代三郎は『十和田湖』を十和田保勝会から出版した。ここで武田は、十和田湖の自然、風景、文化を全般的に紹介しながら、再度自然保護を強調している⁽²⁶⁾。

すでに武田千代三郎の自然保護思想は傑出したものであると談じたが、この著作では、先の「十和田景勝論」を冒頭に掲載し、第5章第3節「天然物の愛護」で、再度、自然保護について訴えた。「天然物の愛護」の節で武田は、彼ならではのユニークな観光批判をし、今日的な価値ある主張をおこなっていて興味深い。

武田は、「国民一般の悪癖」として「利己の念強く、公德を重んぜず、自身の都合のみを思つて、他人の苦心に同情せず、又他人の利害安危を顧みず、自己の所有に非らざれば、公共の物品、営造物、古器物、古建築、天然記念物たる動植物鉱物を破壊損傷、暴殄殲滅して、毫も恨悔することなきこと」を指摘する。そして「史蹟名勝天然記念物」にたいし、「落書」をして見苦しくしたり、みだりに「風光明媚なる勝地」に「広告」をほどこして風景を汚し、道標や「道祖神」などを倒したり、山小屋を破壊したり、樹木の皮を剥いたり、鳥の雛や卵を奪って荒らしたり、さまざまな不心得な行為が現におこなわれていると非難する。

とくに十和田湖について、「余は十和田に憧れて、遙々来り遊ばん程の人に對して、十和田の木石を視ること、尚ほ各自の貴重なる家什、盆栽、園樹、園石を視るが如く、十和田を以て他人の物と思わず、無主の靈地は皆これ我が物なりとの考を以て、之を愛惜珍重せんことを熱望して止まざるなり」⁽²⁷⁾と指摘し、自然愛護を訴えた。

自然を楽しむ人たちにたいする厳しい批判と彼らに自覚を促す武田千代吉の主張は 当時まだほんの一握りで、国立公園論争で自然保護を強調した武田久吉や上原敬二、白井光太郎などの主張にみられたにすぎなかったのであり、日本の自然保護思想の歴史においても、貴重な発言であったと評価しておきたい。

大正13年8月に十和田保勝会は、日本庭園協会と共催で、十和田湖、八甲田山、恐山の視察旅行を実施し、60余名が参加し、2日にわたって当地を見学しており、十和田湖の自然を楽しんだ⁽²⁸⁾。

十和田湖において大正14年4月に新しい動きが生まれた。法奥村の村議であり、小笠原耕一より一回り若かった太田吉司が「十和田愛勝会」を設立し、会長におさまっている⁽²⁹⁾。十和田保勝会がすでに存在するのに、新たに「十和田愛勝会」が生まれたのは何故なのであろうか。大きな疑問が生まれる。

「十和田愛勝会」の会則は、第3条に「本会は十和田三大景の勝景を維

持愛護し加えて開発宣伝を目的とす」と規定し、とくに「十和田景勝会」と異なった目的を掲げているわけではない。ただ、参加者の中に、小笠原松次郎は副会長におさまっているが、小笠原耕一の名が見当たらない。彼らの間に意見の違いがあったのであろうか。

ただしはっきりしていることは、「十和田愛勝会」の会則では、第2条で「本村に居し本会の主旨に賛同せらるる方を以て会員とす」とあり、明らかに法奥村地元村民のための組織であったことが明らかである。村外の人たちとの対立でもあったのであろうか。これも今一つ不明である。

この会は、村から40円の子算をもらって、周辺道路の開設や植栽をおこなった。ちなみに「本会ニ於テ奥入瀬溪流ノ風致年毎ニ破壊セラルル傾アルヲ以テ是レガ補足ノ要ヲ認メ」、植栽の事業をおこないたいと青森県に出願している⁽³⁰⁾。

大正14年には、内務省衛生局は、国立公園候補地として十和田湖についての調査をおこなったが、この調査を最後に内務省は、国立公園候補地調査を終了し、国立公園設置の動きを凍結した。この調査を契機に、大正14年に「十和田湖国立公園ニ関スル請願」、同15年に「十和田湖ヲ中心トスル国立公園設立ノ請願」が提出された⁽³¹⁾。

大正14年にこの素晴らしい自然をかかえていた十和田湖周辺地域に重大な事件が起きた。「大正十四年頃、遠藤柳作知事の時、食料問題がやかましくなり、三本木平幾千町歩の平原を十和田湖の水によって開墾しようとの議がもちあがった」⁽³²⁾。そして大正15年8月に農林省は、十和田湖の水を利用する農業灌漑計画「十和田湖水位調節に拠る奥入瀬川夏季増水計画」を公表した。

十和田湖の地元では、それを聞き及んで、大きな危機感をいだいた。十和田湖を国立公園にしてこの自然破壊をもたらす灌漑計画に反対しようとする運動がおきた。

大正14年11月に法奥村長小笠原耕一は、病気をおして上京し、十和田湖の国立公園化の請願書を提出した。また同年12月には、小笠原耕一は、急

遼，青森，秋田両県下の有志を糾合し「十和田国立公園期成会」を組織して，国立公園指定の運動を展開した⁽³³⁾。

三本木原地区における農民の積年の灌漑への思いを表していた「十和田湖水位調整に據る奥入瀬川増水計画」の概要は，「子の口」奥入瀬川の流出口，「子ノ口」に堤防を造って，流水を堰きとめ，湖水の水位を8尺（2・4メートル）変化させ，灌漑時期に流出し，三本木原地区に7000ヘクタールの水田を造成しようというものであった⁽³⁴⁾。

しかもこの計画に平行して，奥入瀬川の水を利用する発電計画もあった。これは，奥入瀬川に流出する水を下流で発電に利用するというものであったが，ダムの設置をみないかぎり，湖面に問題が生じないが，湖水を利用するためにダム建設すれば，湖面の水位が不自然に上下させられることになる。この計画の実現によって，湖面あるいは湖岸にある島，巖，民家，耕地などが水没し，大自然，大風景が著しく破壊されることが予想された。

そこで十和田の住民，十和田湖にかかわって生計をたてる住民，観光業者，自然，風景に関心をいだいているすべての人々は，この計画に反対し，十和田湖の自然を維持，保護するために立ち上がった。

十和田国立公園期成会は，そのために結成されたのか，結成後に灌漑計画が発表されたのか定かではないが，十和田湖の国立公園設立によってこの計画を阻止しようとしたことは明らかである。

この計画にたいし，青森県の県民，十和田湖の地元民，内務省衛生局の国立公園担当者，史蹟名勝天然記念物保存協会がみな反対した⁽³⁵⁾。三本木村側は，計画の実施を訴える「請願書」を青森県知事に提出した⁽³⁶⁾。

そこで内務省と農林省は，それぞれ調査をおこない，この計画について協議した。昭和2年から3年にかけての第1次交渉の結果は，第1に，「昭和三年四月に，名勝天然記念物保存区域指定にあたり，内務・農林両省の協議に依り，湖水の利用水深（8尺から一引用者）五尺五寸と定めたる結果，この調節水深に相当する貯水量を基礎として，農林省は，当初の計

画を半減し、三本木原に於て、(7000町歩を縮小し—引用者)三千三百町歩の開田計画を立案すること」になった⁽³⁷⁾。

なお協議の最中の昭和3年12月より史蹟名勝天然記念物保存法の所管が、内務省から文部省に移管した。

内務省は、農林省の灌漑計画の縮小案で妥協して、昭和3年4月12日に十和田湖と奥入瀬渓谷を「名勝及び天然記念物」に指定し、十和田湖保全の先手をとった⁽³⁸⁾。

しかし、十和田湖の湖面の水位を5尺5寸も上下させることは、天然記念物の生死に係わる重大な問題であることに変わりはなかった。地元の猛反対が展開された。

十和田村村長小笠原奥治によれば、十和田湖畔の法奥沢「村民は大いに驚き」、村民の「一千三百四十三名」の署名を集め、昭和3年7月に「十和田湖並に奥入瀬溪流の天然美を破壊する様な計画は放棄せられて此の天の賜ものたる無上の絶景おば永久に国に於て保護せられる様」、農林大臣、内務大臣に「陳情書」をもって「嘆願」した⁽³⁹⁾。

さらに越えて昭和4年7月には、「関係地方の六十二ヶ市町村長連署を以て前同様此の冠絶せる大風景の保護方を農林大臣、内務大臣、史蹟名勝天然記念物保存協会長、国立公園協会長、青森県知事へ陳情」した。昭和6年3月にも、内務大臣、農林大臣へ陳情した。彼らは、全県的な支持をえた。

ここで「陳情書」の灌漑事業に対する反対論の内容をみておこう。昭和3、4年のものと思われる「陳情書」の論点は、以下のとおりである⁽⁴⁰⁾。

第1に、「耕作地ノ開拓」を一般的に認めつつも、「其水源ヲ十和田湖ニ取り同湖ニ不自然ナル貯水工事ヲ施行シ」、湖面を変化させて「水田ヲ開拓」することは、「十和田湖ノ風景ニ致命的危害ヲ加フルモノニシテ、国宝的景勝地ノ死活浮沈ニ関スル重大問題ナルヲ以テ、……風致ノ保護上本計画ニ対シテ……極力之ニ反対」する。

第2に、「天然景勝地ノ保護政策ト経済的利用ノ事業トハ氷炭相和セザ

ル事」があるが、「原始的風貌ヲ有スル大風景」はどここの国でも失われており、「国家ノ力ニヨリ其風景ヲ保護擁護」していることは「天下周知ノ如シ」である。

第3に、現に「我国ニ於テモ最近ニ至リ此欧米諸国ノ風潮ニ倣イ国家事業トシテ風景及天然記念物史蹟ノ保護政策ヲ樹立」している。そして「十和田湖ハ昨春ニ至リ名勝天然記念物トシテ国法ヲ以テ保護」され、また「国立公園ノ最モ有力ナル候補地」となっている。よって「日本庭園協会」本多静六理事長、青森県秋田県の両知事、「史蹟名勝天然記念物保存協会」鈴木会長は、風景「破壊」を憂いて、反対の「建議書」や「意見書」を提出している。

第4に、十和田湖の「貴重ナル天然記念物ヲ學術社会ノ研究資料ニ供シ」、合せて「国家国民ノ保健休養ノ地トシテ或ハ又社会教化民衆清遊ノ機関トシテ利用」することは、「幾億ノ物質的収益ニモ換ヒ難キ無限ノ価値」がある。しかるに灌漑計画は、「十和田湖ノ風景ヲ蹂躪」してまでおこなう「価値アル事業」であるか、「大ニ疑問」である。

第5に、食糧増産は重要であるが、「巨額ノ事業費」を使って水田造成をおこなうことなく、「陸田畑地」を開拓し「陸稲馬鈴薯麥等ヲ耕作」して可能である。また「代用ノ地ハ北海道朝鮮或ハ内地中ニモ敢エテ乏」しくはない。

第6に、経済的にみても、「景勝地ヲ保存シ之ヲ資源トスル観光客ノ誘致」による収益は、他の「経済的利用ノ方法」にも決して「劣ルモノニアラズ」。

最後に「開墾発電水力等ノ如キ俗事業ニ利用スル事ハ設計及施工ノ如何ヲ問ハズ絶対ニ禁止」し、「神秘的大自然境トシテ永久ニ其景觀ヲ擁護」することを「陳情」する。

やや長い紹介になったが、産業的な利用に反対し自然、風景を永遠に保護しようとする論理が実に明快に主張されている。しかも注目すべきは、安易な妥協を認めず、絶対反対を主張していることである。このようなラ

ジカルな反対論は、当時の公害反対運動をべつにすれば、自然保護運動史や国立公園運動史において、きわめてまれな事例であり、積極的に評価されてしかるべきである。

このような地元の粘り強い強力な反対運動は、農林省へ相当の圧力になつたようである。反対運動は、地元だけではなく、国立公園協会、史蹟名勝天然記念物保存協会の二つの有力な組織によつてもおこなわれた。

まず反対運動のはじめは、国立公園協会が先頭を切つた。昭和2年国立公園制定運動の再開に際して、田村は、パンフレット『国立公園』で、かつて2流候補地と位置づけた十和田湖を、「富士山、日光、温泉（雲仙のこと一引用者）、十和田湖等有力なる国立公園候補」と位置づけて、十和田湖を重視した。この背景には、明らかに十和田湖の灌漑問題があり、田村は、「十和田湖の灌漑用水計画等は、何れもそれ等の風致に致命傷を与えるような重大な問題であるに係らず、今の所、これに対抗してその計画を完全に阻止することの困難なる状況にあるのは、残念なことではないか。」⁽⁴¹⁾と懸念を表明している。この段階で、田村剛は、すでにこの計画を知っており、反対の立場に立っているが、事態の行方には悲観的な様子が窺える。

昭和3年末に設立された国立公園協会は、十和田湖の灌漑計画にたいして黒部問題と並んで強力な反対姿勢を示し、反対運動を支持した。国立公園協会は、まず昭和4年3月の雑誌『国立公園』に「十和田湖と三本木原開墾事業」という記事を掲載し、協会常務理事田村への地元民から書簡の一部を紹介し、この段階では、国立公園協会は灌漑計画への賛否を表明しなかったが、協会の反對方針を示唆した。

書簡は「十和田湖の水位状態を自然状態より上げても、下げても十和田湖の風景に非常な大影響があります。……自然状態から二尺以上も子ノ口を掘り下げると、恵比須島は陸続きの一小丘となり、東湖中の小島ヶ浦の小島も消え……、自然状態より二尺以上も水位を高めると、十和田神社の平地約三町歩は湖水に浸されて、同地に林立している樹木は直ちに枯れ

て、神社前の自然林や杉並木の一部は見苦しい枯木の林となります。……是等の点は単に風致の点からの大問題であるばかりかでなく、天然記念物保護の点から見ても、由々敷き大問題であります。』⁽⁴²⁾と訴えた。

そして協会は、同年7月に2回にわたって協会主催の「国立公園十和田湖団体回遊」のツアーをおこない、100名を十和田湖見学に送った。その際に、協会から誰が参加したかわからないが、現地で十和田保勝会の太田吉司、小笠原松次郎らと懇談した⁽⁴³⁾。

国立公園協会は、昭和4年8月に開かれた国立公園候補地官民代表者協議会においては、青森県属内海善一郎のほか、法奥沢村長小笠原奥治、史蹟名勝天然記念物調査委員小笠原松次郎を出席させ、彼等の反対論に耳をかたむけ、協議会の議事をへて、灌漑計画に反対する諸官庁宛の建議書を作成した⁽⁴⁴⁾。

そして昭和4年9月に、国立公園協会は、安達内務大臣、町田農林大臣、小橋文部大臣、平井青森県知事、丸山青森営林局長宛ての国立公園協会会長細川護立名で「十和田湖及奥入瀬風景保護に関する建議」を掲載し、灌漑計画反対・中止と、十和田湖の自然保護を以下のように訴えた⁽⁴⁵⁾。

「希有なる風致並學術的価値」のある「十和田湖及奥入瀬」の「現状に著しく変化を来たすべき三本木開墾事業と関連する十和田湖貯水池計画の如きは之を中止し焼山橋以下の下流に之を設くる等の方法其の他風致に支障を来さざる方途により計画せられ本邦唯一の風景型を永遠に保存せらるる様御配意相成度此段及建議候也」。

さらに昭和4年の『国立公園』誌第10号の雑報は、昭和4年11月29日に内務次官から農林次官への「当該地風景保護につき配慮方依頼」文を掲載した。そこでは「貯水池計画ニ就テハ深甚ナル配慮ヲ払ハレ右地貌風致ノ現状ニ変化ヲ来サザル様致サレ度、追テ十和田湖貯水池実施計画ニ就テハ御決定前一応御内示相成度申添候」とのべ、内務省は、計画には反対しないが、現状の変化を認めず、新たな実施計画の事前提示を要求し、灌漑計画に反対する地元民、国立公園協会をサポートする厳しい立場に立つ

た⁽⁴⁶⁾。

さらに国立公園協会は、昭和5年の『国立公園』誌第6号に、中越延豊の「国立公園候補地概観」報告のシリーズ12回で「十和田湖」を取り上げ、灌漑反対論をふくませた⁽⁴⁷⁾。

農林省は、反対運動に気おされてか、計画実施の動きをみせなかったが、昭和6年4月国立公園法が成立した後、昭和7年に入ると、農村不況を背景に農村救済事業として再度三本木原開墾計画の実現に取り組みはじめた⁽⁴⁸⁾。

これを受けてさらに、地元もふくめて、今度は史蹟名勝天然記念物保存協会を中心とするこれまでにない強力な反対運動が展開された。自然保護運動からみて、その主張の内容、論点は極めて興味深いものがあり、やや詳しく検討しておきたい。

史蹟名勝天然記念物保護協会は、三上参次副会長の証言によれば、すでに昭和4年12月に役員会を開いて、「此の開墾計画の中止方を農林内務及文部大臣へ建議することに決議した」が、早急な実施が予想されなかったので、「殊更に建議書を提出する様なことは却て策ではないと考えて之は一時見合わせになっていた」⁽⁴⁹⁾。

しかし上にみたように、昭和7年に入って急遽農林省が、開墾事業実施の姿勢を示したので、同年6月15日に急遽学会館において役員会を開催し、十和田湖問題について論議し、反対を確認し、反対運動をすすめることを決定した⁽⁵⁰⁾。

協会役員会の報告によれば、役員会には、青森県から十和田村長小笠原奥治、青森県史蹟名勝天然記念物調査委員で休屋ホテルの経営者小笠原松次郎、青森県出身の画家鳥谷幡山らも特別に招かれ、有光幹事の司会で議事がすすめられた⁽⁵¹⁾。

主だった出席者は、協会幹部には、徳川達孝、学者の三上参次、山口鋭之助、三好学、沼田頼輔、井上祺之助、鏑木外岐雄、脇水鐵五郎、大熊喜邦、官僚では下村文部省宗教局長、三矢帝室林理局長官、田中農林省林務

課長，和田国際観光局庶務課長，市川同事業課員，大島衛生局長の他多数が出席し，各社の新聞記者十数名が傍聴した。

会議は，三上副会長の挨拶にはじまったが，三上の反対論は，すでに主張された十和田湖畔住民の反対論と基本的に同じであり，ここでは紹介を省きたい。

ただ三上は，農林省が灌漑事業に着手しようとしていることを報告し，十和田湖の保存については，「国立公園協会及国際観光協会」とも「此の際協力して目的の達成に一層努力致し度と申す」とのべ，実行方法として両協会から灌漑事業反対と十和田湖保存の建議書を提出するよう促し，「関係官庁を歴訪して陳情」するために「実行委員会」を設立する提案をおこなった。

つづいて十和田村長小笠原奥治から現地報告がなされた。彼の反対論もすでに言及しているので省くが，彼は，すでに指摘したように十和田村の反対運動を参加者に紹介し，「我が十和田湖を中心とする一帯の原始的絶大な大風景の地は永久に何ものも之れを侵す事なく保存せられ国立公園として実現せられます様一増の御高配を賜はらんことを・切にお願いを申し上げます。」と訴えた。

つづいて小笠原松次郎も，村長同様に十和田湖の自然を強調し激しい反対論を展開した。彼は，加えてこの灌漑事業が一握りの利権屋や地主の策動によって支援されていることを指摘し，農民には何ら役立たないと強調した。また秋田県側の同様な水力発電計画をともなう灌漑計画運動についてもふれ，小坂鉦山が開発費用の多くを負担してもいいといっているのに，「秋田県側の世論は……十和田湖の風景擁護第一主義を支持して開墾計画に耳を藉す者はない」と報告している。

鳥谷幡山は，近代の十和田湖の開発につとめた人々を回顧しながら，灌漑計画を批判し，「天下の絶景たる十和田湖の神工鬼鑿の大自然は，……余の希望としては是非共大正天皇記念碑建設か，若しくは十和田山神社を昇格して現在奉祀してある日本武尊と共に合祀し奉り，以て此勝景に一段

の尊厳を加へ、彼の俗流の温泉地や遊覧地の如き単なる歓楽境たるを避け、永遠に靈地神苑として厳格に此勝景を保存擁護せられんことを切に祈る」と付け加えた。

ついで国立公園協会の田村剛が挨拶した。彼は、すでに国立公園協会の立場で、反対運動をおこなっていたが、ここでいわば生の彼の心境を吐露した。田村は、本問題は先年この部屋で協議した時、「私は強固なる反対の意見を述べた」が、「本日再び本問題が議せられるに当たり、……矢張り私個人の意見は前年と同様、本問題に限り絶対反対の意見を固守する」と強調した。これは、黒部峡谷の水力発電ダム建設問題の場合より、絶対反対の度合いが強いように感じされる。なお田村は、国立公園行政の担当責任者大島衛生局長も、「此点については……同意見である。」と付け加えた。

役員会は、「史蹟名勝天然記念物保存協会十和田湖保存実行委員」を選出して、農林大臣、文部大臣、内務大臣への「建議書」の提出を決定し、文案の作成を委員に一任し、7月5日付けで、各大臣へ手渡した。委員は、徳川達孝、坂谷芳郎、三宅秀、三上参治、三好学、本多静六、原熙、脇水鐵五郎、荻野伸三郎、田村剛、佐原憲次であった。

建議書の内容は、すでに紹介した十和田村の請願書と本質的に同じなので省く⁽⁵²⁾。

こうした激しい反対運動が中央で展開された。一方、十和田湖は、昭和8年に正式に国立公園候補地に指定され、いよいよ公式に国立公園指定がまじかにせまってきた。灌漑計画問題の第2段階は、昭和10年前後からはじまる。

灌漑問題は、巷間、昭和8年ごろに決着がついたように受け取られていたようである。画家の小杉放庵は、昭和8年4月に出版した著書『日本の十和田湖青森の湖水』の中で、「只今の処、十和田が国立公園（正しくは、候補地—引用者）になったためどうやら風致保存の方に軍配があがったようです。」とのべている⁽⁵³⁾。

正式な国立公園指定をまじかに控えて、内務省と農林省は解決に迫られた。昭和10年12月に内務省と農林省は、大詰めの交渉をはじめ、公表されなかったらしいが、水深を5尺5寸から3尺5寸へ縮小し、水田の開墾は、7000ヘクタールから2500ヘクタールに縮小する妥協案で、問題の解決をはかった⁽⁵⁴⁾。

こうした両省の妥協の上に、十和田湖は、昭和11年2月に正式に国立公園に指定され、翌年の12年3月には、議会で灌漑計画に予算がつき、開墾が開始されることになった。

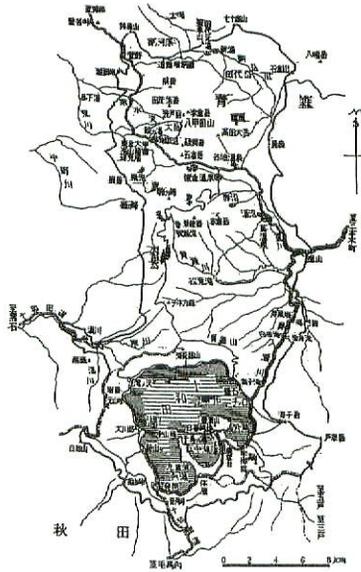
昭和12年10月に最終的な協議の末、「奥入瀬川河水統制計画」が作成された⁽⁵⁵⁾。その「骨子」は、「三本木原ノ下平ニ於テ二千五百町歩ヲ開墾シ之ニ併セ水力発電所ヲ行フ為国立公園十和田湖ノ風致ヲ損セサル範圍ニ於テ同湖ノ水ヲ貯溜シ放流利用ス」ということで、具体的には、第1に、争点の変動水深「三尺五寸七分」までとする。第2に、開田面積は2500ヘクタールとする、しかも1100ヘクタール分の水量は、水力発電にまわすので、実質的に1400ヘクタールとする。減じた開田分は、水力発電の一部を使って小川原沼から揚水によって補われる。

この案は、まさに妥協の産物であり、とくに途中から水力発電計画が割込み、水位の縮小を疎外したが、一応運動側の大きな成果でもあった。

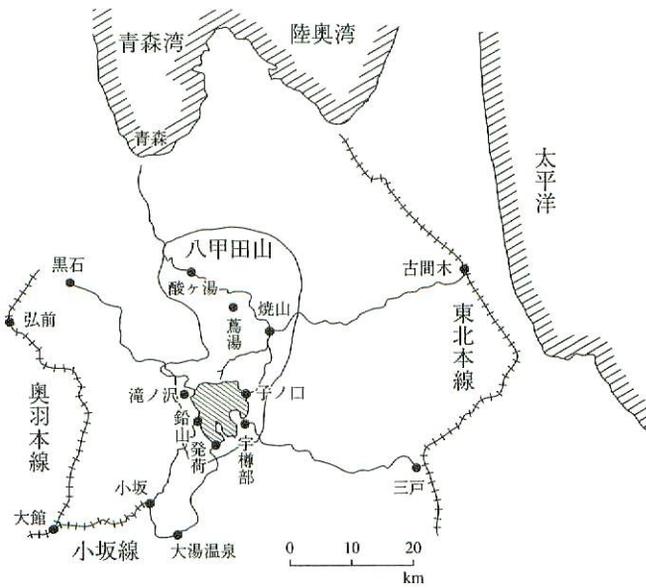
「三尺五寸七分」の水位変動は、はたして十和田湖の自然、環境を損傷し破壊しないかどうかは、大問題であった。しかし幸いなことに、昭和12年に日中戦争に突入し、俄かに戦時色を強めて、昭和16年に太平洋戦争を展開していくなかで、膨大な資金を必要とする農業灌漑計画は、実行されずに中止されたのである。これは、交渉を長引かせた反対運動の成果でもあった。

しかし戦時体制への突入は、平和的な国立公園を無視して、軍国主義の跋扈するなかで、再度奥入瀬川に水力発電所を設立する計画を浮上させ、水深水位3尺5寸の案を反故にし、5尺5寸の水深水位案を復活させた。そして、昭和18年に計画を一部実施に移しはじめた折に、敗戦を迎え

第6図 十和田国立公園



第7図 十和田国立公園の交通アクセス



た⁽⁵⁶⁾。戦後は復興期の経済開発主義の過程で、十和田湖は、再び戦時下と同じ運命に見舞われることになるが、この問題は、次章の課題である。

最後に論じておきたいのは、灌漑問題とは別に、昭和10年代はじめにおきた風景破壊、俗悪な観光開発の弊害と十和田湖畔の巨木濫伐の問題についてである。

国立公園の指定後、十和田観光は、とくに十和田湖の風景的な優位とアクセスが比較的容易であったので著しくすすんだ。ここで十和田の観光開発について論じておきたい。

明治末期の十和田湖へのアクセスは、鉄道については、古間木駅下車から三本木、焼山を通過して十和田湖の子ノ口へ登る東北本線コース、毛馬内駅から大湯温泉、発荷峠を経由して生出にいたる奥羽本線コースの二つがメインであった。

今日よく知られている一番ポピュラーな奥入瀬渓流沿いの道路は、明治36年に小笠原耕一が、農村救済事業としておこなった林道開発で、焼山から子ノ口までの奥入瀬渓谷沿いに開発したのものであった⁽⁵⁷⁾。それ以前は、焼山から湖畔への別の登山道があった。

五戸から宇樽部への道路は、宇樽部の住人三浦泉八により私的に開発され、有料道路として明治中期まで銀山用交通路として栄えた。秋田側の鉾山の盛んな頃は、毛馬内から鉛山を越えて湖畔にいたる道路があった⁽⁵⁸⁾。

大正元年に武田千代三郎は、三本木口から奥入瀬渓谷への道路整備と弘前に通じる黒石口から滝ノ沢へ通じる道路の開発を計画し、実現した⁽⁵⁹⁾。

大正期に入ると、自動車道路の開発がすすみ、昭和初期までに三本木一子ノ口間のルートが一番ポピュラーとなり、三本木口から子ノ口まで自動車で37キロ、青森から子ノ口まで65キロのルートは、酸ヶ湯、谷地、猿倉、蕨をへて焼山に至り、三本木口に合流する。37キロの三戸と宇樽部間のルートも、自動車道路となった。黒石一滝ノ沢約29キロの自動車道路

も、毛馬内―生出間約25キロの自動車道路もできた⁽⁶⁰⁾。

十和田湖は、東北の奥地にありながらも、二つの鉄道アクセスと数本のメイン道路に恵まれ、急峻な山岳ではなく比較的容易なアクセスであったため、大自然、原始景観、大風景を目玉とした観光地として早くから人気を博した。

大正15年には、十和田湖への観光客数は「年平均二萬人」と指摘されている⁽⁶¹⁾。昭和2年の「新日本八景」の人気投票では湖沼部門の第1位、総合の部で第3位となり、観光地として極めて知名度の高い評価をえた⁽⁶²⁾。

国立公園協会の中越延豊の報告によれば、昭和5年ころには、十和田湖には子ノ口から瀧ノ沢までの東岸に道路ができ、その内、子ノ口から生出まで自動車道路ができていた。観光客の収容施設についてみれば、十和田湖畔には、休屋に3戸、宇樽部、子ノ口、生出、滝ノ沢、発荷銀山に各1戸の旅館があり、合せて700名の宿泊収容力があつた。十和田湖には「年五萬人位」の観光客が集まると指摘している⁽⁶³⁾。

また湖外であるが、酸ヶ湯温泉には、客舎が数棟があつて一時に700名の収容力があり、「年一萬人」が訪れた。また桂月が病死した葛温泉の旅館は、100名を収容し、「年約3,000の湯客」があつた。毛馬内口の大湯温泉には、旅館9軒、「一時に900名」を収容し、「年三萬の湯客」があつた。黒石口にも、温泉旅館11軒あり、350名の収容力であつた⁽⁶⁴⁾。

十和田湖周辺には、多くの温泉があつたから、観光客が多く集まり、十和田湖を訪ねる可能性が高かつた。

それ故に、大正11年に武田三代吉が憂慮したように、十和田湖の自然、風景が、観光施設の乱開発、公德心のない観光客により損なわれる可能性も大きかつた。

昭和3年に青森県吉村知事は、十和田湖の観光開発で、「芸妓酌婦を常置せる料理店カフェーの類を公許」し、観光の俗化を認めたため、十和田湖畔の風紀が乱れはじめた⁽⁶⁵⁾。

青森県史蹟天然記念物調査委員であり、国立公園協会の地方幹事であった小笠原松次郎は、昭和12年7月号の『国立公園』で「風紀問題の再燃」としてこの問題を取り上げ、つぎのように論じている⁽⁶⁶⁾。

「近年に至り十和田を俗化させるとかで、是非を論議されて問題になっている幾軒かのカフェーも白首紅裙の美妓—実際は選み屑の醜婦ばかりでお世辞にも美妓とは言い得ない代物ばかりだが—を拉つし来つて之れをまた迎客の準備を整えた待機の姿勢とある。」

「県内にも硬軟両派があつて一廓を劃して花柳界をも許したらよいではないかという軟派があるかと思うと—イヤ十和田は古来からの霊地でもあり、国立公園の意義使命から視ても絶対に許すべからずと頑張っている硬派もある。」と指摘している。

小笠原は、こうした俗化にたいして、「青森県当局の之れに就ての意見は極めて軟弱不徹底」と批判し、「官民協力団結して我が十和田湖を全世界に誇示するに足るべき完全無欠の国立公園たらしめ、他の国立公園をして十和田の施設を以てその範となさしむるの意気を以て之れに当たるべきである。」と強調した。

ここには十和田の国立公園化によって灌漑事業計画に反対し阻止した自然保護主義者の高いプライドと十和田の自然を愛する強力な意思が感じられる。小笠原は、そのようにのべたが、それはただ一人の意見ではなかった。彼は、「此の問題に付多年一定の方針を堅持して苦節を守り、十和田湖愛護のため奮闘している十和田村に於て去る六月一日の村会」でこの問題について「決議」した青森県知事宛て昭和12年6月4日付の「陳情書」を引用した。

陳情書の要点は、「国立公園には神聖にして冒すべからざる意義使命の存するあり、一般遊覧地と混同すべからざる」ものであり、「現時の如き俗化の施設を許すは十和田山神社の神意に反し、近代的観光施設の基礎を築きたる十和田保勝会の方針を破り、心身練磨の道場としての国立公園設立の趣旨に悖るものにして、本村村民一同の切齒痛恨する処、武田風林閣

下の十和田保勝会設立に賛同し、国立公園指定を願望したる県民一同の決して之を是認すべからざる所なるを確信」し、県知事の「英断」を要望するものであった。

ここでも、小笠原について指摘したことが当てはまる。自然、風景を愛護する村民が、内務大臣および国立公園協会長宛てのもう一つの陳情書でのべているように、「昭和三年以来此の伝統を破り、芸妓酌婦を常設せる料理店カフェーの類を公許して公園区域内に淫蕩気分を侵入せしめ、国立公園に指定せられたる今日に在りても此の陋習を改むる所なく、……今や家庭よりその子弟を此の地に遊ぶを忌避せられんとするの情勢」に、断固たる反対の意思を示したとことは、注目すべきことである。

これら陳情書を見ると、十和田村民の観光の俗化に反対する論理が、武田千代三郎「十和田保勝会」の「保勝論」の思想を受け継ぎ、自然破壊をもたらず灌漑計画を阻止した運動の精神に基づき、国立公園の目的に根拠を置いていることがわかる。

とくに国立公園は、「国民大衆の保健教化機関」を標榜すれば、地域内の観光化、過剰な観光化を生む必然性をともなうが、村民は、その目的をもって観光地の俗化に反対していることが、興味深い。

私は、日本の国立公園制度は自然保護の規定が弱く、観光的開発規制の網が不十分であると考えているが、十和田の村民のような国立公園地域内の住民の以上にみられる国立公園観や自然保護思想や運動こそ、真の国立公園運動を支えることになると考えている。そのような意味で、十和田の住民の思想と行動は、日本の国立公園運動において大きな意義をもっていると評価したい。

もう一つの問題は、十和田湖周辺の原生林の盗伐問題であった。小笠原松次郎は、三つの論文で十和田湖畔の原生林の盗伐を告発した⁽⁶⁷⁾。

小笠原は「十和田山中の巨木老樹乱伐問題に就て」という論文で、つぎのように主張した。

「従来は樹木の非常に面倒な十和田山中から今春は幾百本という樺桂な

どいふ貴重な良材が払下られ此のために多数の木挽や人夫が付近の部落からまで動員され、此の大量の木材を買込むために関東関西方面から入りこみ十和田湖は時ならぬ好景気に賑つているという話が風の便りに聴こえて来た」、そこで現地調査したところ、それは事実であったと。

ことの起こりは、前三本木営林署長が、「連年の凶作や不況に祟られて生活難に喘いでいる湖畔の住民に同情し是等の貧民等の冬季中の余剰労力を利用して賃金を得せしむべく湖畔の被害木を払下て湖畔民を害している」ことであった。しかしこの方針が何時の間にか、被害木の調査にあたって、湖畔住民と業者の両方から、被害木でない木まで被害木と認定し、不法に伐採し、高額で売り飛ばしているということのようであった。

こうして小笠原は、森林監督官を厳しく批判し、もう一つの論文では、今後は、関係者の委員会を作って審査の上被害木を認定し、濫伐を取り締まれと提言した。また国立公園内の国有林を青森営林局で管理しきれぬのかと、疑問を呈し、厳しく「原始林擁護」を訴えた⁽⁶⁸⁾。

このように十和田湖の自然保護につとめてきた小笠原は、ものすごいエネルギーをもって関係者を糾弾し、国立公園内の巨木の保護を訴えた。もっともこうした事態は、小笠原自身が認めているように、「国立公園のお陰で山中の中心部を自動車貫通して、交通事情が頗る好都合に出来ている、木材商が買入れれば、直ぐトラックに積載して鉄道に積むだけである。」という状況を生んだことにも原因があった⁽⁶⁹⁾。

そうした不法を取り締めるためには、厳しい管理体制を敷かなければならないが、すでに指摘したように、国立公園管理体制は、ようやく管理官一人を置く程度で、不十分きわまりなかった。これは、日本の国立公園の重大な欠陥であった。

われわれは、小笠原のつぎの言葉に傾聴したい。「名勝にしても天然記念物にしても、之を観光資源として大に宣伝し、内外観光客を誘致して相当の利益を得るのはよいが、その資源は大切に取扱はないと損傷する。天然自然なりと雖も之が愛護尊重の道念なく、漫りに駆使すれば、矢張り山

精水霊の遺恨を買つて、遂に其の資源を喪失するに至ることは火明の事実である。』⁽⁷⁰⁾

以上のように、十和田国立公園は、他の国立公園と著しくことなつて、大正末期から十和田の地元民、青森県民の十和田湖の自然、風景を守るための激しい闘争と、さらには、内務省衛生局保健課、あるいは文部省の進歩的な官僚、国立公園協会、史蹟名勝天然記念物保存協会の自然保護に熱心な人たちの努力と支援を受けて、設立されたことがわかる。

十和田国立公園は、また北海道の二つの国立公園が、比較的観光地化が未発達な中で、おもに北海道庁の進歩的な自然保護に熱心な官僚の上からの努力と、中央の官僚、国立公園協会の指導的な人たちの熱意によって制定されたのとは異なつて、ある程度観光開発がすすみ、観光の発達と平行して、あるいは観光開発を盾にして、産業的な利用に反対し、自然、風景を保護するという形態でおこなわれたと指摘することができる。

《注》

- (1) 十和田の国立公園設立過程について、とくに十和田湖の自然保護と農業灌漑計画反対運動については、田中正大『日本の自然公園』、第4章「風景の保存と開発——この熾烈な戦い」のほか、十和田村史編纂委員会『十和田村史』下巻、十和田村役場、1955年、に詳しく論じられ、また三本木原耕地整理組合編『三本木原開墾事業要覧』、昭和13年、も灌漑をめぐる両派の動きを紹介する貴重な資料をのこしている。そのほか、多数の関連文献があるが、本文の中で引用されるのでここでは逐一紹介を省く。
- (2) 鳥谷部陽之助『新十和田湖物語』（副題「神秘の湖に憑かれた人びと」）、彩流社、1983年、11-4頁。
- (3) 前掲『十和田村史』、474-5頁。
- (4) 同上、476頁。
- (5) 大町桂月「奥州一周記」、『太陽』明治41年10月号。
- (6) 前掲『新十和田湖物語』、18-20頁。
- (7) 前掲『十和田村史』、484-5頁。
- (8) 同上、499頁。
- (9) 同上、485頁。
- (10) 武田千代三郎「十和田保勝論」、森田五成『十和田国立公園』所収、十

和田文化研究所，1952年，13頁。

- (11) 前掲『十和田村史』，487頁。
- (12) 十和田保勝会の「会則」は，同上，491－3頁を参照。
- (13) 同上，487頁。
- (14) 前掲『日本の自然公園』，117頁。
- (15) 前掲『十和田村史』，488頁。
- (16) 武田千代三郎『十和田湖』，大正11年，十和田保勝会，109頁。
- (17) 前掲『十和田村史』，489頁。
- (18) 前掲『日本の自然公園』，140頁。
- (19) 前掲『十和田村史』，524頁。
- (20) 同上，476頁。
- (21) 田村剛「国立公園の本質」，『庭園』第3巻第2号，45頁。
- (22) 前掲『日本の自然公園』，118頁。
- (23) 前掲森田『十和田国立公園』，143頁。
- (24) 前掲『日本の自然公園』，117頁。
- (25) 桂月の思想，性格については，前掲鳥谷部『新十和田湖物語』，85頁。
- (26) 前掲武田『十和田湖』，大正11年。
- (27) 同上，92－87頁。
- (28) 前掲『十和田村史』，477頁。
- (29) 同上，508頁。「会則」は，508頁を参照。
- (30) 同上，509頁。
- (31) 田村『国立公園』10頁。先の桂月の起草した「請願書」は，大正14年に完成したといわれているが，前掲『新十和田湖物語』，30頁。ちなみに国会に提出された請願書の内の大正15年の表題と同じである。
- (32) 前掲『十和田村史』，524頁。
- (33) 同上，490頁。522頁。
田中前掲『日本の自然公園』（140－1頁，279頁）によれば，品川弥千代『十和田湖八甲田山』に桂月が期成会の趣意書を書いたとする日記があるそうである。詳細は不明。
- (34) 前掲『三本木原開墾事業要覧』，25－9頁。
- (35) 前掲『十和田村史』，524－5頁。
- (36) 前掲『三本木原開墾事業要覧』，39頁。
- (37) 同上，40頁。
- (38) 同上，45頁。
- (39) 前掲『史蹟名勝天然記念物』第7巻第9号，72頁。

- (40) 前掲『十和田村史』, 525頁。
- (41) 前掲田村『国立公園』, 10頁。
- (42) 『国立公園』第1巻第3号, 24頁。
- (43) 同上, 第1巻第6号, 23頁。
- (44) 同上, 第1巻第7号, 20-1頁。
- (45) 同上, 第1巻第8号, 24頁。
- (46) 同上, 第1巻第10号, 23頁。
- (47) 同上, 第2巻第6号, 11-2頁。
- (48) 前掲『史蹟名勝天然記念物』第7巻第9号, 69頁。
- (49) 川上副会長の報告, 同上, 69頁。
- (50) 同上, 69頁。
- (51) 同上, 68頁。
- (52) 各氏の報告は以下のとおり。川上参次の報告, 68-71。小笠原奥治の報告, 71-4頁。小笠原松次郎の報告, 74-9頁。鳥部幡山の報告, 79-83頁。田村剛の報告, 83-4頁。
- (53) 小杉放庵『日本の十和田湖と青森の湖水』, 昭和8年, 13頁。
- (54) 前掲『日本の自然公園』, 152頁。
- (55) 前掲『三本木原開墾事業要覧』, 94頁。
- (56) 十和田自然保護の会『国立公園十和田湖の自然破壊の実態』, 1973年, 2頁。
- (57) 前掲『十和田村史』, 489頁。
- (58) 前掲『新十和田湖物語』, 121頁。
- (59) 前掲『十和田村史』, 487頁。
- (60) 『国立公園』第2巻第6号, 11-2頁。
- (61) 前掲『三本木原開墾事業要覧』, 32頁。
- (62) 『東京日々新聞』, 昭和2年7月6日。
- (63) 『国立公園』第2巻第6号, 11頁。
- (64) 同上, 12頁。
- (65) 小笠原松次郎「十和田を語る」, 『国立公園』昭和12年7月号, 12頁。
- (66) 同上, 12頁。
- (67) 小笠原松次郎は, 先の論文のほか, 「指定名勝天然記念物十和田湖畔の枯損木伐採問題」, 『史蹟名勝天然記念物』第12集第7号, 「十和田山中の巨木老樹乱伐問題に就て」, 同第12集第8号がある。
- (68) 「十和田山中の巨木老樹乱伐問題に就て」, 同上誌, 18頁。
- (69) 「十和田を語る」, 前掲誌, 10頁。

- (70) 「指定名勝天然記念物十和田湖畔の枯損木伐採問題」, 前掲『史蹟名勝天然記念物』第12集第7号, 66頁。

(4) 日光国立公園

a 日光山

日光国立公園は、昭和9年に栃木県の日光地区と群馬県、福島県にまたがる尾瀬地区を包含する広大な地域の国立公園として指定された。しかし両地区が国立公園として設定される事情は、かなり異なっていた。そこで、ここでは両地区を区別して検討することにした。

日光の国立公園設立の過程は、日本の国立公園の制定過程にとってきわめて典型的かつ代表的なものであった。その根拠は、第1に、日光は、史蹟や自然の保護を目的に設定されたと同時に、古くから観光地として発達しており、たふんに観光開発をも期待して設立されており、日本の国立公園の本質的特徴を象徴的に示しているからである。第2に、日光は、日本の国立公園制定運動の発祥地であり、日本の国立公園の本質的特徴を形成史の上からも保持していたからである。第3に、とくに日光は、維新以来、外国人観光客を多く集め、外国人の誘致を目指して設立された日本の国立公園の本質を典型的に体現している代表的な国立公園であったからである。

以上のような意味で、日光の国立公園設立過程は、きわめて興味深いものがある。さて日光国立公園の設立過程は、ここでは、三つの時期に区分して検討したい。第1期は、明治末期から大正10年に国立公園の候補地にノミネートされるまでの時期、第2期は、大正10年に有力な候補地としてノミネートされて、国立公園化運動が盛んになり、その後、国立公園制定運動が冷却して、再度、昭和2年に運動が活発化するまで。第3期は、昭和2年から国立公園運動が盛り上がり、最終的に昭和9年に国立公園に指定されるまで、そしてその後、敗戦にいたるまでである。

栃木県の日光では、すでに前々稿で検討したように、東照宮周辺の社寺群とその背景をなす日光山の保護を目指して、明治末年から国立公園設立運動が展開された。その運動が中央で冷却した後も、日光では、引き続き日光の国立公園化の請願がおこなわれてきた。

すなわち、明治44年、45年の請願書のほか、大正期に入ってから、大正3年、6年（2請願書）、7年、そして大正10年に国立公園候補地化した後、大正11年、12年、13年と他の国立公園候補地とくらべて、もっとも多くの請願書が提出されている⁽¹⁾。

その理由は何だったのであろうか。一連の請願書を分析して、その背景と根拠を明らかにしてみたい。

大正3年の「日光山ヲ日本帝国公園ト為スノ請願書」の骨子は、以下のとおりである。「旧來ノ名所旧蹟ハ殆ト頽敗ニ帰シ通路ハ全ク雜草荆棘ヲ以テ杜絶シ加フルニ中禪寺湯元ニ至ル交通機関ハ未タ具備スルニ至ラス故ニ悠々第ヲ引テ清遊ヲ試ムルノ娛樂場ニ乏シク遊覽者ヲシテ永ク此地ニ足ヲ止メ以テ満足セシムルコト能ハス」、よって「絶景佳勝ノ地ヲ撰ミテ之ヲ開鑿シ遊覽者ノ尽日清遊閑歩」せしめ「飽クコトヲ知ラサル娛樂場ノ増設」、「国賓及貴顕ヲシテ滞在休泊セシメ之ヲ優待スル旅館ノ設備」を建設するために、「日光山ヲ日本帝国ノ公園ト定メラレ十カ年又ハ十五カ年ノ国庫継続事業ト為シ之ヲ経営セラルル敢テ難カラス」⁽²⁾。

この請願書の基調は、かつての請願書と基本的に同じように、国家的な支援による、第1に、破壊されつつある名所旧蹟の修復と自然景観の保護、第2に、日光の観光開発であった。ただしその要望には、以前の請願書より国家事業として観光開発を促進する側面がやや強まっているように感じられる。

その後の請願書においても、その傾向は基本的に変わらなかった。こうした請願書の背景には、日光市の観光開発、促進へのインパクトが、次第に強まり、観光インフラの整備への要求が強まっていることが感じられる。とくに首都に近く、観光地として優れたロケーションであったため、栃木

県行政当局と観光業者の国立公園化による観光開発への期待が著しく大きかったと思われる。

すでに指摘したように、日光は、東照宮を中心とした古くからの名勝地であり、中禅寺湖の自然を加えて維新以降、外国人にもっとも人気の高い観光地であった。

こうした日光における観光化の状況をふまえ、尾瀬の自然保護に活躍する植物学者白井光太郎は、大正4年2月に史蹟名勝天然記念物保存協会第2回講演会で、「植物学上より観たる日光」と題する長い講演をおこなった⁽³⁾。

白井は、大正3年ころの日光がかかえていた自然保護と産業化にともなう問題点をすどく批判的に分析し、日光山の自然、風景の保護を強調した。それは、おそらく日本の自然保護運動において記念すべき鋭い問題提起であった。ここでは、日光山の自然保護論として詳しく検討しておきたい。

白井は、まず「日光の驚くべき天然と、驚くべき社殿とは、実に我邦の二大国粹であります。外国人が日光を見て日本の至宝（pearl）、世界の驚異（wonders）の一つである」、「さればかの如き国宝以上の品物は国家が率先してその保存に尽力しなければならぬのであります。しかるに社殿の方は、古社寺保存法もあり、国庫補助の法が実施せられ、だんだん修復が加えられて、保存も行き届いて居りますが、天然の方は、少しも注意せられて居りませぬ。したがって年々破壊が進行するのみであります。」と指摘する。

そして「我邦でも、維新以前は天然物の保存、史蹟の保存といふ事は、ずいぶん嚴重に励行せられて居った」といい、過去の自然保護政策を高く評価した。そして彼は「旧時日光山は法親王の直轄で、御神領一万三千石あり、その区域は東の方宇都宮街道は大沢駅まで、壬生街道は文挾駅まで、西の方は足尾および久我村に至り、乾の方は栗山郷、それより中禅寺奥湯元を経、上野国境まで、北は会津領、山谷境まで、南の方は足尾まで

であった。しかしてこれ等の山中には、不殺生、不伐木、不開拓、この三事を励行して居ったもので、これまた万代不易の法で、日光山の今日に伝わったゆえんであります。」と指摘し、さらにこの三事を詳しく説明した。

そして今度は、「日光の天然美を保存せんと欲せば、まず天然美は何よりなるかを知らねばならぬ。」として、日光山の自然美とその価値をるる説明した。そして「日光山の天然美を保存するためには、ぜひとも昔の如く不殺生、不伐木、不開拓の主義をできるだけ励行せねばならぬと考える」と指摘した⁽⁴⁾。

以上のように白井は、昔からの自然保護の歴史を開示し、とくに史蹟の保護がすすんでいるのに比して、日光山の自然が軽視されている実情を批判し、自然の保護のためには、自然の実態、価値を知るべきであると提起している。

こうして白井は、すすんで第1に「植物上の種類」の多様性、第2に、日光山がすべて「天然林」であることをあげ、「日光山の植物学上の価値」を詳論し、保存の必要を説いた。

そして最後に白井は「日光山天然美の破壊の原因および状況」について詳論した⁽⁵⁾。

彼は、その原因を10項目指摘する。

第1「中禅寺において日光産物を製造するの害」。従来伐採が禁止され保護されてきた貴重な樹木が伐採されて、日光下駄、マッチの軸、マッチ箱など各種木製の観光土産品の製造原料となり、自然美、自然が破壊されている。

第2「山中開拓の害」。中禅寺に人家、別荘を無制限に建て、付近の樹木を薪用に伐採し、「山の荒るる」を放置している。

第3「木炭製造のために伐採するの害」。従来禁止されていた「山の木立」を払い下げて、炭焼きをおこない、自然に危害を与えているが、「日光山は全部これを保安林に編入して、その伐木を厳禁すべし。」

第4「煙害」をあげ、「足尾銅山の煙害」が中禅寺湖、華巖の瀧ノ周辺

にまで達していると警告し、樹木や地衣類に被害を与えていると非難している。また清滝にある足尾銅山精錬所の煙害、民家の石炭の煙害にも注目し、煙害防止を訴え、「会社や一個人の利益を重んじ、世界の国宝たる日光山の保存を重んぜず、一刀両断の処置に出でなかったならば、後に至りて臍を噛むも及ばざるの悔があろう。」と付け加える。

第5「神宮、僧侶、町村、官庁において収益のために山中の樹木を斬するの害」。「神社の境内を、自動車で飛び歩く」の愚を指摘し、「瀧尾別所強飯堂、神社施設前の「老杉」を「寺院の収入を得るために、伐木して」、「天然の美」を破壊していることを批判する。

第6「盗伐不取締の害」。「一草一木」と「大規模」との二種の「盗伐」があるが、20年前に中禅寺湖畔の「先手浜観音堂の後」の大木が根本より伐り倒されたのをみたことがあり、「日光産物の材料は、たいてい盗伐の結果」であり、「風聞」にすぎないが、「官吏、神職等が、盗伐罪に触れし話」も「耳にしている」。

第7「山草濫採の害」。日光各山内の貴重な山草が、「濫採によりて、絶種にならんとしている」、「植物番所、見廻人を置き、また山上の旅店に特命して取り締まりの法を講じなければならぬ。」

第8「馬車、自動車、電車を馬返し以上に通ずるの害」。近代化の根幹にふれる大問題であるが、「馬車や自動車や電車に乗って、日光山中を飛び歩く様な没分漢、風流な人間は、日光の天然美、すなわち風景を鑑賞する資格のなき人達である。」と切り出し、「自動車などは俗中の俗なるもの」とみなし、日光山を「三段階」に分ち、東照宮近辺の「山水美の浅き所」から、馬返附近から中禅寺湖畔にいたる「無限の山水美」の「深き所」へ、そして「湯本」へ行けば「日光山の秘奥にして、日光の桃源ともいふべき、幽邃の境」であるという。

「湖畔に、自動車や、電車を通せんという案は、いかにせば日光を繁華ならしむるやという、営利一方の思想より出でたるものにして、日光の天然美保存、風俗保存とは、まったく背馳せる考えである。」「これ以上繁華

となれば、都会の陋習と、温泉場の弊風とを輸入し、神聖の靈地、病者の安樂境を化して俗悪厭うべき地に変ぜしめるおそれある。」

「馬返し以上、馬車、電車、自動車の運転は、たとへ人民より願ひ出たものであつても、監督官庁は 阻止すべきであつて、止むえず認めることがあつても、「衆人徒歩の通路を避けて裏道に作る」べきである。「四、五年前から、中禪寺より湯本に、馬車を通はすために、不自然の道路を開き、山中に妙利を敷いて、俗悪の觀を増すせしものならず、竜頭の瀧の周圍なる老樹を伐り払い、この辺の絶景を価値なきものにしてしまった。」

こうして開發による自然の破壊を指摘した。

第9「湖水の水を落として、水力を利用する害」。水力發電が「湖水の水準に変化を起こさしめ、湖畔の老樹に樹頭枯（さきがれ）という病氣を起こさしめ漸次全根の枯死を招」き、「いやしくも日光の天然を保存せんならば、かくの如き無謀の舉を、極力排斥すべきでる。」

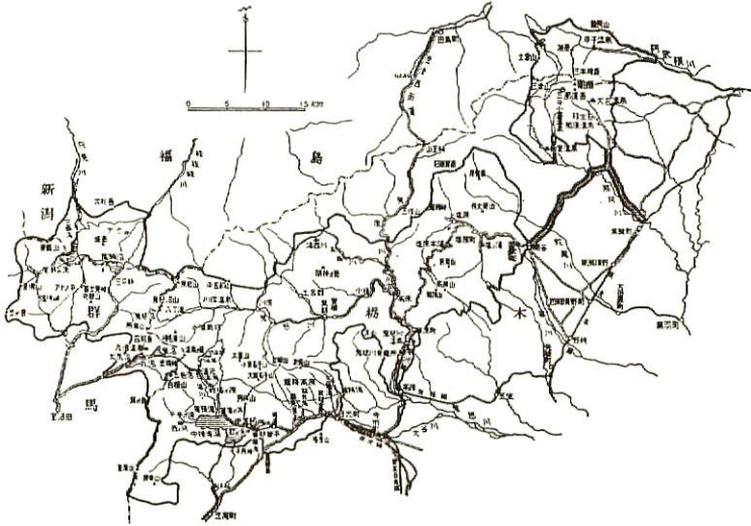
第10「路傍の目標を取り除く害」。これも「神社合併」の勵行のなで、石祠を取り除き、傍らの大木を伐り、収入を得んとした者がいた。

これらの害を注意深くみていると、日光山の自然破壊が、1、觀光化によるもの、2、産業開發化によるもの、3、行政の無関心によるもの、などに大別されるが、觀光開發化による自然破壊を指摘していることに注目しておきたい。

これまで長々と白井光太郎の論旨を紹介したが、彼の自然觀、自然保護論は、大正期における国立公園論争の一方の論客、武田久吉、上原敬二による安易な觀光開發反対、自然保護の強調論に通ずる注目すべき主張であつたからである。とくに馬返しからの登山道に、中禪寺湖、戰場ヶ原へ自動車、電車の導入に反対した点は、当時でも相当ラジカルな鋭い発言であつたと指摘できる。

以上のように日光は、国立公園の有力な候補地であつたが、自然破壊の脅威にさらされていたことがわかる。しかし現実の日光においては、必ずしも白井光太郎が意図したように、自然保護が強調されず、むしろ自然保

第8図 日光国立公園



注 戦前には鬼怒川地区、塩原地区は国立公園地域に入っていなかった。

第9図 日光国立公園の交通アクセス



護を軽視する観光開発を強調する勢力が次第に増大していた。

大正期の日光における観光開発の状況を一瞥すればそれは明らかである。

明治23年に日本鉄道による宇都宮・日光間の鉄道輸送が開設されて、日光は、基本的なアクセスを整備した。明治22年に日光ホテルが、同25年に日光荒井ホテル、同26年に日光金谷ホテルが開業し、さらに明治27年には、中禅寺湖畔にレークサイドホテルが開設されている⁽⁶⁾。

さらに明治43年8月には、「日光電軌」による日光駅・岩ノ鼻間の電気鉄道が開通した。もっともこの鉄道の開設は、足尾銅山と日光町の合資によるもので、足尾銅山にとっては、資材の駄馬、牛車軌道運搬による糞公害を改善するためのものであった。

また大正2年に、「日光電軌」による岩ノ鼻・馬返間の電気鉄道が開通して、中禅寺湖、湯元へのアクセスがやや改善された。足尾銅山の関係で、足尾から奥日光へのアクセスは、足尾から細尾峠を越えて清滝へ下るものであったが、銅山の資材運搬路として発達していた。足尾鉄道が大正2年に開通し、足尾からのアクセスがわずかに改善された⁽⁷⁾。

当時の日光内観光客の輸送では、人力車が一般的であったが、明治43年に金谷ホテルと日光ホテルが一台ずつ自動車を買入れて、自動車輸送が開始された。その後、大正5年に日光自動車会社が設立され、一般旅客運搬のバスが導入された。中禅寺湖へのアクセスで、自動車がいろは坂を登るのを許可されたのは、大正15年だった⁽⁸⁾。

こうして大正期のための日光観光の初期的インフラができたわけである。しかし奥日光への観光ルートは、まだきわめて貧弱であり、観光施設も不十分であった。そこで、栃木県の行政当局は、日光の観光開発計画に取り組んだ。

大正3年に栃木県知事岡田文次は、日光の開発計画をたて、その前置きとしてつぎのようにのべた。経済不況のおり、日光は首都に近く、また東照宮、奥日光など「世界的遊園地」として外国人観光客を集めることが可

能であり、国家的な開発を待たずして「民間有志ノ士胥謀リ相扶ケ奮テ之カ経営」して「国力ノ充実ト国運ノ発展トニ資スル」ことができる。

しかるにそのために「最急務トスル所ハ第一、交通機関ノ完備、第二、『ホテル』、温泉浴場、遊戯場、娯楽場、体育場、公会場、図書館、美術館等ノ設備、第三、遊覧道路ノ開設修理、第四、遊覧ノ目的タル名所旧蹟古社寺等ノ保護修理ニアリ」と⁽⁹⁾。

この急務を実現するための具体的計画として、知事は、「日光塩原経営起業目論見書」として、第1に、資本金500万円で「晃塩鉄道会社」を設立する。第2に、鉄道の建設、拡充、日光・塩原間、藤原・矢板間、さらに日光町・足尾間、細尾・湯本間に鉄道を建設する。鉄道は「電気鉄道」とする。第3に、「ホテル事業及同付帯事業計画」、すなわち①中禅寺湖畔、湯本、塩原にホテル設置。②中禅寺（又は戦場ヶ原）、塩原に外国人向け「温泉浴場」の設置。③戦場ヶ原に、ゴルフ場、野球場、庭球場、その他の遊戯場の設置。④中禅寺に奏楽場、演舞場、講堂に兼用できる「倶楽部」の設置。⑤その他、必要に応じた事業の経営する⁽¹⁰⁾。

みられるように、第1に、日光へのアクセスを容易にするための電気鉄道の建設、第2に、中禅寺と戦国ヶ原での観光施設の大幅な建設である。後者についていえば、国立公園外での建設であれば問題が少ないが、国立公園内、あるいは天然記念物として問題になる自然風景地に、そうした大々的な観光施設を造ることは初めから問題があった。

いずれにしろ、行政当局としては、日光の観光開発計画を以上のように構想したのであった。この計画は、しかし計画どおりに実行されずに中止された。しかし交通インフラの改善が試みられた。大正8年に「中禅寺鋼索鉄道株式会社」が設立され、同年に、馬返・明智平間の登山電車（ケーブルカー）の建設の申請がなされ、建設計画が提出された。そして大正11年に認可されたが、翌年に起業廃止を申請した⁽¹¹⁾。

こうした日光の観光開発状況の中で、日光観光は徐々に進展し、大正9年には、相当の発達をみていた。内務省衛生局の国立公園担当嘱託、中越

第4表 日光の観光客数

(大正9年)

	日 光	中 禪 寺	湯 元	合 計
ホ テ ル	2	1	1	4
旅 館	33	13	5	52
収 用 人 員	1,700	700	380	2,780
延 宿 泊 人 員	141,476	52,125	5,377	198,978
内 外 国 人	137,340 (97.0)	51,763 (99.3)	5,305 (98.6)	194,408 (97.7)
日 本 人	4,136	362	72	4,570

注 『国立公園』第1巻第5号、16-7頁より作成。

() 内は、外国人の割合。

延豊の調査報告によれば、第4表に示したように、大正9年に日光は、すでに約20万人の観光客を集めていた。

大正9年の日光における宿泊施設は、ホテルが3、旅館33軒で、収用人員は、1,700名、宿泊者の実績は、延べ数で17,000名であった。注目すべきは、外国人観光客が全体の97%を占めていることである。

中禅寺については、ホテル1、旅館13軒で、収用人員は700名、実績は延べ2,176人で、ここでも外国人が99.3%であった。さらに湯元は、まだかなり未発達で、ホテル1、旅館5軒、収用人員は380名で、実績は5,000名強であり、ここでも外国人が圧倒的に多かった。みられるとおり、日光がいかに外国人観光客に人気が高かったかがわかる⁽¹²⁾。

またここで指摘しておくべきは、国立公園候補地としてノミネートされる以前に、すでに相当の観光地化がすすんでいた日光は、大正10年に20万人の観光客を集めていた日本アルプスなどと並んで、観光地化の程度の著しく高かった名勝地であった。すでにみたように、阿寒湖では、大正10年ころ数千人にすぎなかつた、大正15年ころでさえ十和田湖では年間2万人程度の観光客にすぎなかつた。

日本においては、こうした観光地化した日光を国立公園に指定したことは、日本の国立公園が観光化、とくに外国人観光客を誘致するための観光

政策に基づいていることの証明であるといわれるのは、けだし当然であった。しかし事態は、決してそう単純ではなく、すでに検討してきたように、観光開発を意図した国立公園制定運動といえども、安易な観光開発にのみ専念してきたわけではなく、自然保護、景観維持の運動を内包し、観光化が、逆に自然を保護していく側面をも保持していたことを無視することはできない。とくに尾瀬を包含してた日光国立公園は、いっそうそうした側面を強めたのである。

さて、こうした観光化がすすんでいた日光は、大正10年に内務省が国立公園制定のための候補地調査を開始するや、いち早く、有力な国立公園候補地にノミネートされた。田村剛は、大正10年2月に「日光塩原一帯」を「富士山箱根一帯、上高地一円」と並んで「第一流」の候補地として推奨した⁽¹³⁾。当時の田村、本多らの国立公園観からすると、確かに日光は、最適任地であり、また塩原温泉郷をふくめれば、伝統的な名勝地であった。

爾来、日光町は、大正11年、12年、13年と、毎年のように日光の国立公園化の請願書を提出して運動し、日光における観光開発がいっそう進展した。

内務省は、日光を国立公園候補地として大正10年に調査したが、当時は、塩原地区を日光国立公園にふくめていた⁽¹⁴⁾。しかしこの時期には、内務省は、調査をおこなうのみで、国立公園協会の支部を設立したりして、とくに各地で国立公園設立運動を促進したわけではなかった。

一方、日光における観光開発は、さらにすすんでいった。大正11年2月には、「大日光国立公園・日光足尾間鉄道建設請願書」が「大日光国立公園・日光足尾間鉄道建設期成会」の名によって提出された。この期成会には、日光町長石井信敬、鹿沼町長狩野春吉、今市町長安西定吉、足尾町長大塚順吉の署名がある⁽¹⁵⁾。

この請願書は、二つからなり、一つは、従来のような内容の請願書であり、文面もほとんど違わない。もう一つは、「日光足尾間鉄道敷設速成請

願書」と名うたれ、大正4年に栃木県知事によって提起された足尾・日光間の鉄道開設要望書であった。主旨は「国立大公園として帝國の美を發揚」するために「既に再三請願」しているように「日光足尾間」(約20キロ)の鉄道を開設されたいというものであった。しかしこの計画は、ついに実行されなかった。

大正14年には、日光から中禪寺湖に向かういろは坂の拡幅がなされ、乗合自動車(バス)の運行が許可され、奥日光へのアクセスが著しく改善された。また大正14年に、大正4年に提起された栃木県知事の娯樂施設の建設計画が、あらためて鍋島侯爵らによって提唱された。実行されなかったが、大正15年には、日光登山鉄道の起業が認可され、大谷川沿いに、ケーブルカーを設置する計画が浮上した。昭和2年に華嚴ノ瀧にエレベーターの設置が認可され、中禪寺から湯元までバスが運行された⁽¹⁶⁾。

他方で、日光国立公園候補地での自然保護運動もわずかながらみられた。大正10年3月に国立公園候補地の一角、足尾地区の庚申山の「庚申草自生地」が、天然記念物に指定された。先の請願書は「足尾町有志者相計り庚申山保護会を設け……当山開発の目的を達せんことを努め」、「日光大公園地域に抱擁」すべく運動したと指摘している⁽¹⁷⁾。

もともと足尾銅山の近くにあった庚申山は、足尾の煙害を受けやすい地域にあったから、庚申山の一部を天然記念物に指定することは、足尾銅山の煙害への消極的な抵抗の意味をふくんでいたかもしれない。また大正11年3月には「日光並木街道・並木寄進」が史蹟に指定された⁽¹⁸⁾。

有力な国立公園候補地であった日光にも、大きな困難がつきまとった。日光地域内の産業開発の問題であった。すでに明治39年に古河鋳業によって足尾日光銅精錬所の建設が計画された。足尾銅山で採掘された鋳石を、大尻川の清滝辺で精錬する電気精錬所を建設しようとした。敷地総面積は27万平方メートル、工場敷地約7万平方メートルのという広大なものであった。そのために大尻川の水を取水して精錬用の発電所が建設された。⁽¹⁹⁾

すでに渡良瀬の鉱毒問題を知っており、公害発生を恐れた住民は「請願書」を提出し宮内庁に調査を依頼した。その請願書は、「今回足尾銅山鉱業会社ニ於テ……清瀧ニ精煉分銅所を設置シ其業務ヲ開始セラレレシハ町民一同日夜杞憂ニ堪ヘザル」とし、足尾銅山の「煙害及ビ鉱毒」を想起して、宮内庁の「精査」を要望した⁽²⁰⁾。

この問題は、従業員を地元から雇っていることもあり、大きな問題にいたらなかったが、すでに指摘したように、白井光太郎は、「足尾銅山の煙害は、汗方の後なる鳥居峠の後まで押し来たっている。そうしてその余波が、中禅寺華厳瀧周辺にも及んで居る。」と批判し、さらに「清瀧に精錬所を作りたるは、日光と東照宮の神林に取っては、目の上の瘤である。今日にては、煙突が二本くらいなれども、だんだん増加せば、大害をなすに至ろう。」と警告していた⁽²¹⁾。

昭和2年に国立公園運動が再開され、日光における国立公園設立運動はいっそう高まった。まず国立公園指定を目指して観光開発が著しく進展した。

昭和4年に、東武鉄道日光線が全面的に開通し、日光への鉄道によるアクセスが日本鉄道の宇都宮線からのものと2ルートとなった。しかし知事の計画にあった足尾・清瀧間の鉄道建設計画はついに実現しなかった。

昭和5年には、華厳ノ瀧をみる眺望台へのエレベーターが設置され、日光観光に色をそえた。昭和5年の10月1日には、紅葉を楽しむ上野・日光間の季節臨時準急列車が運転開始され、日光観光はいっそう盛んになった。

昭和7年8月には、馬返・明智平間に登山電車（ケーブルカー）が開業し、日光に新たな観光スポットが生まれた。同年、日光電軌は、日光自動車電車株式会社となり、昭和8年11月に、日光登山鉄道は、明智平・展望台間にロープウェイを開業した。昭和9年12月に日光は、ついに国立公園に指定された。昭和10年に、足尾からのルートである細尾峠が改修され、自動車の通行が可能になり、日光へのアクセスがいっそう多様化し

た⁽²²⁾。

なおここで日光の観光開発に関して田村剛の考え方についてふれておきたい。田村は、確かに十和田国立公園の灌漑事業や発電計画には反対したが、観光開発については、過度な開発についてはともかく、日光については、白井光太郎が反対したように、馬返からの中禅寺湖への自動車道路の建設、中禅寺湖周辺の自動車道路、あるいは中禅寺湖から湯元への自動車道路の建設には反対しなかった。

田村は、昭和8年『国立公園』誌の「国立公園を語る」というシリーズ「日光」で、「若し国立公園計画によりまして、自動車道路の開発が行われます場合には、日光鎌田間の横断コースが観光方面も重要なドライブウエーとなりましょう」、「戦場ヶ原から千手ヶ原にかけてこの広大な高原を縦横にドライブすることの出来るようにしなければならぬ」と語っている。また「ゴルフに付いて千手ヶ原あたりが唯一の適地かと思ひます。」とも語っている。

もとより田村は、無闇に観光開発を主張しているわけではなく、たとえば「尾瀬沼から尾瀬ヶ原方面はなるべく静かな徒歩旅行者の楽しむべき領域として保存したい」、「日光町を中心としまして社寺巡り、それから瀧巡り等は凡て徒歩でするのがよい」、「中禅寺湖、湯ノ子、尾瀬沼、尾瀬ヶ原等悉くそうであります。」⁽²³⁾と語っている。

しかし前段の主張のような田村の観光開発への甘さは、本意であるかはともかく、観光のために国立公園制定を実現するという彼の戦略からくる必然的な妥協的姿勢であろう。その限りでは、田村は、国立公園制定運動の埒外にいた白井光太郎のようにラジカルな自然保護を主張できなかったのである。田村と白井のいずれの見解が正しいかという問題は、そう簡単に答えることの出来ない難問だが、日本にける国立公園運動が、自動車道路の建設を国立公園内に安易に認めてしまうことは、日本の国立公園の制度的な弱点であったことだけは事実であろう。

日光の国立公園化は、国立公園協会が大いに力を入れておこなった。昭

和2年以降の新たな国立公園制定運動においても、国立公園協会の候補地指定においても、つねに日光は有力な候補地としてあつかわれた。田村は、昭和2年のパンフ『国立公園』で、尾瀬をふくめないで日光を「富士山、日光、温泉（雲仙）、十和田湖等有力なる国立公園候補地」⁽²⁴⁾と推挙した。

さらに国立公園協会は、昭和4年6月に雑誌『国立公園』で上原敬二の「日光」と題する小文を掲載し、「富士につぐ第2の国立公園候補地」と称揚した⁽²⁵⁾。また同誌の8月号の柴田常恵論文「日光」は、日光の史蹟歴史遺産と自然美をたたえた⁽²⁶⁾。その後雑誌『国立公園』に多くの日光に関する論文を掲載し、日光の有力な候補地であることをアピールした⁽²⁷⁾。

国立公園協会は、いうまでもなく、日光が、外人観光客を呼べる観光地であり、しかも内容的には、日本の歴史文化を代表しうる社寺をかかえ、また多様な自然美をかかえていた模範的な候補地であり、しかも富士・箱根と並んで、東京からもっとも近い地域に存在するという好条件を備えていたと評価していたからであった。

こうして日光は、昭和6年に国立公園法が制定され、国立公園委員会の特別委員会で田村らにより、昭和6年11月に富士箱根とともに、第1次の正式な国立公園候補地に指定されようと試みられたが、尾瀬の問題がこじれていたために、保留された。しかし日光地区はなんら問題ではなかった⁽²⁸⁾。

さらに昭和7年6月に国立公園選定特別委員会の一行（委員長藤村、田村、正木、高久の委員に加え、東京営林局計画課長八代常夫、皇室林野東京支局業務課長三好哲男、内務省から加藤と久住らは、最終的に日光を国立公園に指定すべく、4日間の調査に入った。それは、同行した加藤が指摘しているように、「今回の視察旅行は尾瀬地方及丸沼方面の発電計画と国立公園の関係を調査するのが目的だった」と指摘しているように、尾瀬問題に決着をつけるものであった⁽²⁹⁾。

こうして最終的に、昭和9年12月に尾瀬を入れた代わりに、塩原一帯、奥鬼怒一帯がはずされて、日光国立公園が設立された⁽³⁰⁾。

他方、地元の国立公園設立運動は、どのような運動を展開したのであろうか。結論的にいえば、内務省および国立公園協会が、当初から日光を有力視していたこともあって、地元は、必ずしも他の地域のような激しい誘致運動を展開したわけではなかった。

栃木県国立公園協会設立が成立したのは、ようやく昭和5年10月のことであった⁽³¹⁾。ちなみに、この国立公園候補地で設立運動をおこなわせるために、国立公園協会が力こぶを入れた協会支部設立は、すでに昭和4年に、山梨、静岡など富士山に係わる2県、小豆島屋島に係わる香川県、阿蘇に係わる熊本県に協会の支部が設立され運動していた⁽³²⁾。

『国立公園』誌の記事によれば、栃木県では、昭和4年6月に協会設立のための協議会を開き、準備をかさねたが、翌年10月にやっと協会設立の運びとなった。ややのんびりした印象である。会長は県知事の前田維織であった。

会長は、挨拶で「国立公園ハ……天与ノ景勝ヲ保存顕揚スルト共ニ各般ノ施設ヲ完備シ」、「各般ノ施設改善ヲ企画スルハ現下ノ急務ナリ是本会ノ設立ヲ見ルニ至リシ所以ナリ」と指摘し、観光的な開発を期待している⁽³³⁾。設立総会には、会員数400名が参加し、田村剛の「国立公園としての大日光」の講演もおこなわれた。

こうした地方国立公園協会支部設立の意図は、第1に、国立公園制定運動を地方から支えることであり、第2に、地元の国立公園設立運動を高めることであった。要するに官製の性格の強い運動であった。

日光の観光開発の進展する一方で、自然保護と公害反対の運動が激しく展開された。日光の国立公園設立運動は、官製の平穏なものではなかったのである。昭和3年に中禅寺湖（幸の湖）にからむ水力発電計画が持ち上がった。

新聞によれば「昭和二年、同社（古川鉱業—引用者）は、中禅寺湖の水

面を現在より五尺引き上げ、大尻川の水量を増加して冬夏の別なく華厳滝を落下せしめると同時に、所属の深沢発電所への水力豊富ならしめる目的で中禅寺湖の湖尻、大尻川の河口に一大堰堤を築造する計画を立て、栃木県に右工事の許可を申請した。」

「この計画は中禅寺湖の自然を破壊し、その風光によってのみ生計を立てて行く同地住民の死活問題とも考えられるので、日光町民は挙って反対し、栃木県会でも日本大衆党選出の石山寅吉氏の猛烈な反対演説があり、一時中止するような形成となったが、近年また再燃した」。同地住民代表小平鶴吉、大島久治らは、12月25日に上京して「関係各官省に陳情して該工事取り止め方を嘆願することとなった。」⁽³⁴⁾

さらに地元民は、「幸湖擁護実行委員」会を組織して、昭和4年12月付で国立公園協会宛てに長文な「中禅寺湖貯水計画反対の陳情」書を寄せている。

国立公園協会は、これを昭和5年6月号の『国立公園』誌に掲載し、彼らの運動に支援を与えた⁽³⁵⁾。

陳情書は、切々と反対論を展開した。

「既に足尾銅山の煙害に幸湖西南一帯の轡峰に鬱蒼たりし幾千年の老木は無惨に枯死し荒廃の惨害を露出しつつあり……、此の古河鉱業会社は又も近く幸の湖より流出する俗称大尻川（華厳瀧上流）に堰堤を建設し幸の湖流出口の河流を堰止め数尺の貯水をなし四季華厳の瀧をして落下せしめ電力の補充を計らんとする計画とす」。

この計画により「湖畔の道路家屋等は浸水し湖岸の奇岩怪石は其の影を没し樹木は為めに枯死し水明を誇る幸の湖は忽ち甚大なる被害を蒙り天然の風致は一大汚点を影せられ剩へ堰堤を築かんとする個所は地層最も軟質にして岩盤なく到底其の水圧を支へ得べくもあらず故に満水の期に於て一朝堰堤の欠潰することあらば下流沿岸民の不安惨害は推測するだに轉た戦慄を禁ずる能はず」。

「世の進むに随い風致に貴重必要にして衛生に學術に大關係を有するも

のたるや敢て喋々を要せず」「日光の風致は、……日光の日光にあらず栃木県の日光にあらず日本帝國の日光なり全世界の日光なり」、「一朝誤り築堰貯水の為め日光山の風致を毀損するあらば日本帝國の名誉を傷るは世界万国の嘲笑を求むものと謂うべし素より電力も貴重ならずと云うにはあらざれども電力は得易く日光山の風致は得ること難し」、「幸の湖に人工を加ふるは吾人の同意を表する能はざるなり。」

そして最後に「吾人は、明治大帝の御聖慮を奉戴し大自然の風致を保護し併而下流沿岸民の生命財産の安全を謀り全世界觀衆をして遺憾なからしめん事を期せんが為茲に実況を陳述し一営利会社の貯水池たらしむる愚挙を阻止し永遠に幸の湖の意義を伝へ以て反対の理由とす。」と結んだ。

末尾に24名の「幸湖擁護実行委員」氏名を連記した。

その年の10月栃木県国立公園協会が設立されているが、会長の挨拶には、この問題がふれられていなかった。しかし実行委員会のメンバーだった「幸湖の義民代表」大島久吉が列席していた⁽³⁶⁾。

この計画は、強力な反対にあい、中止されたが、詳細は不明である。

こうした反対運動のあった後、文部省は、昭和6年3月に中宮祠（中禅寺）湖を、天然記念物の「名勝」地に指定し、水力発電所の開発に強力なブレーキをかけ、国立公園に先立って厳しい開発制限の枠をはめることになった⁽³⁷⁾。

いずれにしろ、日光は、観光化が著しい地域であるにかかわらず、その奥地の雄大な自然、大風景を擁する日光山、さらに尾瀬地域を包含して、日本でも最有力な国立公園となったのである。

《注》

- (1) 『日光市史』下巻，第9章第1節参照。
- (2) 同上，482－3頁。
- (3) 木村陽二郎編『白井光太郎著作集』第4巻「自然保護・考古学・人類学」科学書院，1987年，146頁。
- (4) 同上，120－3頁。
- (5) 同上，134－46頁。

- (6) 前掲『日光市史』, 463頁。
- (7) 同上, 468-471頁。
- (8) 同上, 474-6頁。
- (9) 同上, 661-4頁。
- (10) 同上, 664頁。
- (11) 同上, 667-7頁。
- (12) 『国立公園』第1巻第5号, 16-7頁。
- (13) 田村剛「国立公園の本質」, 『庭園』大正10年2月号, 9頁。
- (14) 同上。
- (15) 前掲『日光市史』, 486-8頁。
- (16) 同上, 614-5頁。
- (17) 同上, 487頁。
- (18) 同上, 688頁。
- (19) 同上, 272-5頁。
- (20) 同上, 451頁。
- (21) 前掲『白井光太郎著作集』, 140-1頁。
- (22) 前掲『日光市史』, 671頁。
- (23) 『国立公園』第5巻第2号, 25頁。
- (24) 前掲『国立公園』, 10頁。
- (25) 『国立公園』第1巻第6号, 7頁。
- (26) 同上, 第2巻第8号。
- (27) その他に『国立公園』誌を参照。
- (28) 前掲『日本の国立公園』, 38頁。
- (29) 『国立公園』第4巻第8号, 38頁。
- (30) 環境庁『自然保護行政のあゆみ』, 70頁。
- (31) 『国立公園』第2巻第10号, 16-9頁。
- (32) 拙稿「日本の国立公園の制定(上)」, 『経済志林』第68巻第3・4号, 202頁参照。
- (33) 『国立公園』第2巻第10号, 16頁。
- (34) 『東京日々新聞』昭和4年12月26日。
- (35) 『国立公園』第2巻第6号, 17-20頁。
- (36) 『国立公園』第2巻第6号, 19頁と第2巻第10号, 18頁を参照。
- (37) 前掲『日光市史』, 688頁。

b 尾瀬地域

尾瀬は、日本における自然保護の歴史、あるいは自然保護をめざす国立公園運動の歴史において、記念すべきコーナー・ストーンであり、燦然と輝く注目すべき成果をのこした。しかし尾瀬については、これまで国立公園制定運動史、あるいは一般的な自然保護運動史の面からみて、さまざまに断片的に言及されてきてはいるが、まだまとまった記述がない。ここでは、少々紙数をさいて、この課題を果たしたい⁽¹⁾。

尾瀬は、昭和9年に日光が国立公園に指定される際に、日光国立公園の一部に包含された。日光は、大正10年に日光国立公園候補地にノミネートされたが、その際に、尾瀬もその地域にふくまれていたとする意見があるが、その意見には疑問がある。

田村剛は、昭和3年月に発表した尾瀬調査の報告書で、「大正十年の秋、この地を訪れ、湖水より燧岳に至る一円の地を数日間に亘って踏査したことがあった」とのべ、また「大正十年内務省が日光を中心とする国立公園候補地調査に当たっても、その圏内に在ったのは、洵に当然といわれねばならぬ。」⁽²⁾と付け加えた。ここから宮崎邦一郎氏は、「尾瀬は日光とともにいち早く、1921年にその公園の候補地として視察登山がなされた。」と解釈している⁽³⁾。

しかし私の認識によれば、大正10年2月の田村の論文「国立公園の本質」では、日光国立公園候補地は「日光塩原一带」とか、大正10年10月9日の田村の『大阪朝日新聞』の記事では、「日光は塩原から中禅寺湖、湯本、渡良瀬川のの上流等を含め」⁽⁴⁾とだけ述べているだけで、少なくとも公表された文章には、尾瀬が大正10年に日光国立公園候補地にはふくまれていたことを示す証言はなかった。だから田村の証言は、田村の思い込みか、大正10年の田村の尾瀬調査が事実とすれば、尾瀬を国立公園にふくめるといふアイデアは、田村の頭の片隅にあった考えにすぎなかったように思われる。アクセスの便を重視した当時の田村の国立公園論からみても、尾瀬を国立公園にふくめたとはいえない。

尾瀬が明確に日光国立公園地域地に位置づけられたのは、後に詳しくふれるように、田村の場合は、昭和2年に出版されたパンフレット『国立公園』の中であり、国立公園協会では昭和4年5月に発表された中越延豊の調査報告であった。

さて尾瀬が、国立公園候補地に指定され、日光国立公園の一角を占めるようになった経過は、日本の国立公園制定史のうえからみて、きわめて興味深いものがある。では尾瀬は、どのような事情で日光国立公園候補地に組み入れられるようになったのであろうか。

結論的にいえば、尾瀬は、大正期以来戦後まで、電源開発の脅威にさらされ、産業的開発と自然保護の確執が厳しく展開された場所である。尾瀬が国立公園候補地化し、さらに国立公園に指定された基本的な理由は、電源開発に反対し、尾瀬の学術的な重要性和自然風景の貴重さを守ろうとした官民両分野の多くの人々の運動があったからであった。

尾瀬は、ジャーナリズムでは戦後も秘境ともてはやされてきたが、すでに江戸時代からその景勝は一部で知られていた。すでに寛文6年（1666）の『会津風土記』などにも「小瀬」として言及され、19世紀には、郷土誌において多く論じられている⁽⁵⁾。

明治期になると、学術的な関心から、また近代登山あるいは旅行・観光の分野から、尾瀬のすぐれた自然性、景勝性が注目されるようになった。学術的な面からは、植物学者の渡辺千吉郎が、明治28年に「利根水源探検紀行」を雑誌『太陽』創刊号に発表し、尾瀬を世間に紹介した。植物学者の牧野富太郎も明治33年に、尾瀬の「ながばのもうせんごけ」を『植物学雑誌』に発表し、早田文蔵も明治36年に、尾瀬に入って植物採取をこない「南会津並其付近植物」を『植物雑誌』に掲載している⁽⁶⁾。

尾瀬を一般に広める役割をはたしたのは、日本で最初の近代登山家であり、植物学者であった武田久吉であった。武田は、明治39年に「尾瀬紀行一初めて尾瀬を訪う」を最初の山岳雑誌『山岳』創刊号に発表し、登山愛好家に尾瀬の自然、風景の素晴らしさを知らせたからである。

武田は尾瀬沼から尾瀬ヶ原にでた時の感動を、「なんという変化に富む植物景！そしてまたなんという美しい風景！単に『珍品』を蔵するにとどまらないこの豊庫！私はただただ驚嘆してしまった。つたない筆ではどうい写すことは出来ない。」と書いている⁽⁷⁾。

こうして明治の後半期に入ってから尾瀬は、関東地方の周辺に位置するという地域の特徴もあって、一部の学者や登山家に広く知られるようになった。

もっとも、福島県会津の桜枝岐村，群馬県の片品村などの地元にとっては、豊富な溪流魚，キノコ，山菜をとる場所としてごくわずかな関係をもっていたにすぎない。したがって尾瀬は，他の国立公園候補地が古くから山岳信仰や名勝地，温泉地と関連してレジャー的（観光と登山）に利用されてきたケースとまったく異なっている。まさに人身未踏に近い秘境であった。

ちなみに明治期の尾瀬へのアクセスは，相当の健脚，時間的余裕のあるレジャー・クラスでなければ，接近しがたいロケーションであった。尾瀬へのアプローチは，色々あったが，主要なルートは2通りであった。

上越線の沼田駅から自動車で，鎌田をとおり，戸倉まできて，そこから今日と同じ，大清水を通過して三平峠越え，富士見峠越え，鳩待峠越えで尾瀬に向かう道程。これは，十数時間かけて入山した。会津田島駅から自動車でも桜枝岐までいき，そこから12キロ近くの登りの行程で，十数時間かけて尾瀬に向かう道程であった⁽⁸⁾。第9図参照。

こうした秘境の尾瀬が，社会問題として世情の関心事として登場するようになったのは，水力発電所建設計画が登場し，それに対する反対運動がおこってからである。

では尾瀬の水力発電所建設計画は，いつから，どのように問題になったのであろうか。自然保護協会編『自然保護のあゆみ』によれば，すでに明治36年に尾瀬で水力発電をおこなう計画があったと記しているが，定かではない⁽⁹⁾。

尾瀬の水力発電計画がかなり明確に問題になるのは、大正初年に鬼怒川水力電力会社による発電計画が知られるようになってからであった。この発電計画の内容は、安達成之によれば「導管を利用し、遠距離通水によって発電」⁽¹⁰⁾するというものであった。

この計画が社会問題化するのには、大正3年2月22日の『東京朝日』上武版に「群馬県と鬼怒沼／始った尾瀬問題」という記事が掲載されたからであった。新聞は、つぎのように報じた。

「鬼怒川水力電力会社は発電用水量補充のため利根郡片品村なる瓢箪沼及び同郡第一の大沼たる尾瀬の水利権をも獲得すべく出願せり。福島県にては之を許可すべしとの内承諾を与えたる由なるが、群馬県にては県下の水利に関係あり、かつ尾瀬沼の如きは同会社が隧道又は水路を開削するものにて、これまた利根郡民に大関係を有するをもって、未だ承諾の運びに至らず。」⁽¹¹⁾

この記事は、鬼怒川水電が、水力発電のために尾瀬の水利権を獲得しようとしていたことを示している。この計画に先立ち、尾瀬では、群馬県出身の政友会の政治家横田千之助が、明治38年に尾瀬地域18000町歩を払下げて私有していた⁽¹²⁾。

この水力発電計画にたいして明治43年から尾瀬沼湖畔沼尻に長蔵小屋を建てて住み着いていた平野長蔵は、猛然と反対運動をおこなった。尾瀬の自然の中で生活していた平野長蔵が、なぜこの水利権獲得に反対したか、必ずしも明確ではないが、つぎのような事情が明らかである。

後藤允氏の指摘によれば、問題のおこる直前に長蔵は、大正3年尾瀬沼で漁業権を獲得して、政治家であり、尾瀬沼周辺の土地所有者であった横田千之助と魚の養殖業を共同経営することになっていた。自分との約束を反故にして土地を売却して水利権を電力会社に売る共同経営者横田千之助の裏切りに激しく反発した⁽¹³⁾。

長蔵ののこした新聞への投稿草稿には、「今日企業家は地方生産とか美言を使うが、その内面をうかがえばヘドが出る。無謀の暴利を夢見る雑輩

の集合である。』⁽¹⁴⁾と水力発電業者の動向を非難している。

大正3年の水力発電所建設計画にたいして、平野長蔵がどのような反対運動を展開したか、まだ十分に明らかではないが、建設計画に反対したことだけは明らかである。

平野長蔵の反対にからんで、史蹟名勝天然記念物保存会の動きが気になる。植物学者で史蹟名勝天然記念物保存会の白井光太郎は、大正4年2月に、同会の会合で日光山の自然保護を強力に訴える講演をおこない、その際に「日光山」に尾瀬をふくめ、日光山の天然美を破壊する原因の一つとして「湖水の水を落として、水力を利用するの害」を指摘し、「これは湖水の水準に変化を起こさしめ、湖畔の老樹にさきがれといふ病気を起こさしめ、漸次全根の枯死を招かしむるの害あり」と指摘し、水力発電による自然の破壊に反対し、保護を訴えた⁽¹⁵⁾。ここでは直接尾瀬の問題が指摘されていたわけではないが、もし白井が尾瀬の水力発電計画を知っていたとすれば、彼は、論理的立場上、猛反対したことは明らかである。

他方、大正4年に農商務省山林局は、山林局長通牒「保護林設定ニ関スル件」によって国有林の保護林制度を設定して国有林保護に乗り出していた。その目的は、①学術・施業参考のための原生林保護、②風景地の風致保護など、その他合計8項目からなっていた⁽¹⁶⁾。尾瀬の場合は、すでに群馬県側の大きな地域が私有地となり、水力発電会社の所有になっていたが、福島県側はまだ国有林であった。

平野長蔵は、大正4、5年にこの「保護林」制度を知っていたかどうか、今判断が出来ないが、『日本山林史』によれば「岩代・上野の国境なる尾瀬沼保護林は、群馬県利根須賀川村にあり、面積八百四拾町余歩、……（大正九）年に設定、湖面に向て白桧・米椴・唐桧・白樺の原生林を現出し、林内多数の高山植物を包蔵して風致保持を要するものとせり」⁽¹⁷⁾とある。

石射氏は、長蔵が「尾瀬沼周辺の静かな山水の景観を守るため、沼一帯の風致保護林編入を陳情」した結果であると指摘しているが、恐らく事実であろう⁽¹⁸⁾。

長蔵が尾瀬の一角を「風致保護林」にしたのは、明らかに利根発電が、大正7年に横田千之助から尾瀬の土地を買い取り、尾瀬に発電所を建設しようとしたからであり⁽¹⁹⁾、またその計画を「風致保護林」の設置で阻止しようと考えたからであろう。

すでにみたように、山林局は、大正4年に保護林制度を導入し、また内務省官房地理課は、大正8年に史蹟名勝天然記念物保存法を制定し、国家的にもある程度自然保護政策を実施する傾向を示していた。明治44年に設立された史蹟名勝天然記念物保存協会が、平野長蔵による尾瀬の水力発電反対にどう係わったか明らかではないが、決して無関係ではなかったように感じられる。

明治43年に「水力発電」を目指して開業した利根発電は、大正7年に当時尾瀬の森林を私有していた横田千之助から土地を買収して、水力発電所の建設を計画した。

利根発電の計画は、安達成之の「尾瀬の発電計画」によれば、沼尻川にダムを造り、尾瀬沼の水位を上げて発電所をつくり、さらに只見川にダムを造り、尾瀬ヶ原を貯水池にして発電所を建設するというものであった⁽²⁰⁾。しかし利根発電の発電計画も、大正10年に利根発電が東京電燈により買収され、実現しなかった⁽²¹⁾。

他方、大正8年に浅野総一郎によって設立された関東水電は、後の昭和4年に東京発電となり、さらに昭和6年に東京電燈に吸収合併されるが、大正11年6月7日に、群馬、福島、新潟の3県から水利権を獲得して、水力発電開発計画をたてたため、水力発電計画問題が再燃した⁽²²⁾。

大正11年の発電所建設計画は、武田久吉によれば、つぎのようなものであった。

「沼尻に約六十尺の堰堤を築いて、湖水面を三十尺以上も増加し、これを小沼に引き、その南端から隧道によって第一発電所に落とし、いったん沼尻川に奔下した水を三条瀑の上方に堰き止め、尾瀬ヶ原全部を水底に没して、しかもその水を柳平の上手から、日崎山の下をくぐらして利根川入

りに流し、至仏の西側を渠によって湯の小屋付近に導き、ここに一大発電所を設置しようという」ものであった。さらにこの水を「只見川に落し、落差の大なるを利用して更に大規模の発電を試みんとする」計画であった⁽²³⁾。

大正11年6月に電源開発が公表されると、発電計画に反対し、尾瀬の自然を守る運動が活発化した。平野長蔵は、激しくこれに反対し、反対運動に立ち上がった。多くの学者も、この計画に注目し反対した。その代表的な論客は、白井光太郎、武田久吉の両学者らであった。田村剛はまだ反対の先頭にはいなかった。

平野長蔵は、地元『上毛新聞』大正11年7月24日の記事によれば、尾瀬を訪れた群馬県利根郡長にたいし、「元々ワシに許されているこの沼の使用を一応の断りもなく福島、群馬、栃木の三県知事が許可したとすれば、ワシの養魚、捕獲、繁殖、保護の見地から当然黙従はできぬ。ワシと一緒に使用権を得ている横田千之助君がどうあろうとも、この区別は公明正大にしておく必要がある。(中略)三知事に対して行政訴訟を提議せぬとも限らぬ。沼は涸れ、尾瀬のあの花園が私利にさとい事業家の私服に荒廃するのが惜しまれる」⁽²⁴⁾と語った。

実際に平野は、単身上京し、大正11年7月26日付で当時の内務大臣水野錬太郎宛に訴願を提出し、「許可」の取消を要求し、「内務大臣の裁決、意に満たざる時はさらに行政裁判所に出訴する決意」を示した⁽²⁵⁾。

当時、横田らの属する政友会に対立する憲政会は、大正11年8月1日に前橋で県民大会を開き、利権柄みの尾瀬沼水力電気問題にたいし、内務省の認可阻止の決議をおこなった。この動きには、平野が強く係わっており、彼は、憲政会県本部に立ち寄って、認可の拒否と尾瀬の保護を訴えたのであった⁽²⁶⁾。

他方、史蹟名勝天然記念物保存に関連していた内務省内閣官房地理課は、平野らの反対運動を受けて、同会の有力なメンバーである植物学者白井光太郎に委嘱して、大正12年7月に「群馬県利根郡尾瀬沼付近……調

査」をおこなわせ、昭和2年に報告書を公表した⁽²⁷⁾。

すでにはっきりとした自然保護主義者であった白井光太郎は、報告書で、水没に反対し、「風致林」保護のために「同所居住者平野長蔵より許可取消し訴願提出中」⁽²⁸⁾と書いており、平野が実際訴訟をおこしていたことを証明しているが、しかし平野の訴願は握りつぶされ、許可の撤回はおこなわれなかった。

白井は、平野に呼応して、尾瀬の保護を主張した。彼は、『尾瀬沼付近長葉毛氈苔自生報告書』で、福島南会津郡大沼村の「風致保護林内」、群馬県片品村に属する「東京電気株式会社所有地内」、さらに新潟、福島、群馬の3県にまたがる尾瀬カ原の「東京電気株式会社所有地内」に自生する「長葉毛氈苔」の「保存指定」を主張した⁽²⁹⁾。

白井は、これらの個所で「関東水力電気株式会社より水力電気発生の目的をもって水利利用法を出願し、昨年七月許可を得たため、」⁽³⁰⁾「これがため毛氈苔自生地の一帯は、水底下に没する悲運に会う事となり、この惜しむべき天然記念物もまったくその跡を絶つの災厄に蒞り。」⁽³¹⁾「天然記念物保存法の主意より考ふるも、この地に水利利用法を施工するは、すこぶるその当を得ざるの事業なれば、この（平野長蔵の一引用者）取消し訴願の裁決に先立ち、天然記念物法により、毛氈苔所生地現状保存の事を指定し、訴願の裁決に一道有利の論拠を与ふる事を得ば、訴願者の幸福なるのみならず、学問上一大美事なりと信ず。」⁽³²⁾と主張した。

明らかに白井は、発電計画に反対のための調査をおこなったことがわかる。また内務省地理課の史蹟名勝天然記念物保存協会派の勢力は、すでに大正12年7月に尾瀬の電源開発に反対を表明したことになる。

尾瀬調査の際に白井は、平野長蔵に面会したと思われるが、その平野長蔵は、大正13年1月15日に、すでに尾瀬を調査し、尾瀬の学術的かつ風景的重要さを強調していた武田久吉を自宅に訪ねた。おそらく白井の紹介があったか、大正11年6月26日に『東京朝日新聞』に掲載された武田の自然保護を強調していた論文「国立公園と山岳」を読んだからであろう。

武田によれば、大正13年1月15日に、平野長蔵が、東京の武田宅を訪ねてきたという。武田は、つぎのように書いている。

「長翁の用向は、兩三年前に沼と原とを貯水池として、発電に使用することが許可されたので、それを防止するには、尾瀬を国立公園にしたならば、あれだけの風景や植物を完全に保護できようからというのであった。」⁽³¹⁾

尾瀬を国立公園にして自然を保護することを考えた長蔵は、国立公園制定派の田村剛らの主張に近いが、田村の主張を知っていたかどうか定かではない。しかし平野長蔵が、田村剛を訪ねたのではなく、武田を訪ねたことが問題である。当時田村剛はまだ自然保護のために水力発電事業の自然破壊と闘う姿勢を明瞭には示していなかったため、平野は武田を相談相手に選んだのかもしれない。

武田は、当時は田村らの国立公園論にはかなり批判的であったので⁽³²⁾、国立公園設立によって尾瀬の保護を考えるのではなく、まず尾瀬の保護のために独自に戦うことを提案し、また自分もそれを支援する旨伝えたことであろう。

こうして武田は、平野の訪問の後、大正13年7月、山岳会の後輩で北大の生物学者館脇操と山岳会の他の仲間を同伴してさっそく尾瀬を再訪し、2週間をかけて調査巡検し、翌年大正14年5月の雑誌『山岳』19集1号に「尾瀬再訪」を發表し、尾瀬の保護と発電事業に反対意見をのべ、世論を喚起した。

武田は、まず「尾瀬の保護に至っては、内務省もこれを天然紀念物保護区域として指定するの明と決断なく、一方群馬県のいわゆる有志は、国立公園の美名の下に蹂躪せんとし、利欲汲々たる輩は尾瀬ヶ原を貯水池に変じて、発電に使用せんと企てている。／この間であって孤軍奮闘尾瀬の風致保護に尽するは尾瀬沼山人の長蔵翁一人あるのみである。」と指摘した。

そして尾瀬の貴重な植物群と学術的な重要性、自然風景を強調し、最後

に「あれをいかに利欲に目がくらんだとはいえ、貯水池にしようという計画が、同胞によって試みられ、官憲によって許可されたことは、痛恨のきわみである。否むしろ国辱である。ああ日本の国土はついに日本人の手によって滅ぼされる運命から、まぬがれることは出来ないものであろうか。」と電力開発事業を痛烈に批判し、長蔵を支援し、世論に訴えた⁽³³⁾。

同時に武田自ら会長をつとめる日本山岳会の機関誌『山岳』の大正14年5月に『尾瀬』を特集し、さきにみた自稿のほか、平野長蔵「尾瀬沼の四季」、木暮理太郎「尾瀬雑談」、武田久吉「尾瀬再探記」、協館操「尾瀬をめぐりて」などを掲載した⁽³⁴⁾。

武田が尾瀬を調査した大正13年8月に、群馬県の史蹟名勝天然記念物調査委員で、地元の教育者で博物学者の岩沢正作による尾瀬の調査もおこなわれた。これは、内務省地理課の国立公園候補地調査という形式でおこなわれた。この調査は、『国立公園—予定地方—史蹟名勝天然記念物観察雑記』として地方誌『上毛及び上毛人』に掲載されたが、とくに尾瀬の自然保護を主張したり、水電計画に反対する意見はなかった⁽³⁵⁾。

なお当時の平野長蔵の自然観・自然保護観についてここでふれておきたい。平野の水力発電に反対する最初の動機は、横田の裏切りに対する私怨をふくんでいたかもしれないが、反対闘争を通じて、彼が会得した尾瀬の自然を保護する必要性であった。彼は自然保護主義者になっていた。

長蔵の後継ぎ長英は、長蔵が、尾瀬の「この地をして永久に、永遠に、幽寂を失はしむることなくして、独想し、思索し、冥想するの地たらしめよ。青年よ。赤き心よ。風光明眉なるこの湖畔に大自然の恩恵の下に集まりてこの大自然の美を享受せよ。」と「言った」と書いている⁽³⁶⁾。また後藤允氏は、長蔵が単に尾瀬の保護者であるだけでなく、会津の阿賀川下流の新潟県内の発電所ダムの建設にも反対し、地元民の利益を重視し資本家の私利に反対したことを記している⁽³⁷⁾。

他方、発電会社は、計画の強行を逡巡し、再度大正14年10月14日、工事施行の延長を申し出て認められた⁽³⁸⁾。それは、明らかに水電計画反対運

動の成果であった。

翌年、昭和期に入り、福島県は、水力発電の許可をめぐる、尾瀬の国有林を管理していた東京林野局に、昭和2年6月、その可否の調査を依頼した。

武田の表現によれば、「昭和二年（一九二七年）の春、設計変更願を提出したが、一部は国有林内殊に保護林に跨るというので、その書類が東京営林局に回付された。時の局長平田慶吉君は、具眼の士であったから、慎重な態度を以て臨み、濫に可否を決する前に、専門家の調査に待とうということで、風景に関しては田村林学博士、植物に就いては私に白羽の矢が立った。」⁽³⁹⁾

田村、武田らは、東京林野局の委託をうけて6月6日から2週間にわたる長期の尾瀬調査をおこなった⁽⁴⁰⁾。そして昭和3年に『尾瀬地方に於ける保護林と其の景観』を公表して、尾瀬の保存・保護を訴えた。さらにこの報告書を、『仙境尾瀬の景観』と改題して別に千部を出版し、反対世論を高める役割をはたした⁽⁴¹⁾。

田村は、調査の初めに怪我で下山し、報告書も薄手となったが、尾瀬の自然保護を主張し、水電計画を詳しく紹介し、計画に反対を表明した。

田村剛は、尾瀬の「地理、地形、地質、気象及森林の概況」をのべ、さらに「風景地としての特色」を詳論して、「要するに余の見聞する限りでは、本風景地は、本邦唯一のものであって、永遠に国家の至宝として保存せらるべき価値を、十分に有するのである。」と力説した。

そして最後に「尾瀬沼及尾瀬原に於ける水力電気計画と其の風景に及ぼす影響」の節で、田村は、すでに武田が紹介したこの計画について「堰堤築造、土砂の堆積、送電設備、水位昇降等によりて、著しき加工をなすものであるから、風景の原始性を根本的に破壊し、登山、野営等の快感を毀けること最も甚だしい。」と指摘し、さらにそれを詳細に説明し、真っ向から発電計画に反対した。

そして「幸いにして事業家の再考を促すことが出来、何等かの方法によ

り、完全に尾瀬沼地方の風景を原始のまま後世に伝え得るならば、その利益たるや蓋し計り知られざるものがあるだろう。」と結んだ⁽⁴²⁾。

なお田村剛は、国立公園制定派の論客として、尾瀬の観光的な利用にもふれた。いわく「尾瀬地方は、単に風景を以つて傑出する許りでなく、近時登山、野営、スキー等の流行につれて、尾瀬の名は、若者の間に、最も喧伝せられるようになり、燧岳、尾瀬原、駒ヶ岳、至仏等相俟つて、将来登山の一大中心地となろう」と指摘し、レジャー、観光的な面からも、尾瀬の保護を説いたことが特徴的である⁽⁴³⁾。

武田は、植物学者らしく詳しく植物の調査報告をし、その「緒言」で尾瀬の学術的意義をつぎのように強調した。

「この短期間の調査に由て見るも、如何に尾瀬地方が、植物の種類、分布並に生態学的方面より見て、邦内無比の地なるかを知るに足るべし。それと共に今後尚動物、地質、地形、気象等の諸方面より、精密なる調査を要することは言を俟たず。而してその結果は、本州中部に於て学術上最も価値ある区域なるを立証す可きは、火を観るよりも瞭かなり。」

また「この地方の風致が、全く人工を借らずして、完璧の発達を遂げたるかは驚嘆に値す可く、造園学上の参考地として、人技を加えずして永劫に保存し、その変遷を自然に委ぬると共に、その破壊を防ぐに人力の最善を盡し、一面に於て学術研究資料を保護すると共に、一面郷土保全の為に、吾人が誠意を以て当るの要あるや必せり。」と尾瀬の学術的保存の意義を説いた。

こうして武田は、発電計画に痛烈に批判を加え、「故にその目的の何たるを問わず、苟もこの地方を破壊するが如き計画は仮借なく打破し、官民協力して、この国宝的地域の保護を計るべきものなること、疑ふの余地なし。』⁽⁴⁴⁾

両者の思惟の根源にはなお深刻な相違が存在したが、彼らは、共に発電計画に反対し、尾瀬の永遠の保護を主張した。

なおこの報告書の「例言」で「東京営林局」は、「国宝とも称すべき該

地方に於ける植生を保護愛撫するの念湧起するあらば、本書の出る亦徒爾たらざるべし。」と記した。明らかに東京営林局は、電源開発に強力に反対する立場をとれなかったとしても、尾瀬保護の立場を支持していたことがわかる⁽⁴⁵⁾。

その後の動向は明らかではないが、発電会社は、計画を練ったであろう⁽⁴⁶⁾。

田村剛は、すでに指摘したように、昭和2年7月に出版したパンフレット『国立公園』の中で、大自然、大風景の保護を強調し、日本には「世界的だと誇りうるほどの特色を持つ」すぐれた「大風景地」があり、「それは永遠に保留されて人類の享用に充てらべき」であるとし、十和田湖、上高地などのほか「奥日光、尾瀬沼」における「水力発電計画」に反対を表明し、すでにこの時期に尾瀬を日光国立公園候補地にふくめて、水力発電計画から守ることを決意しているかにみえる⁽⁴⁷⁾。

武田と自然保護観のかなり異なる田村剛は、さきの調査と尾瀬保護論（電源開発反対論）をふまえて、昭和4年1月に国立公園協会を設立して、国立公園制定運動に積極的に取り組んでいた。

昭和4年7月15日刊行の国立公園協会『国立公園』誌は、内務省囑託の中越延豊「国立公園候補地概観(三)」「日光」を掲載した。中越は、「茲に日光と云うは所謂日光山地を称するものであって、その地域は栃木県上都賀郡日光町及群馬県利根郡片品村に跨って居る」と「尾瀬」を日光国立公園候補地として正式にあつかい、そして「尾瀬沼の西に続いて尾瀬ヶ原の沼原がある……数多の大小池塘があり、……景観に於ても本邦湿原中比肩し得るものがなからう。」⁽⁴⁸⁾と尾瀬の景観を高く評価した。

もとより国立公園協会は、法的な根拠なしに任意に、「尾瀬」を大正10年来候補地として周知されていた日光国立公園候補地に組み入れたのであるが、それは協会の中心的な人物田村剛の個人的な努力と決意によるものであった。

他方、武田は、昭和5年に、これまでの論文を『尾瀬と鬼怒沼』の一冊

におさめ、尾瀬の学術的、自然的風景的な重要性を強調して、電源開発に反対し世間に訴えた⁽⁴⁹⁾。

さらに文部省は、昭和5年7月に白井の提言を受けるかのように、地質学者、植物学者、動物学者3人を動員して、尾瀬の天然記念物調査をおこない、昭和8年1月に『尾瀬天然記念物』と題し公表した。この調査は、東京工業大学助教授末野悌六「尾瀬地方の地質」、東大教授中野治房「尾瀬及び付近の植物生態学的調査」、東大教授鈴木外岐雄「尾瀬の動植物」で、地質、植物、動植物の3方面からのものであった⁽⁵⁰⁾。

各報告書は、尾瀬の自然の重要さを強調したが、2人がはっきりと水電開発に反対した。中野治房は「尾瀬地域植物群落保存趣旨」として「一朝之水下に埋むるが如きは学術上の一大損失であるばかりでなく、又何となく愛惜の念にたえざるものがある。又もしこれを水下に没せしめても泥炭の性質上時々浮上して湖水を鎖し流出河を遮断し洪水を起こさないとも限らないのである。かかる危険を冒し学術上の宝庫を失ふが如きは識者の取らざる所ではあるまいかと思惟する。』⁽⁵¹⁾と批判した。

鈴木外岐雄もまた「景勝の地として名声を博して居る尾瀬は植物学上のみならず動物学上からも、宝庫として類まれなるものがある。然るに近来尾瀬発電計画のため、あたらしこの自然の宝庫の湮滅の悲運を見んとしつつあるは、風致保存上並に学術上到底看過すべからざるところである。げに望ましきは、かような天然の宝庫は国家的至宝として一定の区域を限り指定し現状の変更はいうまでもなく、猥に動植物を採集捕獲するが如きことなく、永遠にその保存の途を講ずべきである。』⁽⁵²⁾と言い切った。

この調査を評して武田は、昭和7年の調査と記憶違いしているが、「文部省は多数の学者をこの地に送って、天然記念物の調査を行わしめたが、その報告書に、調査員達は筆を揃えてその学問的価値を賞賛し、その保護の必要を絶叫している。」と評した⁽⁵³⁾。

史蹟名勝天然記念物保存の所管を、昭和3年12月に内務省から移譲した文部省は、尾瀬の保護と水力発電計画に強力に反対していたことがわか

る。しかし、文部省の意向はとおらなかった。

平野長英は、「昭和五年の夏、文部省は数名の学者をして尾瀬天然記念物の調査を命じ、調査の結果天然記念物として特に指定されんとせしところ政治上の関係にて指定を中止された由である。」⁽⁶⁴⁾と指摘している。

他方、昭和6年に国立公園法が制定され、昭和7年に国立公園委員会は、尾瀬の調査を正式におこない、尾瀬を、正式に昭和7年に日光国立公園候補地の一部に包含した⁽⁶⁵⁾。こうして昭和9年に尾瀬は、正式に日光国立公園の一部に指定された。

尾瀬保護の主張は、広く世論に広がっていた。たとえば、群馬県史蹟名勝天然記念物調査委員の中曽根都太郎は、昭和7年7月の日本放送前橋局の放送で「尾瀬沼と尾瀬ヶ原」と題して語り、尾瀬の自然の価値を主張し「尾瀬に登山をお勧めすると共に切に之が愛護を祈る」⁽⁶⁶⁾と指摘した。

さらに注目すべき発言があった。昭和10年8月に、群馬県人の桑原政栄も、前橋局の放送で「自然の大風景を長養保護すると共に、また大衆の鑑賞に供しようとする。」「どこまでも天与の風景を維持して行くことが第一義」であると語り、発電問題については、「尾瀬の風景は、一度之を破壊すれば永遠に取消しのつかないものであります、破壊するのは易く建設は難しい」とのべ、「国家的百年の大計より打算して、慎重審議その是非を決すべきもの」、「我々は冷静なる関心を持って、静かに成り行きを注視する義務ありと信ずる」と指摘した⁽⁶⁷⁾。

昭和9年刊の郷土誌『上毛大観』なども、「尾瀬と尾瀬ヶ原とを包括する地帯は神秘的雄大なる原始境で、其の景観の著しく多種多様であるのみならず、……我が国に唯一つ残されたる自然の一大秘庫であり、学者の垂涎措かざる所である。又登山家旅行者も之を憧憬の的とし、文士・画家も亦得難き題材をここに求め、近年各方面より其の重要性が認められ、永遠保存の必要が叫ばれ天下の視聴を集めている。」⁽⁶⁸⁾と書いて、保護論に組している。

以上のように尾瀬は、広範な人たちによって保護の必要が主張されてい

たことがわかる。

国立公園に指定されるや、尾瀬は、一般登山者に大いに注目されることになった。田村剛は、昭和3年のさきの調査報告で、尾瀬への登山者は、「一箇年……一、一五六人」であったと報告している⁽⁶⁹⁾。また石射氏によれば、「昭和七年、長蔵小屋で数えた年間登山者数（尾瀬沼通過者を含む）がわずかに二千人」⁽⁶⁰⁾だったと指摘している。他のルートを考慮すれば、3,000—4,000人は、尾瀬に登山していたのではなかろうか。

昭和9年に長蔵小屋は建替えられ、収用人員は、従来の5部屋20—30人程度から100名に増加した。昭和13年ころにかけて長蔵小屋はやっと山小屋経営で一家が生計を賄えるほどに來客があったという⁽⁶¹⁾。この時期には、尾瀬の登山者も相当に増えたと思われる。

もとより尾瀬の国立公園候補地化は、一部地元の観光推進勢力の後押しがなかったわけではない。武田は、大正14年5月の『山岳』で、「群馬県のいわゆる有志は国立公園の美名の下に蹂躪せんとし、利欲に汲々たる輩は尾瀬ガ原を貯水池に変じ……」⁽⁶²⁾と指摘している。

しかし、当時の尾瀬は、観光客を集めるにはあまりにも、過疎地であり、アクセスも厳しかった。したがって観光開発を意図する国立公園化は、きわめて困難であった。尾瀬の国立公園化は、当時では、やはり大自然、大風景の保護という論理しかなかったであろう。

長蔵の後継ぎ平野長英は、国立公園指定による観光化について、つぎのように語っている。「国立公園になり、私が最も憂へているのは（狭量と笑ふ人もあるだろうが）、この静寂な原始境へ自動車の入ることと都会的建築物の建つことであるが、有り難いことに田村先生などの国立公園関係者は『尾瀬沼尾瀬ヶ原方面はなるべく静かな徒歩旅行者の楽しむべき領域として保存したい』という御意見故、幸いにこの尾瀬の自然美は永く保存せられることとおもう。この静かな原始的風致、これが尾瀬の生命なのだ。私は永久にこの静寂さと、この汚れなき風致の保存せられることを念じてやまぬ。」⁽⁶³⁾

尾瀬は昭和9年、国立公園に指定され東の間の静寂に浸っていた。国立公園になってその大自然、大風景が永遠に保護できるかにみえた。しかし尾瀬は、不運な運命をたどった。それは、国立公園に指定された直後、国立公園法の弱点について再び尾瀬の水力発電計画が提起された。

国立公園法は、厳しい保護規定がないことに加え、保護をゆるめる政策が、もっぱら所管官僚の考え方の如何、さらにはそれを規制する国民大衆の保護思想如何に依存していた。だから、国立公園は、経済の大不況や強権的経済主義的開発主義による産業開発に当面すると、開発に抵抗しがたい。

尾瀬の電源開発計画が、昭和10年に再び東京電燈によって計画された。昭和10年9月12日に『東京朝日新聞』に「湿原植物か水電か」という記事が発表された。

新聞によれば、「東電の水力発電計画は盆地になっている尾瀬ヶ原と尾瀬沼に自然水を貯えて大貯水池とし、尾瀬ヶ原に二百三十尺の堰提を築造し、堰提から墜道によって利根川に水を流すことにし、二ヶ所に発電所を建設すること」であった。これは、尾瀬に生息する貴重な植物を保存するため「文部省が天然記念物に指定することに内定した」ので、電力会社が、一時冷却していた計画を実現すべく動き出したことを意味した⁽⁶⁴⁾。

さらに昭和12年に日中戦争の勃発でにわかには戦雲がたなびき、軍事色が濃厚になって、同年に電力国家管理案が国会を通過し、さらに総合的な国策的電源開発が計画され、昭和13年2月8日に『東京朝日新聞』に尾瀬の電源開発構想が発表された。

その骨子は、これまでの計画と違って、出力64万キロという大規模な計画で、建設費1億40万円という膨大な額にたった。計画は昭和23年完成を目指した。そして「貯水池の有効水深、三十米」「堰提の高さ、八十米」という巨大な計画だった⁽⁶⁵⁾。

武田久吉は、さっそく『東京朝日新聞』に批判文をよせたが、掲載されず、昭和13年2月19日に『東京日々新聞』につきよるな批判を書いた。

反対の論旨は以下のとおりであった⁽⁶⁶⁾。

第1に、80メートルのダム建設の計画案は、その位置も幅も不明であり、有効水深30メートルという案も、基盤の脆弱さを考慮すれば計画通りの貯水は不可能である。建設も、資材運搬が困難であり、多くの自然破壊をともなう。

第2に「本邦の風景地が水電事業とか伐木とかその他の原因によって年々次第に影を潜める今日、尾瀬一帯の地は、官民協力して、子々孫々み伝う可き宝物であり、国民にはその義務がある。それは、単に景勝地であるのみではない、学問上の宝庫として、十分に保護を加えると共に、また研究を遂行すべき地域である。」と反対論を展開した⁽⁶⁷⁾。

武田を先頭に一斉に反対論が展開された。武田が戦後に語っているように、「私達の抗議が効を奏したとも思わないが、この問題は一時立ち消えの形であった。」

しかし昭和15年に再々度開発計画の決行が問題化された⁽⁶⁸⁾。武田らは、一斉に反対運動をおこなった。登山雑誌『山と溪谷』は、昭和15年9月号に『尾瀬』の特集をくみ、武田は「再燃の尾瀬ヶ原貯水問題」、安達成之が「尾瀬の発電計画」を發表して、計画に反対した⁽⁶⁹⁾。

さらに昭和15年12月には、川崎隆章・平野長英『尾瀬』が出版され、平野長英は「尾瀬ヶ原発電計画と国宝的勝地の保護」を掲載し、反対論を展開した。川崎隆章は、昭和16年3月に『山岳』誌に「尾瀬ヶ原貯水池反対説」を發表した⁽⁷⁰⁾。

昭和16年に武田は、『尾瀬と日光』を出版し、前年の執筆になる武田、安達の批判論文を再掲載した。武田の『尾瀬と日光』は、昭和16年にも再版され広範な読者をえた。

昭和18年には、川崎隆章『尾瀬と桧枝岐』が出版され、尾瀬の自然を愛し、保護を主張する人たちのすでに發表された論文、平野長蔵「尾瀬沼の四季」、田中阿歌麿「尾瀬沼の科学」、安達成之「尾瀬の真価」、館脇操「尾瀬をめぐる」、中野治房「尾瀬沼及び尾瀬が原に於ける植物生態学的調

査」， 鍋木外岐雄「尾瀬の動植物」， 川崎隆章「世紀の尾瀬水電の帰趨」など再掲載し， 電源開発反対論を展開した⁽⁷¹⁾。

川崎は， 翼賛の雰囲気「決戦下， 興亜の原動力として総ゆる産業に活気を注入するであろう」この尾瀬の国策的発電計画に， 堂々と反対論を展開した。

すなわち「然し乍この際従来行はれた反対の声を黙殺することは妥当ではない。この保存の主旨を要約すれば愛惜と技術上の二つに分けることが出来るが， 前者は神代より大自然に由りて完成したる芸術品尾瀬が原の原始境は内地では無二の観光資源で第二次国民人的資源涵養の道場として子孫に伝うべき義務ありとし， 昭和七年文部省が斯界の権威に委嘱して尾瀬地方の天然記念物の調査を行へる結果， 学術的価値を激讃し， その毀損の無謀を絶叫し， 後者は貯水池の基底を成す岩石の左岸は脆弱な火山岩屑， 右岸は鋸屑の如き泥炭地， 河床は閃雲花崗岩の上を蔽う安山岩で， 上に設ける堰堤は少なくとも高さ二百米， 幅六百米を必要とする為特別精巧の技術と莫大な工費を要し， 且一年の半ばは雪中に埋もれている交通不便の奥山に介在している為， 工事器材， 食料品等の運搬は勿論， 従業員の住宅にしても意想不到的困難に逢着す可く， 又所期通りの完成を見ても池底よりの漏水の惧れあり， 殊に湿原の主体を成す水蘚よりなる泥炭層が浮上して湿原植物の繁茂を再来し， 或は周囲より挺水植物の浸殖繁茂によって貯水池を縮小して洪水を起し， 或は再び大規模の大湿原を形成すると云うにある。』⁽⁷²⁾

戦時下にこうした反対論を展開するのは， 国賊呼ばわりされる恐れがあり， 相当の勇気のいることであったであろう。唯ただ敬服するのみである。

しかし戦時経済であることに加え， 極度の軍国主義下にあつて， 電源開発という至上命令にたいする抵抗は， むなしく無視され， 計画は実行に移されはじめた。しかし幸いなるかなここでも， 日本の戦況は急激に悪化し， 計画は中途で挫折し， 一部の開発計画が実施されただけで， 尾瀬は基

本的には生き延びることができた。

以上、尾瀬の国立公園化の過程をみてきたのであるが、そこには、他の国立公園化の過程にはまったく見られなかったような、強烈な尾瀬の自然保護運動が展開されてきたことがわかる。それは、日本の自然保護運動としてもっとも注目される足尾銅山の公害反対運動につぐ壮大なものの一つであった。

この運動を特徴づけるとすれば、第1に、この運動の根底に、頑ななまでの尾瀬を愛する情熱をもち、尾瀬の自然保護のために努力した尾瀬の住人、平野長蔵が存在したということである。

アメリカのジョン・ミュアーになぞらえて長蔵を評すならば、彼は、ミュアーのように教養や学識、学者としての仕事を成し遂げたわけではないが、自然を愛し、保護することにはミュアー同様に、大きな足跡を残したと評価できる。

第2に、長蔵の努力と並んで、学問、社会の面で実に多くの学者、教育者、あるいは登山家が、尾瀬の保護、とくに経済至上主義の充満した日本にあって電源開発に反対して尾瀬を保護することを主張したということであり、さらに決して妥協的な観点からではなく、ラジカルに主張したということである。

すでに指摘してきたように、武田久吉、白井光太郎、中野治房、鏑木外岐雄、安達成之、川崎隆章、などの学者が大きな役割をはたした。とくに群馬県下の民間人、地元の教育者、学者や新聞、時には日本放送が、尾瀬の自然保護への理解を示し陰陽にわたって協力したことをはっきりとみておきたい。

また一般の新聞に加え、尾瀬を取り上げ、自然保護と開発反対論を掲載した登山雑誌『山と溪谷』、日本山岳会の雑誌『山岳』などの役割も大きかった。しかも結果として、尾瀬は破壊から守られた。そのことが、電源開発反対運動の意義をいっそう高めることになった。

第3に、尾瀬の電源開発に反対し、保護を主張する勢力に、進歩的な内

務官僚、農林官僚や文部官僚がいたことは、特筆にあたります。尾瀬の自然保護には、とくに農林省の林業関係官僚達の役割が少なくなかった。尾瀬に限ったことではないが、大正4年の「保護林」制度の設立は、尾瀬破壊のチェック要因として幾ばくか作用したであろう。

またすでに論じたことであるが、国立公園協会の理事は、昭和4年の創立時でみても、林業関係者、すなわち農林省山林局長入江魁、帝室林野局長官三矢宮松、さらに林学者東大教授菌部一郎、本多静六、田村剛、上原敬二などを擁していたため、林業官僚に大きな影響力をもっていたことが推測される。このことが、尾瀬の自然保護に大きくかかわっていたと考えられる。

また昭和4年に史蹟名勝天然記念物保存事業が、内務省から文部省に移管されたため、文部省の自然保護の役割が浮上した。文部省が、尾瀬の保護を意図して、昭和5年に3人の学者に調査を依頼して電源開発に反対し、尾瀬を「天然記念物」地域に指定しようとしたことは、決して過小に評価してはならない。内務省については、ここで再論しない。

第4に、しかしこの反対運動を注意深く分析すれば、運動に大きな弱点があったことも確認されなければならない。第1、反対運動があくまで、個人的、散発的だったことである。第2、アメリカの国立公園運動を想起すると反対運動が、まだ一部の学者、教育者、登山家に限られていて、全国的な広がり、大衆的かつ組織的なバックアップが欠如していたことである。

アメリカの国立公園運動には、ジョン・ミュアーのようなカリスマ的な自然保護論者がおり、多数の著書で自然保護を訴え、優れた組織力を駆使してシエラ・クラブのような登山クラブにして強力な自然保護団体を組織し、自然保護運動を全国的に展開させた。

残念ながら平野長蔵は、ミュアーのような才学をもっていなかった。さらに武田久吉は、植物学者であり、登山家であり、ミュアーに匹敵する学才を備えていたが、ミュアーが組織したように、シエラ・クラブのような

強力な自然保護団体を組織し、ミュアーの思想を受け継ぎ、発展させるほどの強力な自然保護思想を創造するにいたらなかった。

自分で創造できなかったとしても、当時すでに存在したアメリカの自然保護思想、運動を日本に積極的に紹介することもなされなかった。国立公園協会が、田村を先頭にそれを僅かながらおこなったが、私は、当時の観光のための国立公園論に距離をおいていた武田や白井のような自然保護に熱心な学者が、そうした仕事をおこなって欲しかったと思う。

しかしいくら弱点をもっていたとしても、尾瀬の電源開発反対論と自然保護の運動は、他の国立公園がらみの自然保護運動と著しく異なっており、相対的に大規模であり、強力で粘り強かった。さらに、尾瀬の場合は、十和田国立公園が、基本的に農業灌漑、副次的に水力発電にたいする反対運動であり、その根底に十和田の観光化の目的をおいていたのと違って、直接的に自然保護を重点とした運動であり、観光開発を意図した面は著しく微小であったということである。

こうして尾瀬は、大工業地帯をふくむ関東圏の端にあり、国立公園になってからも、関東圏の電力を供給する電力電源開発の脅威にさらされたが、しかし国立公園を盾に、尾瀬の自然を愛し、その価値を認める多くの人たち、学者、地域住民などによって守られた。

戦前に限っても尾瀬は、自然保護運動の歴史、或いは自然保護を目指す国立公園運動の歴史からみても、実に注目すべき運動を展開してきたのである。

《注》

- (1) これまで尾瀬の自然保護については、多くの研究がある。主要なものを列挙すれば、後藤允『尾瀬一山小屋三代記』、岩波新書、1984年、石射虎三郎『尾瀬に生き尾瀬に死す・平野長英、尾瀬の70年』、健友館、1989年、宮崎邦一郎『尾瀬一〇〇年―登山と自然保護』、煥呼社、1996年、文献集として波戸場秀幸『尾瀬の書物―尾瀬関係文献図書目録』、煥呼社、1986年、のほか、戦前から尾瀬に関わった武田久吉、田村剛、平野長蔵、川崎隆章、安達成之などの人たちの論稿も多い。ここでは列記しないが、行論の

- 中で紹介することにした。なお資料や事実関係のあつかいがやや乱暴だが、宮崎氏の研究は、精力的かつ詳細であり、小論にとって大変役立つことを記して、謝意を表しておきたい。
- (2) 東京林野局『尾瀬地方に於ける保護林と其の景観』, 1923年, 所収, 田村剛稿「尾瀬地方風景調査書」, 1頁, 18頁。
 - (3) 前掲『尾瀬—00年—登山と自然保護』, 83頁。
 - (4) 田村剛「国立公園の本質」, 『庭園』第3巻第2号, 9頁。『大阪朝日新聞』大正10年10月9日, 「国立公園」の記事参照。
 - (5) 前掲『尾瀬の書物—尾瀬関係文献図書目録』, 1頁参照。あるいは, 尾瀬のすぐれた文献解説, 廣瀬潔「尾瀬を紹介した人と文」, 川崎隆章『尾瀬と桧枝岐』, 那珂書店, 昭和18年, を参照。
 - (6) 同上『目録』, 2—4頁。
 - (7) 武田久吉「尾瀬紀行—初めて尾瀬を訪う」, 『山岳』創刊号, 明治39年。この小文は, 昭和5年に『日光と鬼怒沼』に収録されている。戦後版は各種あるが, ここでは『日本山岳名著全集』3, 27頁によった。なお武田久吉については, すでに前稿で論じてあるのでふれない。
 - (8) 前掲武田『尾瀬と鬼怒沼』, 22頁。
 - (9) 自然保護協会『自然保護のあゆみ』, 15頁。
 - (10) 安達成之「尾瀬の発電計画」, 『尾瀬と日光』所収, 331頁。
 - (11) 前掲『尾瀬—山小屋三代記』, 27頁。
 - (12) 前掲『尾瀬—〇〇年—登山と自然保護』, 70頁。
 - (13) 前掲『尾瀬—山小屋三代記』, 28—9頁。宮崎氏は, 後藤氏の資料紹介から「長蔵が, ここの漁業権を獲得しようと思ったのは, 鬼怒川水力電力会社が尾瀬沼の水利権を獲得しようとしたことが新聞で報道されたためであった。」82頁と誤解している。
 - (14) 同上。
 - (15) 白井光太郎「植物学上から観たる日光」, 『山口光太郎著作集』第4巻, 121, 135, 145頁。
 - (16) 自然保護協会編『自然保護ハンドブック』, 81頁。
詳しく。
 - (17) 遠藤安太郎編『日本山林史』(上巻保護林篇), 日本山林史刊行会, 昭和9年, 238—9頁。
 - (18) 石射虎三郎『尾瀬に生き尾瀬に死す』, 47頁。
 - (19) 前掲『尾瀬—00年—登山と自然保護』, 68頁, 71頁。
 - (20) 前掲安達成之「尾瀬の発電計画」, 『尾瀬と日光』所収, 332—3頁。

- (21) 前掲『尾瀬一〇〇年—登山と自然保護』, 68頁。
- (22) 前掲『自然保護のあゆみ』, 15頁。
- (23) 武田久吉「尾瀬の秋」, 『尾瀬と鬼怒沼』所収, 114頁。
- (24) 前掲『尾瀬一山小屋三代記』, 35頁。
- (25) 同上, 35頁。
- (26) 同上, 36頁。
- (27) 白井光太郎「群馬県利根郡尾瀬沼付近長葉毛氈苔自生地調査報告」, 『天然記念物及名勝調査報告植物之部』第七輯, 昭和2年12月, 前掲『白井光太郎著作集』第4巻。
- (28) 同上, 44頁。
- (29) 同上, 44頁。
- (30) 同上, 44頁。
- (31) 武田久吉「尾瀬と水電」, 『尾瀬ヶ原の諸問題』所収, 1950年, 51頁。
- (32) 田村については, すでに拙稿で論じてある。
- (33) 武田「尾瀬再訪」, 前掲『尾瀬と鬼怒沼』, 30頁, 46頁。
- (34) 平野長蔵「尾瀬の四季」, 『山岳』, 大正14年5月号。
- (35) 岩沢正作「国立公園予定地地方史蹟名勝天然記念物視察雑記」, 『上毛及上毛人』No92, 大正13年12月号。
- (36) 平野長英「山賤雑記」, 平野長英・川崎隆章『尾瀬』所収, 1953年, 福村書店, 104頁。
- (37) 前掲『尾瀬一山小屋三代記』, 37頁。
- (38) 同上, 36頁。
- (39) 武田「尾瀬と水電—回顧と批判—」, 『尾瀬カ原の諸問題』所収, 1950年, 52—3頁。
- (40) 東京営林局『尾瀬地方に於ける保護林と其の景観』, 昭和3年。
- (41) 田村剛・武田久吉『仙境尾瀬の景観』, 昭和3年。はしがき。
- (42) 田村「尾瀬地方風景調査書」, 前掲『尾瀬地方に於ける保護林と其の景観』所収, 10頁。20頁。22頁。
- (43) 同上, 17—8頁。
- (44) 武田「尾瀬地方植物調査報告」, 『尾瀬地方に於ける保護林と其の景観』所収, 1—3頁。
- (45) 同上, 1—3頁。
- (46) 前掲『自然保護のあゆみ』, 391頁。
- (47) 田村前掲『国立公園』, 41頁。
- (48) 『国立公園』第1巻第5号, 14—5頁。

- (49) 田村「尾瀬再訪記」, 『尾瀬と鬼怒沼』所収, 昭和5年。
- (50) 3人の論文は, 当初, 文部省『尾瀬天然記念物』, 刀江書院, 昭和8年, として公表されたが, その後に川崎隆章『尾瀬と桧枝岐』, 那珂書房, 昭和18年, に再掲載された。
- (51) 中野「尾瀬及び付近の植物生態調査」, 前掲『尾瀬と桧枝岐』版, 345頁。
- (52) 鈴木「尾瀬の動植物」, 同上書, 356頁。
- (53) 武田「尾瀬と水電一回顧と批判一」, 『尾瀬ヶ原の諸問題』, 厚生省国立公園部, 1950年, 62頁。
- (54) 平野「尾瀬ヶ原発電計画と国宝的景勝地の保護」, 前掲平野・川崎『尾瀬』, 1950年, 戦後版, 189頁。
- (55) 加藤「国立公園選定特別委員尾瀬及奥日光視察旅行記」, 『国立公園』第4巻第8号。
- (56) 前掲『尾瀬一〇〇年一登山と自然保護』, 106-8頁。
- (57) 同上, 108-9頁。
- (58) 『上毛大観』, 昭和9年, 355頁。
- (59) 前掲『尾瀬地方に於ける保護林と其の景観』, 18頁。
- (60) 前掲『尾瀬に生き尾瀬に死す』, 38頁, 68頁。
- (61) 同上, 69頁, 72頁, 74頁。
- (62) 武田「尾瀬再訪記」, 前掲『尾瀬と鬼怒沼』, 30頁。
- (63) 平野長英「山賤雑記」, 前掲平野・川崎『尾瀬』, 103-4頁。
- (64) 『東京朝日新聞』昭和10年9月12日。
- (65) 同上, 昭和13年2月8日。
- (66) 同上, 昭和13年2月19日。あるいは武田前掲「尾瀬と水電」, 『尾瀬ヶ原の諸問題』, 58頁。
- (67) 同上, 60-2頁。
- (68) 同上, 63頁。
- (69) 『山と溪谷』昭和15年9月号。武田「再燃の尾瀬ヶ原貯水問題」, 安達成之「尾瀬の発電計画」を参照。
- (70) 川崎「尾瀬ヶ原貯水地反対説」, 『山岳』第35年第2号。
- (71) 川崎『尾瀬と桧枝岐』。
- (72) 同上, 483-4頁。

The Establishment of the National Park System in Japan (Part II)

Nisaburo MURAKUSI

《Abstract》

This paper, a continuation from the preceding Part 1, presents an attempt to analyse the process by which a national park system was established in Japan in the 1930s. It lays particular emphasis on clarifying the state of the conflicts between tourism and nature conservation in the national parks of Japan during the same decade.

The original twelve national parks were opened in the 1930s. This study examines the processes of formation of Akan National Park, Daisetsuan National Park, Towada National Park, and Nikko National Park. The initiative for the foundation of the national parks in Japan was furthered by the National Park Association of Japan mainly as a means for increasing the popularity of tourism. By contrast, however, Towada National Park and Nikko National Park —especially the Oze area of the latter —were established in the interests of nature conservation rather than of tourism.